

令和 8 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 8 (2026) 年 6 月

岡崎大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的	6
基準 2. 内部質保証	10
基準 3. 学生	20
基準 4. 教育課程	39
基準 5. 教員・職員	56
基準 6. 経営・管理と財務	69
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	81
基準 A. 社会貢献	81
V. 特記事項	92
VI. 法令等の遵守状況一覧	93
VII. エビデンス集一覧	108
エビデンス集（データ編）一覧	108
エビデンス集（資料編）一覧	109

I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1 岡崎大学の建学の精神と基本理念

岡崎大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は「自己実現と社会貢献」である。その理念は、「自分の頭で考え、自分の心で感じ、自分の言葉や行動で表現する」という自律的な学修を通して現代に生きるための知恵と知識を獲得し、人間的な成長と目標の実現を目指すこと、また、意見の異なる人々をも含めて、周囲の人々と共生することの重要性を認識し、多くの人々の幸福実現のための努力を惜しまぬ誠実さを育むことである。

建学の精神は、Web サイト（ホームページ）、大学案内、履修要項等を通じて学内外に公表しているほか、入学式や卒業式、新入生オリエンテーション等においても繰り返し説明し、その理解と浸透を図っている。

2 本学の使命・目的

本学は、大学設置基準第2条及び学校教育法第83条に則り、学則第1条第1項において教育目的を定めている。

（大学の教育目的）

本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、人間の生き方への真摯な探究を通じた人格形成を目指すとともに、専門の学術を教授研究することにより、社会の発展に貢献し得る人材の育成を目的とする。

また、建学の精神、大学の教育理念及び教育目的に基づき、本学が養成する人材像を次のように定めている。

（大学が養成する人材像）

- I 深い人間理解と共感力を備えた教養ある人材（人間力）
- II 高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人（専門力）
- III 知的好奇心と行動力を持ち、社会の課題を探究する人材（課題探究力）
- IV 実践力を持ち、社会を支え貢献できる人材（地域貢献力）

これらは履修要項等に明記するとともに、新入生オリエンテーションをはじめとする各種機会を通じて学生及び教職員に周知している。

3 本学の個性・特色

本学は、教育・保育分野に特化した単科大学として、建学の精神「自己実現と社会貢献」のもと、地域社会に貢献する教育者・保育者の養成を使命としている。教育学部の教育目的は、大学の教育目的を踏まえて学則第1条第2項に定められている。

（教育学部の教育目的）

教育学部は、現代人としての教養と教育保育分野の豊かな専門知識・技能をもち、子どもや保護者への共感力をもつと共に、高い使命感と倫理観に基づいて現代社会のニーズに応じてゆける幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び保育士の養成を目的とする。

本学の特色の一つは、幼児教育・保育から小学校教育、さらに中学校・高等学校教育（保健体育）までを見通した教育者養成を行っていることである。乳幼児期から青年期までの

発達を総合的に理解し、教育・保育・スポーツの各分野において活躍できる人材の育成を目指している。

本学は3つの付属幼稚園と1つの認定こども園を有しており、教育・保育現場との密接な連携のもと、理論と実践を往還する学びを展開している。授業や実習、地域連携活動を通して、学生が早期から子どもと関わり、実践的な学びを深めることのできる環境を整えている。また、本学では理論と実践を往還する学びを重視しており、4年次には同一の教育・保育現場で継続的に学ぶ長期フィールド実習を開講している。さらに、多様な子どもの理解と支援に関する学びを充実させ、インクルーシブ教育の理念に基づく教育者・保育者の養成に取り組んでいる。加えて、地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校、教育委員会と連携し、教育・保育・スポーツを通じた地域課題の解決に取り組んでいる。教育研究活動の成果を地域社会へ還元するとともに、地域とともに成長する大学として、実践力と地域貢献力を備えた人材の育成を推進している。

このように本学は、教育・保育・スポーツを横断的に学ぶことのできる教育課程と、付属園及び地域社会との密接な連携による実践的な学びを特色とする教育系単科大学として、地域社会の発展に貢献する人材の育成に取り組んでいる。

Ⅱ 沿革

1 学校法人清光学園と岡崎大学の沿革

本法人は、大正 13(1924)年に設置した幼稚園を礎としており、昭和 29(1954)年に学校法人清光学園を設立し、令和 6 年(2024)年で学園 100 周年を迎えた。幼稚園 3 園を擁し、昭和 40(1965)年に保育科の設置認可を受けて岡崎女子短期大学（現岡崎短期大学）を開学した。昭和 44(1969)年に保育科を幼児教育学科へと改称するとともに、勤労学生を対象とする同第三部を増設し、昭和 49(1974)年に初等教育学科、昭和 61(1986)年に経営実務科を設置した。平成 14(2002)年に初等教育学科を人間福祉学科へと改組転換したが、平成 23(2011)年に人間福祉学科の学生募集を停止している。

平成 25(2013)年に子ども教育学部子ども教育学科を有する教育・保育系単科大学として、岡崎女子短期大学（現岡崎短期大学）との併設形式で岡崎女子大学が開学した。平成 28(2016)年度で完成年度を迎え、同年、小学校教諭一種免許状を取得するための教職課程の設置申請を行い、認可を受けた。

令和 6(2024)年度に岡崎女子大学は社会の多様なニーズに対応するために、令和 8(2026)年度から、男女共学化とし、名称を「岡崎大学」に変更すること、また、中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得できる教職課程の設置準備を行った。併せて、近年の学生募集状況及び入学実績を踏まえ、令和 8(2026)年度入学生から入学定員を 100 人から 70 人へ変更することとした。令和 7(2025)年 3 月に教職課程認定申請書を提出し、令和 7(2025)年 12 月 12 日付けで文部科学大臣から認可され、令和 8(2026)年度入学生から中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得が可能となった（表 1）。

表 1 学校法人清光学園と岡崎大学の沿革

大正 13(1924)年 4 月	嫩幼稚園設置
昭和 29(1954)年 7 月	学校法人清光学園設立認可
昭和 37(1962)年 9 月	早蕨幼稚園設置認可
昭和 40(1965)年 4 月	岡崎女子短期大学開学(保育科入学定員 40 名)
昭和 42(1967)年 4 月	岡崎女子短期大学保育科入学定員変更(40 名→65 名)
昭和 44(1969)年 4 月	岡崎女子短期大学保育科第一部入学定員変更(65 名→150 名)
	保育科を幼児教育学科と改称認可
	幼児教育学科第三部開設(入学定員 100 名)
昭和 48(1973)年 3 月	早蕨幼稚園を第一早蕨幼稚園と名称変更
昭和 49(1974)年 3 月	岡崎女子短期大学付属第二早蕨幼稚園設置認可
昭和 49(1974)年 4 月	岡崎女子短期大学初等教育学科開設(入学定員 50 名)
昭和 52(1977)年 4 月	岡崎女子短期大学幼児教育学科入学定員変更 (第一部 150 名→200 名、第三部 100 名→150 名)
昭和 61(1986)年 4 月	岡崎女子短期大学経営実務科開設(入学定員 100 名)
平成 3(1991)年 4 月	岡崎女子短期大学経営実務科入学定員変更(100 名→150 名)
平成 11(1999)年 4 月	岡崎女子短期大学専攻科(幼児教育学専攻)開設(定員 10 名)
平成 14(2002)年 4 月	岡崎女子短期大学経営実務科入学定員変更 (100 名→120 名、臨時定員 20 名含)
	岡崎女子短期大学初等教育学科学生募集停止
	岡崎女子短期大学人間福祉学科開設(入学定員 80 名)
平成 15(2003)年 3 月	岡崎女子短期大学初等教育学科廃止
平成 15(2003)年 4 月	岡崎女子短期大学幼児教育学科第三部入学定員変更(150 名→75 名)

岡崎大学

平成 17(2005)年 4 月	岡崎女子短期大学経営実務科入学定員変更(120 名→100 名)
平成 19(2007)年 4 月	岡崎女子短期大学幼児教育学科第一部入学定員変更(200 名→240 名)
平成 21(2009)年 4 月	岡崎女子短期大学人間福祉学科入学定員変更(80 名→40 名)
平成 23(2011)年 4 月	岡崎女子短期大学人間福祉学科学生募集停止
平成 24(2012)年 4 月	岡崎女子短期大学専攻科(幼児教育学専攻)学生募集停止
平成 24(2012)年 11 月	岡崎女子大学設置認可
平成 25(2013)年 4 月	岡崎女子短期大学幼児教育学科第一部入学定員変更(240 名→160 名)
	岡崎女子短期大学経営実務科入学定員変更(100 名→80 名)
	経営実務科を現代ビジネス学科と名称変更
	岡崎女子大学開学(子ども教育学部子ども教育学科入学定員 100 名)
平成 25(2013)年 9 月	岡崎女子短期大学人間福祉学科廃止
平成 28(2016)年 4 月	小学校教諭一種免許教職課程設置
平成 29(2017)年 4 月	岡崎女子短期大学現代ビジネス学科入学定員変更(80 名→70 名)
平成 31(2019)年 4 月	岡崎女子短期大学幼児教育学科第一部入学定員変更(160 名→172 名)
	岡崎女子短期大学幼児教育学科第三部入学定員変更(75 名→80 名)
	岡崎女子短期大学現代ビジネス学科入学定員変更(70 名→50 名)
令和 4(2022)年 3 月	幼保連携型認定こども園たかねこども園設置認可
令和 4(2022)年 4 月	岡崎女子短期大学現代ビジネス学科学生募集停止
令和 5(2023)年 3 月	岡崎女子短期大学現代ビジネス学科廃止
令和 7(2025)年 4 月	岡崎女子短期大学幼児教育学科第一部入学定員変更(172 名→120 名)
令和 8(2026)年 4 月	岡崎女子大学子ども教育学部を岡崎大学教育学部と名称変更
	岡崎大学教育学部子ども教育学科入学定員変更(100 名→70 名)
	中学校教諭一種免許教職課程(保健体育)・高等学校教諭一種免許教職課程(保健体育)設置
	岡崎女子短期大学を岡崎短期大学と名称変更
	岡崎女子短期大学付属嫩幼稚園を岡崎大学・岡崎短期大学付属嫩幼稚園に園名変更
	岡崎女子短期大学付属第一早蕨幼稚園を岡崎大学・岡崎短期大学付属第一早蕨幼稚園に園名変更
	岡崎女子短期大学付属第二早蕨幼稚園を岡崎大学・岡崎短期大学付属第二早蕨幼稚園に園名変更

2 本学の現況

令和8(2026)年度(5月1日現在)、本学の現況、学生数、教員数、職員数は表2～5のとおりである。

表2 本学の現況(学名・所在地・開学日など)

学 名	岡崎大学
所 在 地	〒444-0015 愛知県岡崎市中町1-8-4
開 学 日	平成25(2013)年4月1日
建学の精神	自己実現と社会貢献
学 部 学 科	教育学部子ども教育学科
教 育 形 態	教育・保育系単科大学
入 学 定 員	70 人
学 位 名 称	学士(教育学)
英 訳	岡崎大学 Okazaki University 教育学部 Faculty of Education 子ども教育学科 Department of Childhood Care and Education 学士(教育学) Bachelor of Education
取得可能な資格	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 保育士資格

表3 学生数 (単位:人)

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	合 計
人 数	86	43	36	62	227

表4 教員の職名・職位とその数 (単位:人)

職 名	学 長	副学長	学部長・学科長	合 計
人 数	1	1	1	3

職 位	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	合 計
人 数	12	3	2	0	1	18

表5 職員の職名とその数 (単位:人)

職 名	局 長	局長補佐 次長・参事	課 長	課長補佐	一般職	合 計
人 数	2	2	4	3	8	19

Ⅲ 評価機構が定める基準に基づく自己評価

公益財団法人 日本高等教育評価機構が定める「評価基準」に準拠し、令和 8(2026)年度の自己点検・評価を以下のとおり実施した。

基準 1 使命・目的

1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中長期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

岡崎大学（以下、「本学」という。）では、建学の精神「自己実現と社会貢献」に基づき大学の教育目的を定めるとともに、その理念を具体化したものとして「大学が養成する人材像」を示している。建学の精神、大学の教育目的、大学が養成する人材像、学部教育目的及び教育目標並びに三つのポリシー等は、Web サイトで公開するとともに、履修要項等に掲載し、理事・評議員・監事・教職員・学生に周知している。【1-1-a】【1-1-b】【1-1-c】

年度初めの教授会において学長が建学の精神について説明し、学科会議では学部長が学部の教育目的に基づく年間教育方針を確認するなど、教職員間の理解の共有を図っている。また、入学式、卒業式、入試説明会、オープンキャンパス、教育懇談会等の機会を通して、学生、高校教員、高校生、保証人、地域関係者等に対して本学の教育理念等を説明し、学外関係者への周知を行っている。さらに、入学式後に実施する新入生オリエンテーションにおいても建学の精神や大学の教育理念について説明し、大学での学修や学生生活の基盤となる理念への理解を促している。【1-1-d】【1-1-e】

その他、学園が設置する付属幼稚園 3 園及び、認定こども園 1 園との連携の中でも、本学の建学の精神や教育理念について共有を図り、地域の教育関係者への周知に努めている。

平成 30(2018)年度からは、学生が建学の精神の意味を自ら考え、自身の生き方と結び付けて理解することを目的として『建学の精神』エッセイコンクールを実施しており、優秀作品は学長表彰を行うなど、理念理解を深める取組みを行っている。【1-1-f】

なお、令和 8(2026)年度から教育課程を見直し、教養科目として「建学の精神」を新たに位置付け、教育活動を通して学生の使命・目的への理解を体系的に深めるとともに、学内外への周知のさらなる充実を図る。また、授業のみならず学生生活や地域活動等の機会を通して、本学の理念への理解を継続的に深める取組みを推進している。【1-1-g】

このように、本学では多様な媒体や機会を通して、建学の精神に基づく使命・目的及び

教育研究上の目的について、学内外への周知と理解の促進を図っている。これらの取組みにより、学生は建学の精神に基づく学修の意義を理解し、自らの学びや将来像と結び付けて考える姿勢が育成されており、その状況は授業での振り返りや履修カルテ（学修の記録）の記述等からも確認されている。【1-1-h】

1-1-② 中長期的な計画への反映

使命・目的及び教育研究上の目的は、大学及び学園の中期計画の策定における基本的な指針として位置付けられている。本学では、併設短期大学の教育理念や将来構想との整合を図りつつ、大学の使命・目的を踏まえた教育研究活動の発展を目指し、中期計画の検討を行っている。【1-1-i】

平成 29(2017)年度には子ども教育学部（現教育学部）に小学校教員養成課程を設置したことや、文部科学省から三つのポリシーの見直しが求められたことを受け、大学の教育目的や大学が養成する人材像、学部の教育目的及び教育目標について検討を行い、全学及び学部の三つのポリシーを改定した。さらに平成 30(2018)年度には三つのポリシーを起点とするアセスメント・ポリシーを策定し、平成 31(2019)年 4 月には「岡崎女子大学（現岡崎大学）内部質保証の方針」を定め、教育活動の改善に取り組んでいる。【1-1-j】

また、大学の理念に即し、学部教育の充実や大学の将来像を見据えた大学運営を推進するため、学長室会議及び、大学・短期大学運営会議を中心として中期計画の検討を行った。その結果、「Seiko G PLAN 2022-2026（案）」を作成して令和 4(2022)年 3 月に学内報告（大学・短期大学運営会議、教授会、理事会、評議員会）に至った。同計画は、「学生募集」「学生支援」「教育支援」「就職・卒後支援（就業力）」「地域連携」「教学マネジメント」の 6 分野からなる 5 年クールの中期計画であり、各分野の委員会及び事務局が実施主体となり、教職協働体制のもと全学的に推進している。また、各分野の取り組み状況については大学・短期大学運営会議等において進捗確認を行い、必要に応じて改善を図っている。【1-1-k】

【1-1-l】 【1-1-m】

さらに同計画の推進の中で、社会の変化や教育者・保育者不足への対応を踏まえ、令和 8(2026)年度からの共学化を決定するとともに、大学名称を「岡崎女子大学」から「岡崎大学」に、学部名称を「子ども教育学部」から「教育学部」に変更することとした。これらは、本学の使命・目的の実現に向けた大学改革として中期計画に位置付けている。

このように、本学では使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえ、中期計画の策定と推進を行っている。これらの取組みにより、使命・目的は大学運営及び教育活動に具体的に反映され、その成果は教育内容の充実や学生の学修状況の向上として現れており、その状況は IR 推進室による全国学生調査の分析や FD 委員会による学生による授業アンケートの検討からも確認されている。【1-1-n】 【1-1-o】 【1-1-p】

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

建学の精神「自己実現と社会貢献」に基づき大学の教育目的が定められ、さらにその理念を踏まえて「大学が養成する人材像」が示されている。これらの理念を教育活動に具体化したものが、全学ディプロマ・ポリシー（以下、「DP」という。）、全学カリキュラム・ポリシー（以下、「CP」という。）、全学アドミッション・ポリシー（以下、「AP」という。）で

ある。

また、「大学の教育目的」及び「大学が養成する人材像」は、教育学部の「学部の教育目的」及び「学部の教育目標」に受け継がれ、大学の三つのポリシーも学部の三つのポリシーへと展開されることで一貫性を保っている。教育学部では、「幼児教育・保育専攻」「小学校教育専攻」「中・高等学校教育専攻」「健康・スポーツ専攻」を設け、小学校教諭、中学校教諭（保健体育）、高等学校教諭（保健体育）、幼稚園教諭及び保育士の養成に対応した教育課程を編成しており、これらの教育課程は学部の DP の達成を目指して体系的に構成されている。

さらに、これらの三つのポリシーは、学長室会議、大学・短期大学運営会議、教授会等における審議を経て策定・改定されており、内部質保証の取組みの中で必要に応じて見直しを行っている。また、教育課程の編成、授業の実施、学修成果の評価及び入学者選抜の方針等にも反映され、本学の使命・目的及び教育研究上の目的を具体的に実現するための基本方針として位置付けられている。【1-1-q】

このように、本学では建学の精神及び教育目的を三つのポリシーに反映させ、教育活動の基本方針として体系的に位置付けている。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するため、教育学部子ども教育学科を設置し、教育・保育分野の専門的職業人の養成を行っている。学科には「幼児教育・保育専攻」「小学校教育専攻」「中・高等学校教育専攻」「健康・スポーツ専攻」を置き、小学校教諭、中学校教諭（保健体育）、高等学校教諭（保健体育）、幼稚園教諭及び保育士の養成に対応した教育研究組織を整備している。また、大学設置基準及び教職課程認定基準に基づき、教育課程及び授与する学位「学士（教育学）」に応じた専任教員を適切に配置している。さらに、法人が設置する附属幼稚園 3 園及び認定こども園 1 園を教育研究の拠点として活用するとともに、近隣 5 市との包括連携協定や 10 校の高校との高大連携を通して地域との協働体制を構築し、本学の使命・目的の実現に資する教育研究体制を整備している。【1-1-r】【1-1-s】

1-1-⑤ 変化への対応

本学では、社会情勢の変化や教育ニーズに対応するため、大学の使命・目的及び教育研究上の目的について、大学・短期大学運営会議において検証を行う体制を整備している。同会議の設置及び審議事項は大学・短期大学運営会議規程に定められており、大学運営に関する重要事項とともに使命・目的の検証を行っている。【1-1-t】

令和 6(2024)年度は、第 4 回大学・短期大学運営会議（令和 6(2024)年 7 月 4 日開催）及び第 5 回大学・短期大学運営会議（令和 6(2024)年 8 月 8 日開催）において、使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行った。【1-1-u】

令和 8(2026)年度からの共学化に伴い、建学の精神・理念、教育目的、養成する人材像については、第 352 回理事会（令和 6(2024)年 8 月 29 日開催）において見直しを行った。【1-1-v】

令和 7(2025)年度には、第 9 回大学・短期大学運営会議において使命・目的及び教育研究

上の目的の検証を実施した。また、令和 7(2025)年 12 月以降、運営会議において継続的な検討を行い、令和 8(2026)年 2 月の第 11 回同会議において関係規程の一部改正を行った。

【1-1-w】

また、本学では社会的要請の変化に対応し、教育研究上の目的の見直しを行っている。平成 28(2016)年度に小学校教職課程を設置した際には、子ども教育学部（現教育学部）の教育目的に「小学校教諭」の養成を明記する改定を行った。

さらに、令和 6(2024)年度には、情報技術の著しい発達や国際化、人権意識の高まり、本格的な男女共同参画社会の進展など社会環境の大きな変化に加え、教育者・保育者不足への対応が求められていることを踏まえ、令和 8(2026)年度からの共学化を決定した。【1-1-x】これに伴い、教育・保育を志す多様な人材に門戸を開き、社会的要請に応える人材養成を推進する観点から、大学名称を「岡崎女子大学」から「岡崎大学」に、学部名称を「子ども教育学部」から「教育学部」とし、その後、学則変更届出を行った。これらの取組みは、社会の変化に対応し、本学の使命・目的の実現を一層推進するための大学改革の一環として位置付けている。

このように、本学では社会情勢や教育ニーズの変化を踏まえ、使命・目的及び教育研究上の目的について継続的な検証と見直しを行っており、その内容は大学・短期大学運営会議等における審議や自己点検・評価の結果を踏まえて実施されている。この共学化は、多様な背景を持つ学生の受入れを通して学びの多様性を高めるとともに、現代社会に求められる協働性や多様性理解を育成する教育的意義を有するものである。

本学の使命・目的は、単なる理念として掲げられるものではなく、教育活動及び大学運営において具体的に実現され、その有効性も確認されている。使命・目的は大学運営及び教育活動の基盤として実質的に機能している。

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、建学の精神に基づく使命・目的及び教育研究上の目的について、Web サイトや履修要項への掲載、入学式やオープンキャンパス等の機会を通じた説明、さらには「建学の精神」エッセイコンクールの実施など、多様な方法により学内外への周知と理解の促進を図っている。加えて、令和 8(2026)年度からは教養科目として「建学の精神」を配置し、教育課程を通じた体系的な理解の深化を図るなど、理念の教育への具体的な反映を進めている。

また、使命・目的は中長期計画「Seiko G PLAN 2022-2026」に反映され、大学・短期大学運営会議を中心とした教職協働体制のもとで着実に推進されている。さらに、社会情勢の変化や教育ニーズの高まりに対応し、共学化、大学名称及び学部名称の変更などの大学改革を実施しており、使命・目的の実現に向けた変革が具体的に進められている。

これらの取組みにより、使命・目的は三つのポリシーや教育課程、組織体制に体系的に反映されるとともに、学生の学修状況や意識の変化としても確認されており、本学の理念が教育活動の中で実質的に機能している点が本学の特色である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で得られた課題など

本学においては、使命・目的の周知及び教育活動への反映は着実に進んでいるが、今後はこれらの取組みが学生の学修成果や成長にどのように結び付いているかについて、より一層明確に示すことが課題である。特に、建学の精神や使命・目的が学生の資質・能力の向上にどのように寄与しているかについて、データや具体的な指標を用いた可視化をさらに進める必要がある。

また、共学化や学部名称変更などの大学改革については、その教育的意義を教育課程や学生の学びの中でどのように具現化していくかを継続的に検証し、教育の質の向上につなげていくことが求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

これらの課題に対して、本学ではIR推進室を中心とした学修成果の把握・分析の充実を図るとともに、履修カルテ（学修の記録）や各種学生調査の結果を活用し、使命・目的と学修成果との関連を明確にする取組みを進めている。また、令和8(2026)年度から導入する教養科目「建学の精神」を核として、教育課程全体を通じた理念の体系的理解を促進し、学生の成長との関連を可視化していく。

さらに、共学化を契機とした多様な学生の受入れを踏まえ、教育内容や学修支援の充実を図るとともに、内部質保証の仕組みを通して継続的な検証と改善を行い、使命・目的の実質化を一層推進していく。

本学では、建学の精神「自己実現と社会貢献」を基盤として、大学の使命・目的及び教育目的を明確に定め、教育研究組織や三つのポリシーに反映するとともに、社会の要請や時代の変化に応じて継続的に見直しを行っている。これにより、理念と実践の一体化を図りながら、社会に貢献できる人材の育成を着実に推進している。

基準2 内部質保証

2-1 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

岡崎大学（以下、「本学」という。）では、「岡崎大学内部質保証の方針」に基づき、教育研究活動の質の向上を図るための恒常的な内部質保証体制を整備している。また、令和7(2025)年度には内部質保証に関する組織図を整理し、内部質保証の推進責任を大学・短期大学運営会議が担うことを明確化するなど、責任体制の可視化を図った。【2-1-a】【2-1-b】

ア 内部質保証のための組織の整備

(ア) 教学部門における内部質保証のための組織

三つのポリシーを踏まえた教育目標の実現に向け、学修成果に関する内部質保証を推進

するための組織体制を整備している。中核となるのは、学長を中心とする「学長室会議」及び「大学・短期大学運営会議」である。学長室会議は大学の将来構想や長期計画、組織運営等の重要事項を協議する会議体であり、大学・短期大学運営会議は教育課程の編成及び教育の内部質保証に関する事項を審議する全学的な意思決定機関として位置付けられている。【2-1-c】【2-1-d】

全学的な自己点検・評価活動を推進する組織としては「岡崎大学自己点検・評価委員会」を設置している。また、子ども教育学科では学科会議を中心として教育課程の編成及び運営に関する事項を審議し、教育課程レベルの質保証を担っている。さらに、科目レベルの授業改善を推進する組織としてFD委員会を設置し、教育内容・教育方法の改善や教員の資質向上を目的とした研修等を実施している。【2-1-e】【2-1-f】

これらの取組みを支える組織としてIR推進室を設置し、教育活動や大学運営に関する各種データの収集・分析を行っている。分析結果は学科やFD委員会等に提供されるとともに、大学・短期大学運営会議等において共有され、教育の質向上に向けた意思決定に活用されている。【2-1-g】【2-1-h】

（イ）法人部門における内部質保証のための組織

学校法人の健全な運営を担保するため、学校法人清光学園寄附行為に基づき理事会、常任理事会、評議員会等の組織を設置している。理事会は法人運営の最高意思決定機関として重要事項を審議決定し、評議員会は理事会の諮問機関として中期計画や予算等の重要事項について意見を述べる役割を担っている。また、法人と教学部門の連携を図る組織として大学運営協議会を設置している。【2-1-i】【2-1-j】【2-1-k】【2-1-l】

さらに、法人運営の適正性を確保するため、監事による業務監査、会計監査人による会計監査、内部監査人による内部監査を実施し、法人運営全体の透明性と適正性を確保している。

イ 内部質保証のための責任体制

（ア）教学部門における内部質保証の責任体制

内部質保証の責任体制として、全学（機関）レベルでは学長が、学部（教育課程）レベルでは学部長及び学科長が、科目レベルでは各授業担当教員が内部質保証の統括責任を負っている。学長を中心とする学長室会議において内部質保証の基本方針を検討し、大学・短期大学運営会議において全学的な方針を決定・共有している。

大学自己点検・評価委員会は年度ごとの自己点検・評価活動を取りまとめ、PDCAサイクルの実施に関する具体的手続きを検討する。学科は大学・短期大学運営会議等の方針に基づき、IR推進室のデータ分析を活用しながら教育課程レベルの自己点検・評価を実施している。また、FD委員会はIR推進室と連携し、授業評価や授業改善など科目レベルの教育改善を推進している。【2-1-a】【2-1-b】

（イ）法人部門における内部質保証の責任体制

法人部門においては、理事会が学校法人の最高意思決定機関として内部質保証に関する最終的な責任を負っている。評議員会は理事会の諮問機関として中期計画や予算等の重要事項について意見を述べる役割を担っている。監事は理事会及び評議員会に出席し、法人の財産状況及び業務執行状況を監査している。

また、会計監査人（公認会計士）が学校法人会計基準に基づく会計監査を行い、内部監

査人が法人業務の適切性について内部監査を実施することにより、法人運営の適正性と透明性を確保している。

本学の内部質保証は、学生の学修成果や満足度等のデータに基づく改善を継続的に実施し、その成果を検証する仕組みとして機能している。【2-1-m】【2-1-n】

2-2 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

ア 教学部門における自己点検・評価の実施と結果の共有

本学では、「岡崎大学自己点検・評価委員会規程」に基づき大学自己点検・評価委員会を設置し、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。全学的には「岡崎大学の全学アセスメント・ポリシー」に基づき、毎年度自己点検評価書を作成し、全専任教職員の間で共有するとともに、Web サイトを通して学内外に公開している。【2-2-a】【2-2-b】【2-2-c】

また、学部においては「教育学部アセスメント・ポリシー」に基づき、大学（機関）レベル、学部（教育課程）レベル、科目レベルの三段階で学修成果の評価を行い、その結果を教育活動の改善に活用しており、その結果は教育内容の見直しや授業方法の改善として具体的に反映されている。

さらに、学科及び各委員会では、年度ごとに事業報告及び事業計画を作成する際に前年度の活動の振り返りと課題の整理を行っている。これらの内容は予算ヒアリングにおいて理事長、学長、財務担当理事等に報告され、現状の確認と改善方策の検討が行われている。

また、本学では自己点検・評価の客観性を高めるため、学生や学外関係者からの意見を内部質保証に活用している。具体的には、文部科学省が実施する「全国学生調査」の結果を分析し、教育改善の資料として活用している。これらの結果は、教育改善の成果を示すものとして位置付けられ、内部質保証の有効性を裏付けている。本学は同調査において、「課題等の提出物に適切なコメントが付されて返却される」「幅広い知識やものの見方が身に付く」「授業アンケート等の学生の意見を通じて大学教育が良くなっている」「卒業時まで身に付けるべき知識や能力を意識して学修している」「大学の学びによって成長を実感している」等の項目においてポジティブリストに掲載された。【2-2-d】【2-2-e】

さらに、卒業予定学生を対象とした「卒業予定学生の声を聴く会」を実施し、学生との対話を通して教育内容や学生生活に関する意見・要望を収集している。また、保証人、連携校、就職先等の外部関係者からの意見についても集約し、教育活動の改善に活用している。【2-2-f】【2-2-g】

加えて、本学と併設の岡崎女子短期大学（現岡崎短期大学）合同の研修会を開催して、

各大学の自己点検・評価委員が参加して自己点検・評価の取り組み状況や課題について共有し、内部質保証に関する理解の深化と改善の推進を図っている。【2-2-h】

このように、本学では自己点検・評価を定期的実施し、その結果は学科会議、大学・短期大学運営会議、教授会等で共有されるとともに、自己点検評価書等を通して学内外に公表している。【2-2-i】

イ 法人部門における自己点検・評価と結果の共有

法人部門においても、事業計画及び事業報告の作成や各種監査等を通して自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

事務局各部署では、事業報告及び事業計画・予算の作成に際して部署ごとの自己点検・評価を行い、理事長及び法人事務局によるヒアリングを通して実績、課題及び次年度の取り組みを確認している。これらの資料は理事会及び評議員会に提出され、承認後は Web サイトを通して学内外に公開されている。【2-2-j】

また、法人運営の適正性を確保するため、税理士による内部監査を定期的実施しているほか、会計監査人による会計監査及び監事による業務監査を実施している。監査結果は理事会及び評議員会に報告され、監査報告書は Web サイトにおいて公開されている。

さらに、中期計画「Seiko G PLAN 2022-2026」に基づき、各部署が単年度計画を策定して PDCA サイクルを実施し、その進捗状況を学長室会議、大学・短期大学運営会議、大学運営協議会、評議員会及び理事会に報告することで、学園全体として計画の推進状況を共有している。【2-2-k】

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

ア 教学部門における情報収集と分析

本学では、「岡崎大学・岡崎短期大学 IR 推進室規程」に基づき IR 推進室を設置し、教育活動及び大学運営に関するデータの収集・分析を行う体制を整備している。教学部門では、「全学アセスメント・ポリシー」及び「教育学部アセスメント・ポリシー」に基づき、学科や各部署が収集したデータを大学自己点検・評価委員会で集約し、IR 推進室において分析を行っている。令和 7(2025)年度には、「成績評価に基づく卒業時のディプロマ・ポリシー達成率と関連要因の分析」を実施し、教育改善のための基礎資料として活用した。【2-2-1】

【2-2-m】

また、学務システム（学生ポータル）を活用し、教員によるシラバス作成、出席管理、成績登録等を行うとともに、学生による履修登録やシラバス、出席状況の閲覧を可能としている。これらの履修状況や出席状況等のデータは、学生の修学指導や教育活動の改善に活用している。【2-2-n】

（ア）入試関連の情報収集と分析

入試募集委員会及び入試広報課では、オープンキャンパス参加者の出願状況及び入学状況との関係を分析している。また、高校内ガイダンス、模擬授業、高校教諭対象大学説明会等の学生募集活動について、実施時期や実施内容、参加状況等を分析し、より効果的な学生募集活動の在り方を検討している。さらに、高大連携協定を締結している高等学校との意見交換を通して、「本学で身に付けてほしい力」「高大連携事業における改善点」「高校教育と接続可能な本学の教育内容」等に関する要望や意見を収集し、学生募集活動や教育

内容の改善に活用している【2-2-o】【2-2-p】【2-2-q】

(イ) 学修成果に関する情報収集と分析

FD 委員会は「学生による授業アンケート」を実施し、授業に関する情報収集を行い、各授業担当教員が結果を振り返ることで授業改善に活用している。また、IR 推進室は文部科学省の「全国学生調査」の結果を分析し、学生の学修状況の把握に活用しており、意思決定を支援し、その結果は教育課程や授業方法の改善として具体的に反映されている。【2-2-r】これらの結果は学科において検証され、全学的に共有されている。

さらに、学生は履修カルテ（学修の記録）を用いて半期ごとに成績や学修達成度を振り返っており、学生自身による学修成果の自己確認の機会となるとともに、大学が学修成果を把握するための基礎資料として活用されている。【2-2-s】

加えて、学科教員による卒業生職場訪問を実施し、面談やアンケート調査を通して新任保育者の状況や課題を把握している。これらの情報は学科で集計され、教育内容の改善や離職防止の取組みに活用されている。【2-2-t】

(ウ) 学生生活の情報収集と分析

学生委員会及び学生支援課では「学生満足度調査」を実施し、学生生活に関する満足度や課題について分析を行っている。その結果は学生満足度調査における肯定的回答の増加として表れており、学生支援の充実として確認されている。【2-2-u】

(エ) 就職その他の情報収集と分析

キャリア支援委員会及びキャリア支援課では、就職率、専門職就職率、教員採用試験及び公務員試験（保育職）の合格率等について比較分析を行うとともに、卒業後の就労状況の把握に努めている。就労状況は卒業生職場訪問、ホームカミングデイなどを通して意見集約し、結果を分析している。【2-2-v】【2-2-w】

イ 法人部門における情報収集と分析

法人部門では、総務課及び財務課を中心として、学園運営及び財務に関する情報の収集・分析を行い、内部監査、会計監査及び監事監査等の資料として活用している。

(ア) 総務課における情報収集と分析

総務課では、大学、短期大学、付属幼稚園及び認定こども園の入学定員、学生数、園児数、教職員数、校地校舎の状況、卒業者数、教育活動等の基本情報を把握し、Web サイトで公表している。また、募集活動等に関する情報を収集し、その結果を、大学運営協議会、常任理事会、理事会で共有している。【2-2-x】【2-2-y】【2-2-z】

(イ) 財務課における情報収集と分析

財務課では、財務・税務に関する情報を収集・分析し、「資金収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」等を作成している。また、事業活動収支の経年比較や財務比率の分析を行い、その結果を常任理事会、理事会、評議員会、大学運営協議会及び、会計監査人等に提供している。【2-2-Aa】

2-3 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの

確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

ア 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学生の学修状況や意見・要望を把握するため、各種調査及び対話による意見聴取を実施している。収集した意見は学科会議及び大学・短期大学運営会議において共有され、教育改善の方針決定に活用されている。IR 推進室では文部科学省が実施する「全国学生調査」を活用し、学生の学修状況について分析を行っている。令和 7(2025)年度には同調査において「課題等の提出物に適切なコメントが付されて返却される」「幅広い知識やものの見方が身に付く」「授業アンケート等の学生の意見を通じて大学教育が良くなっている」「卒業時まで身に付けるべき知識や能力を意識して学修している」「大学の学びによって成長を実感している」等の項目でポジティブリストに掲載された。【2-3-a】【2-3-b】【2-3-c】これらの結果は学科会議等で共有され、教育改善の資料として活用している。

また、各学期末には全授業において「学生による授業アンケート」を実施し、授業に関する意見を収集している。集計結果は教員に返却され、各教員が授業に関する自己評価を行い、授業改善や学修支援の充実に活用しており、その結果は学生満足度の向上や授業改善の進展として確認されている。また、学生からの意見を踏まえた授業改善により、学生による授業アンケート結果の向上が確認されている。なお、アンケート結果及び教員の自己評価は図書館において学生が閲覧できるよう公開している。【2-3-d】【2-3-e】

さらに、令和 7(2025)年度には卒業予定学生との対話を通じて意見を把握する「卒業予定学生の声を聴く会」を実施した。対話で把握した意見はテーマ別に整理・分析し、自己点検・評価委員会及び学科会議で共有しており、今後は教育内容や学修支援の改善に向けた検討を行っていく。これらの取り組みは、学生との対話を起点として意見を整理・分析し、学内会議体で共有した上で教育改善につなげる PDCA サイクルとして運用している。【2-3-f】

イ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望については、6 号館 1 階に設置された「意見箱」により把握している。意見箱は毎月開封し、投函された内容は教学部長が確認した上で担当部署に伝達され、改善計画や対応状況をラーニング・プラザに掲示して学生に周知している。

【2-3-g】

また、令和 7(2025)年 2～3 月に実施した「学生満足度調査」によると、「図書館などの学修環境に満足しているか」に対する肯定回答率は 79.5%、「ラーニング・プラザ等の学修支援施設に満足しているか」に対する肯定回答率は 77.6%であり、学修環境について高い満足度が確認された。さらに、「教員の対応に満足しているか」「教員と学生との交流や関わりに満足しているか」の問いに対する肯定回答率はそれぞれ 83.8%、84.4%であり、学修環境における人的支援についても一定の評価が得られている。【2-3-h】

これらの結果や学生からの意見は学科会議及び関係部署で共有され、学修環境の改善や学生支援体制の充実に活用している。【2-3-i】

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、教育研究活動及び大学運営の改善に活用するため、実習受入機関、就職先、高等学校、保証人等の学外関係者から意見・要望を把握し、その内容を分析して教育活動の改善に活用している。

まず、実習委員会において、各実習種別ごとに学生の実習受入機関や巡回指導訪問の担当教員、個別に配慮の必要な学生等について各担当より報告され、情報共有を図っている。小学校や幼稚園、保育所、施設等の実習受入機関については、学生の学外実習期間中に教員が巡回指導訪問を行い、園長や施設長から実習生の様子を確認するとともに、本学の教育内容や学生の学修状況について意見や要望を聴取している。また、該当施設に本学卒業生が勤務している場合には、卒業生の勤務状況についても確認し、大学教育に関する意見を把握している。【2-3-j】【2-3-k】

さらに、実習受入園の園長等を招いた実習懇談会を開催し、大学と実習先との意見交換を行っている。令和7(2025)年度には、8月に実習懇談会（保育所）、12月に教育実習（幼稚園）懇談会を開催し、小グループで「保育職の魅力ややりがい」「学びにつながる実習指導」等をテーマに実習に関する意見交換や情報共有を行うとともに、大学の教育内容や三つのポリシーについて確認を行った。懇談会では、実習記録の作成方法や実習評価の基準等について意見が出された。これらの意見・要望については、実習懇談会の実施計画及び実施結果とともに実習委員会で共有し、実習施設と養成校との連携の強化や実習指導方法の改善に活用している。また、本学卒業後1年目の保育者を対象として「卒業生職場訪問」を実施しており、離職防止の観点から勤務状況や仕事上の課題を把握するとともに、大学での学修内容に関する意見を聴取している。訪問時には所属長からも卒業生の様子について意見を伺い、教育内容の改善の参考としている。【2-3-l】【2-3-m】【2-3-n】

小学校との連携については、近隣の根石小学校、男川小学校、三島小学校に教育実習の受入れを依頼するとともに、授業参観やボランティア活動を通して日常的な連携を図っている。これらの活動を通して実習生の状況に関する情報共有や教育内容に関する意見聴取を行っている。また、「愛知県教育実習（小・中学校）私大協議会」においては、教育実習受入校や愛知県教育委員会等と実習の実施状況や課題について情報共有を行っている。この内容は実習委員会で共有され、教育実習の改善に活用している。【2-3-o】

就職先からの意見については、キャリア支援課に求人票を持参された時や学生の就職決定後のお礼訪問の際に意見を聴取している。令和6(2024)年度には、学生の確保、ピアノ演奏能力の向上、手遊びや紙芝居の指導の充実等の要望が寄せられ、これらの意見は就職対策講座の内容に反映するとともに、学科会議や関係委員会で共有し教育指導の改善に活用している。

さらに、高等学校教員からは大学説明会や高校訪問において本学の教育内容や入試制度に関する意見を聴取しているほか、保証人からは教育懇談会において学生生活や学修状況に関する意見を把握している。直近3年間では、「提出する課題等に先生方がきちんとコメントを書いてあり喜んでいる」ことや「乳児保育に関する学びの充実」を求める意見があり、教育内容の検討資料として活用している。

これらの学外関係者からの意見は、自己点検・評価委員会、大学・短期大学運営会議及び、学科会議等において共有され、教育内容や学修支援の改善に活用されている。このように本学では、学外関係者からの意見や要望を継続的に把握し、その内容を学内会議体で共有・検討することにより、教育内容や学修支援の改善に反映させる内部質保証のPDCAサイクルを運用している。

また、法人部門においては、理事会、評議員会、会計監査、内部監査等の機会において、外部理事、監事、評議員、会計監査人、内部監査人等の学外関係者から法人運営に関する意見を聴取し、大学運営及び法人業務の改善に活用している。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

ア 教学部門における内部質保証の機能性

本学では、建学の精神、大学の理念、大学の教育目的及び学部の教育目的を実現するために三つのポリシーを定めている。そして、人材養成教育及び学修の質を保証するため、「アセスメント・ポリシー」に基づき、入学前から在学中、卒業後に至る各段階において、「全学（機関）レベル」「学部（教育課程）レベル」「科目レベル」の三つの段階から学修成果の点検・評価を行っている。【2-3-p】

これら三つのポリシーを起点とした内部質保証の取組みは、中期計画「Seiko G PLAN 2022-2026」及び年次毎の「自己点検評価書」と連動して運用されている。同計画では「学生募集」「学生支援」「教育支援」「就職・卒後支援」「地域連携」「教学マネジメント」の六つの分野について達成目標及び評価指標を定めており、各学科及び委員会が当該年度の達成状況を点検している。その結果は学科会議及び大学・短期大学運営会議等で共有され、課題や改善方策は年次の自己点検評価書に整理され、次年度の取組みや大学の中期的な運営計画に反映されている。このように、本学では三つのポリシーを起点として、教育活動の点検・評価から改善・向上へとつなげるPDCAサイクルを組織的に運用している。

また、令和4(2022)年度に「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」が公布・施行されたことを受け、本学では教職課程に関する自己点検・評価を実施している。令和7(2025)年度は、令和5(2023)年度に作成した教職課程自己点検・評価報告書に対する一般社団法人全国私立大学教職課程協会からのコメントを踏まえ、令和6(2024)年度より継続して、内容の見直しを行い、教職課程の改善につなげた。このように、本学では外部評価の結果も踏まえながら教育活動の改善に取り組んでいる。【資料F-16】

さらに、自己点検・評価の結果や大学評価に関する内容については、「学園報」に掲載し、卒業生、連携校、実習園及び市町村等に配付するとともに、「学科通信」を通して保証人に周知している。また、Webサイトにおいても自己点検評価書等を公開し、学生及び学外関係者に対して広く情報を発信している。【2-3-q】【2-3-r】【2-3-s】【2-3-t】

イ 法人部門における内部質保証の機能性

法人部門においては、令和7(2025)年10月に「岡崎大学・岡崎短期大学ガバナンス・コード【第2版】」を制定、実施状況を点検・公表するなど、経営管理面におけるガバナンス体制を確立している。また、令和4(2022)年3月に策定した中期計画「Seiko G PLAN 2022-2026」の法人事務局分野において達成目標及び評価指標を定め、計画の推進及び進捗管理

を行っている。【2-3-u】

さらに、毎年度、評議員会及び理事会において決定される事業計画及び予算に基づき学園運営を行うとともに、事業報告や決算により取組み状況を検証している。必要に応じて事業計画の変更や補正予算を策定するなど、計画、実施、点検、改善のPDCAサイクルを通して大学運営の改善を図り、法人部門における内部質保証を機能させている。

前回の認証評価での指摘を踏まえ、本学では内部質保証の体制及び責任体制の明確化を図り、自己点検・評価結果を教育改善につなげる仕組みの充実を進めている。

また、本学では学生による授業アンケート、学生満足度調査、全国学生調査、学生との対話による意見聴取、外部関係者からの意見等、多様な方法により教育活動や学生生活に関する情報を収集している。収集した意見や調査結果は、IR推進室による分析や自己点検・評価委員会での整理を経て、学科会議、大学・短期大学運営会議等の会議体において共有され、教育内容や学修環境の改善に活用している。

令和7(2025)年度には内部質保証の仕組みをより明確にするため、内部質保証に関わる組織の関係を整理した組織図を作成し、大学・短期大学運営会議を中心とする責任体制を明確化した。これにより、教育活動に関する情報の収集・分析から改善の検討、施策の実施までの流れを組織的に運用する体制を整備した。

さらに、本学では、各種調査や学生との対話等により得られた意見やデータを基に、学内会議体を通して改善に結び付ける内部質保証のPDCAサイクルを継続的に運用している。また、令和7(2025)年度には組織図の整備により責任体制を明確化し、教育改善に至るプロセスの可視化を図った。【2-3-v】

これらの取組みを通して、本学では内部質保証に関する組織体制の整備にとどまらず、自己点検・評価の結果に基づく改善を実施し、その成果を検証・共有する仕組みが確立されており、内部質保証は実質的に機能している。

【基準2の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、「岡崎大学・岡崎短期大学内部質保証の方針」に基づき、大学・短期大学運営会議を中核とする内部質保証体制を整備し、教学部門と法人部門が連携した全学的な質保証の仕組みを構築している。令和7(2025)年度には内部質保証に関する組織図を整理し、責任体制及び意思決定の流れを可視化したことにより、内部質保証の実施プロセスが明確となった。

また、IR推進室を中心として各種データの収集・分析を行い、ディプロマ・ポリシー達成率の分析等を通して学修成果の可視化を進めている。さらに、全国学生調査、学生による授業アンケート、学生満足度調査に加え、卒業予定学生との対話による意見把握や、実習先・就職先・高等学校・保証人等の学外関係者からの意見収集を行い、それらを学内会議体で共有し教育改善に結び付けている点は本学の特色である。これらの取組みにより、学生の成長実感や授業改善の進展など、内部質保証の成果が具体的に確認されている。

法人部門においても、大学運営協議会等を通じて教学部門との連携を図るとともに、ガバナンス・コードの制定や中期計画の進捗管理、学校法人運営調査への対応を通じて、

経営面における内部質保証の体制整備と可視化を進めている。

このように、本学では教学と法人の両面から内部質保証を推進し、全学的な質保証体制の実質化を図っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で得られた課題など

前回の認証評価においては、内部質保証の体制は整備されているものの、その機能性、すなわち自己点検・評価結果がどのように改善につながっているかの説明が不十分であることが課題とされた。また、各種データの収集や学生・学外関係者からの意見把握は実施していたが、それらの集約、共有及び意思決定への反映のプロセスが必ずしも明確ではなかった。さらに、学生の意見把握についてはアンケート中心であり、対話的に意見を収集し深く分析する仕組みの充実が求められていた。加えて、IRデータの全学的な統合的活用や、学外関係者の意見を体系的に収集する場の設定、中期計画の検証・見直しの仕組みについても課題として認識されている。

法人部門においては、学校法人運営調査において集中経営指導法人と判断されたことや、評議員構成に関する法令適合性、財務状況に対する認識の共有等に課題が指摘された。これらは、法人ガバナンス及び経営面における内部質保証の実効性に関する課題として認識されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

これらの課題に対応するため、令和 7(2025)年度には内部質保証に関わる組織体制及び責任体制を明確化し、大学・短期大学運営会議を中心とする全学的な意思決定プロセスを整理した。また、従来のアンケートに加え、卒業予定学生との対話による意見把握を導入し、収集した意見をテーマ別に整理・分析した上で、自己点検・評価委員会及び各会議体で共有し、教育改善に結び付ける仕組みを構築した。さらに、IR推進室による分析結果を各部署の取組みと連動させる運用を進めている。

今後は、各部署で収集されたデータの一元的な集約と全学的な共有を一層推進し、大学・短期大学運営会議等における意思決定への活用を強化する。また、学外関係者の意見を体系的に把握するための協議の場を整備するとともに、中期計画「Seiko G PLAN 2022-2026」の検証及び次期中期計画（令和 9(2027)年度以降）の策定を通して、内部質保証の実効性をさらに高めていく。

法人部門においては、私学事業団との経営相談を踏まえた経営改革計画の策定を進めるとともに、評議員構成の是正を行うなど、ガバナンス体制の適正化に取り組んでいる。今後は、経営改革計画及びリスクシナリオに基づき、経営課題の共有と改善の取組みを全学的に推進し、法人部門における内部質保証のPDCAサイクルの確立を図る。

本学では、内部質保証に関する組織体制及び責任体制の明確化を基盤として、自己点検・評価、IR分析、学生及び学外関係者の意見を大学・短期大学運営会議を中心とした意思決定に反映している。これにより、教育研究活動及び大学運営の改善に資する内部質保証の仕組みが、教学部門と法人部門が一体となって適切に機能している。

基準3 学生

3-1 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

ア アドミッション・ポリシー（以下、「AP」という。）の策定

岡崎大学（以下、「本学」という。）では、令和7(2025)年度、中学校・高等学校教員養成課程の設置申請に伴って教育課程を改定したことを踏まえ、学部教育目標の見直しを行うと同時に、この教育目標に即したディプロマ・ポリシー（以下、「DP」という。）及び、将来の教育者・保育者に相応しい人物の選抜方針として学部のAPを策定した。

学部のAPは、学部の教育目標を踏まえ、DP及びカリキュラム・ポリシー（以下、「CP」という。）との一体的な設計のもと、学科会議及び関係委員会における検討、大学・短期大学運営会議での協議を経て、教授会において審議し、意見を聴取したうえで、学長が決定している。【3-1-a】【3-1-b】【3-1-c】【3-1-d】

（全学AP）

本学への入学者に以下の資質・能力を求める。

APⅠ：現代人に求められる教養の基礎やコミュニケーション基礎力を持っている。

APⅡ：専門の知識・技能を修得するための基礎学力や、専門的職業人になるための意欲・関心・適性を持っている。

APⅢ：自律的な学修態度や、課題に対する思考力・判断力への基盤を持っている。

APⅣ：実践から学ぶ姿勢と地域貢献への意欲を持っている。

（学部AP）

教育学部への入学者に以下の資質・能力を求める。

APⅠ：現代人に求められる教養の基礎やコミュニケーション基礎力を持っている。

APⅡ：専門の知識・技能を修得するための基礎学力や、教諭・保育者になるための意欲・関心・適性を有している。

APⅢ：自律的な学修態度や、課題に対する思考力・判断力への基盤を持っている。

APⅣ：教育・保育の実践から学ぶ姿勢と地域貢献への意欲を持っている。

また、これらのAPに基づき、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜等の入試において、学力の3要素を踏まえた多面的・総合的な評価を行っている。

イ APの周知

APについては、入学試験要項、入試ガイド及びWebサイト及び大学ポータルサイトに掲載し、広く公表している。さらに、オープンキャンパス、入試相談会、進学説明会、模擬授業等の機会を通して、受験生、高校生、保護者及び高校教員に対して周知している。【3-1-e】

【3-1-f】

また、地域の小学校教育関係者、幼児教育・保育関係者に対しても、子ども教育フォーラムや実習懇談会等の機会を通して、本学の AP 及び教育内容について説明し、理解の促進を図っている。【3-1-f】

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

ア 入学者選抜体制の整備

本学では、AP に基づいた入学者の受入れを適切に行うため、入試制度の企画・運営及び学生募集活動を所管する入試広報課を大学事務局に置くとともに、入試募集委員会（本学教員 2 名、併設短期大学教員 3 名、事務職員 3 名で構成）を設置し、選抜制度や入試方法等について検討・立案している。【3-1-g】【3-1-h】【3-1-i】入学者選抜の実施にあたっては、担当者及び監督者に対する事前説明を徹底し、厳正かつ公正な運営体制を確保している。【3-1-j】

出題及び採点については、学長が各入試科目の出題者・採点者を委嘱するとともに、入試問題検分委員によるチェック体制を整備し、学習指導要領及び AP との整合性を踏まえた適切な問題作成を行っている。【3-1-k】【3-1-l】

さらに、「入試問題作成チェックリスト」の活用や入試問題対策会議の実施により、出題の妥当性及び適切性の確保を図っている。また、出題及び採点の過程においては複数による確認体制を整備し、公正性及び妥当性の確保を図っている。

合否判定については、入試募集委員会を中心とした拡大アドミッション・オフィス会議、拡大入試募集委員会において審議し、教授会の意見を踏まえた上で、学長が最終決定を行っており、透明性と妥当性を担保した意思決定体制を整備している。【3-1-m】【3-1-n】

イ 入学者選抜の方法

入学者選抜は、「岡崎大学アドミッション・オフィス規程」及び「岡崎大学入学者選考規程」に基づき、定められた手続き及び審議を経て適切に実施している。【3-1-i】【3-1-m】

各入学者選抜においては、AP I ～IV に対応した評価観点を設定し、学力の 3 要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性）を踏まえた多面的・総合的な評価を行っている。具体的には、基礎学力（知識・技能）は調査書及び学力試験により、思考力・判断力・表現力は小論文や面接により、主体性・多様性・協働性は志望理由書や活動報告書等により評価するなど、AP と学力の 3 要素との対応関係を明確にした評価を行っている。【3-1-a】【3-1-b】

また、総合型選抜においては、出願前の面談や体験授業等を通して本学の教育内容への理解を深める機会を設けることで、志願者と本学とのミスマッチの防止を図っている。さらに、受験への不安軽減を目的とした説明会や相談会を実施するとともに、オンライン出願の導入により受験生の利便性向上を図っている。

本学では AP に基づいた学力の 3 要素を多面的・総合的に評価するために、多様な入学者選抜制度を採用しており、令和 7(2025)年度に実施された入学者選抜の方法は、表 6 のとおりである。

表 6 入試区分、実施時期と選抜方法

入試区分	実施時期と選抜方法
学校推薦型 選抜	○学校推薦型選抜指定校推薦入試（11月22日） ＊高等学校長の推薦に基づき、推薦書（学力の3要素を点数化）、調査書及び面接の結果を総合的に評価し、可否を判定
総合型選抜	○オープンキャンパス利用入試Ⅰ期（面談日8月4日）、Ⅱ期（面談日9月20日）、Ⅲ期（面談日10月12日） ＊オープンキャンパス利用入試説明会参加者を対象とし、体験授業等を通して大学の教育内容への理解を深めた上で、面談、志望理由書及び書類審査により、本学での学習意欲、適性、多面的な能力を総合的に評価 ＊面談後に出願可否を判定し、出願受付は9月1日（Ⅰ期）、9月29日（Ⅱ期）、10月20日（Ⅲ期）から開始。合格発表は11月5日（Ⅰ・Ⅱ期）、11月26日（Ⅲ期）に実施
	○自己アピール入試Ⅰ期（面談日8月4日）、Ⅱ期（面談日9月20日）、Ⅲ期（面談日10月12日）、Ⅳ期（面談日12月14日）、Ⅴ期（面談日2月21日） ＊実技（音楽、体育・身体表現等）、プレゼンテーション、面談、志望理由書及び書類審査により、本学での学習意欲、適性、多面的な能力を総合的に評価 ＊面談後に出願可否を判定し、出願受付は9月1日（Ⅰ期）、9月29日（Ⅱ期）、10月20日（Ⅲ期）、12月22日（Ⅳ期）、2月26日（Ⅴ期）から開始。合格発表は11月5日（Ⅰ・Ⅱ期）、11月26日（Ⅲ期）、1月23日（Ⅳ期）、3月13日（Ⅴ期）に実施
	○公募推薦入試Ⅰ期（11月22日）、Ⅱ期（12月14日） ＊小論文、面接及び書類審査の結果を総合的に評価 ＊調査書の資格・活動を点数化し加点評価 ＊活動内容報告書により、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価（参考）
	○特別奨学生選抜入試（12月14日） ＊国語（近代以降の文章）及び英語の学力試験により奨学生候補者を選抜 ＊調査書の資格・活動を点数化し加点評価 ＊活動内容報告書により、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価（参考）
一般選抜	○一般入試A日程（2月1日）、B日程（2月2日） ＊国語（近代以降の文章）及び英語の学力試験を実施 ＊調査書の資格・活動を点数化し加点評価 ＊活動内容報告書により、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価（参考）
	○大学入学共通テスト利用入試Ⅰ期（合格発表2月13日）、Ⅱ期（合格発表3月13日） ＊個別学力試験は実施しない ＊必須科目である国語（近代以降の文章）及び選択科目のうち高得点1教科（1科目）の成績により評価 ＊調査書の資格・活動を点数化し加点評価 ＊活動内容報告書により、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価（参考）
編入学試験	○特別選考Ⅰ期（10月12日）、Ⅱ期（2月1日） ○一般選考（2月1日） ＊3年次編入学を対象とし、小論文、面接及び志望理由書を総合的に評価
社会人入試	○社会人入試Ⅰ期（11月22日）、Ⅱ期（2月1日） ＊社会人を対象とした特別入学定員枠（定員2人）を設け、小論文及び面接を総合的に評価

ウ AP に沿った入学者受入れの検証

入試募集委員会においては、AP に基づく入学者選抜が適切に機能しているかについて、入学者の募集状況、オープンキャンパス参加状況、入学後の学修状況、卒業後の進路等の多角的な指標に基づき検証を行っている（表 7）。

その結果、入学者の多くがオープンキャンパスに参加し本学の教育内容への理解を深めた上で入学していること、入学後の学修態度や適性が概ね良好であること、また専門職への高い就職率や教員採用試験の合格実績を維持していることから、AP に沿った入学者の受入れが適切に行われていることを確認している。

これらの分析結果は、入学者選抜制度の見直しや評価方法の改善、学生募集活動の改善に反映しており、大学・短期大学運営会議等において共有・検討することで、継続的な改善につなげている。

表 7 AP に基づく入学者受入れの検証結果

オープン キャンパス	入学者 43 人中、36 人(83.7%)の学生が、本学の AP を詳しく説明する場であるオープンキャンパスに参加している。
学修状況	令和 7(2025)年度入学生のうち休学者が 1 名いるが、総じて教育者・保育者を目指す学生の適性及び就学態度が良好である。
就職率	本学の第 1 期生（平成 29(2017)年 3 月卒業）から第 8 期生（令和 6(2024)年 3 月卒業）までの専門職への就職率は平均 93.9%（うち公務員（教育職・保育職）の合格率は平均 49.8%）であった。 また、第 9 期生（令和 7(2025)年 3 月卒業）の専門職への就職率は 98.3%（うち公務員（教育職・保育職）の合格率 55.1%）、第 10 期生（令和 8(2026)年 3 月卒業）は 98.1%（うち公務員（教育職・保育職）の合格率 70.3%）と、第 1 期生を輩出以来、非常に高い水準を維持している。
小学校教員 採用状況	令和 2(2020)年度から、4 年生が教員採用選考試験を受験している。令和 4(2022)年度 4 年生学校教育コース 30 人中 7 人(23.3%)が合格、令和 5(2023)年度 4 年生学校教育コース 23 人中 8 人(34.8%)が合格、令和 6(2024)年度 4 年生学校教育コース 11 人中 8 人(72.7%)、令和 7(2025)年度 4 年生学校教育コース 16 人中 9 人(56.3%)が合格した。

以上の結果から、本学における入学者受入れは、AP に基づく入学者受入れが適切に実施されていることを確認するとともに、その結果を入学者選抜制度の改善に反映している。このように、本学では AP に基づいた入学者選抜を適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施するとともに、その結果を検証し、継続的な改善につなげている。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学では、内部質保証の取組みの一環として、入学定員及び収容定員に沿った適切な学生数の確保に向け、学生募集活動の強化と教育改革を一体的に推進している。入学定員 100 人、収容定員 400 人に対し、令和 7(2025)年度の在籍学生数は 198 人（1 年生 44 人、2 年生 35 人、3 年生 60 人、4 年生 59 人）であり、定員を下回る状況が続いていた。

このような状況を踏まえ、本学では教育内容及び制度の見直しを進め、令和 8(2026)年度

入学生から入学定員を 70 人に適正化するとともに、男女共学化、中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）課程の新設、4 専攻制の導入などの改革を実施した。これらの改革により、志願者層の拡大と本学の魅力の明確化が図られ、その結果、令和 8(2026)年度の入学人数は 86 人となり、入学定員を上回る学生を確保するに至っている。【共通基礎様式 2】

学生募集においては、AP に基づき、志願者の理解促進と志望意欲の向上を目的とした多面的な広報活動を展開している。その主な内容と成果は表 8 のとおりである。

表 8 学生募集活動の実施状況と主な成果

区 分	主な内容	実施回数 (参加人数)	目的・効果
オープンキャンパス	体験授業・個別相談の実施	7 回 (延べ 821 人)	・教育内容の理解促進 ・志望意欲の向上
会場ガイダンス	外部会場での大学説明	40 回 (274 人)	・接触機会の拡大
高校内ガイダンス	校内進路説明会	94 回 (1,379 人)	・志願者層の掘り起こし
模擬授業	教員による出張授業	20 回 (341 人)	・学びの具体的理解の促進
高校訪問	進路指導教員への説明	309 校	・信頼関係の構築 ・情報提供
保育体験	付属こども園での体験	3 回 (57 人)	・職業理解の深化 ・志望動機の形成

これらの取組みにより、志願者との接点拡大と本学理解の促進を図り、入学者数の増加につながっている。また、高大連携協定校との連携強化や付属施設を活用した体験活動を通じて、教育・保育分野への関心を高める機会を提供している。

さらに、Web サイトや SNS を活用した情報発信、オンライン出願や個別相談体制の整備など、受験生の利便性向上にも取り組んでいる。併設短期大学からの編入学についても、進路ガイダンス等を通じて支援を行い、継続的な学生確保に努めている。

以上のように、本学では定員未充足という課題に対し、入学定員の適正化と教育改革、広報活動の充実を一体的に進めることで改善を図っている。これにより、入学定員に沿った学生受入れは改善に向かっており、内部質保証の観点からも適切に管理されている。今後は、収容定員の充足に向けて、継続的に検証と改善を行い、安定的な学生確保を目指す。

3-2 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

ア 学修支援に関する方針・計画

本学では、内部質保証の方針に基づき、「岡崎大学・岡崎短期大学の使命と目標」における学修指導及び学修支援の方針を踏まえ、学生一人ひとりの意向・適性・進度に応じた学修目標を設定し、入学から卒業に至るまで継続的かつ体系的な学修支援を行っている。【3-2-a】

学修支援に関する全学的な方針及び計画については、「岡崎大学・岡崎短期大学学生委員会規程」に基づき、学生委員会（令和 8(2026 年度)は本学教員 4 名、併設短期大学教員 5 名、事務職員 3 名、計 12 名で構成）が中核となって検討・調整を行い、教務委員会（令和 8(2026 年度)は本学教員 3 名・併設短期大学教員 4 名、事務職員 3 名、計 10 名で構成）、学科及び関係部署と連携しながら、包括的な学修支援体制を整備・運営している。

具体的には、学生委員会において、入学直後に国語基礎力のプレイスメントテストを実施し、その結果に基づき、クラス指導主任と連携した個別支援を行っている。また、学生のプライバシーに配慮し、Web による学修相談申込体制を整備し、学修上の課題を抱える学生が相談しやすい環境を整えている。さらに、障がいのある学生に対しては、関係部署と連携し、合理的配慮の内容を検討・共有することにより、継続的な学修支援を行っている。

【3-2-b】【3-2-c】

教務委員会においては、学生が修業年限内に単位修得、免許・資格取得及び卒業に至ることができるよう、履修指導や学修環境の整備等、多面的な支援を計画的に実施している。また、IR 推進室では、文部科学省の「全国学生調査」等を活用した学修状況調査を実施し、学生の学修時間や学修成果の把握を通してデータの収集・分析を行い、その結果は学科会議及び大学・短期大学運営会議等において共有され、学修支援の改善に活用されている。

学科においては、1・2 年次はクラス指導主任、3 年次以降は専門ゼミナール担当教員が中心となり、継続的な学修指導を行っている。特に、履修カルテ（学修の記録）を活用し、科目履修状況や単位取得状況を学生自身が把握するとともに、各学期の振り返りを行うことで、主体的な学修の促進を図っている。なお、履修カルテ（学修の記録）は令和 6(2024)年度より電子化され、学生が随時自身の学修状況を確認できる体制を整備している。令和 7(2025)年度からは、DP の達成度を図表化した「ディプロマサプリメント」を導入し、学生自身が学修到達状況を客観的に把握することができるようにしている。

さらに、毎月開催される学科会議において、入学前教育課題の提出状況、欠席状況等の修学状況や課題を抱える学生について情報共有を行い、教員間で連携した学修支援を実施している。

これらの取組みにより、学修状況の把握から個別支援、改善に至る一連の学修支援サイクルが全学的に整備され、教職協働のもと適切に運用されている。

イ 教職協働による学修支援体制の整備と運用

本学では、教員と職員がそれぞれの専門性を生かし、教職協働のもと組織的かつ継続的に学修支援を実施している。

教務課職員は教務委員会及び学科教員と連携し、新入生オリエンテーションにおける履修指導をはじめ、在学生に対する履修登録支援や個別相談対応を行っている。特に、復学者や単位修得状況が不十分な学生に対しては、学科教員と協働して個別に履修指導を行っている。また、授業・教科書・休講補講情報及び成績等は OW ポータルを通じて適切に提供

されている。

実習支援室職員は、免許・資格取得に必要な実習について、授業担当教員と連携し、事前・事後指導資料の作成・配付、実習中の連絡対応、実習施設との調整等を行い、学生が安心して実習に取り組める体制を整備している。

学生支援課職員は、授業担当教員が OW ポータルに登録した出欠情報を集約し、毎週教員及び教務課職員に提供している。この情報に基づき、クラス指導主任及び専門ゼミナール担当教員が早期に欠席の多い学生へ対応し、学修継続に向けた支援を行っている。また、必要に応じて保証人との連携を図るとともに、学納金未納学生に対しては奨学金制度の案内等を行い、経済的理由による修学中断の防止に努めている。

キャリア支援課職員は、教員と連携し、就職・進学に関する情報提供、模擬面接、各種対策講座等を実施し、キャリア形成の観点から学修を支援している。

図書館職員は、資料検索や学術情報利用に関する支援、ICT 機器の貸出、授業と連動した参考図書の整備等を通じて、学修環境の充実に寄与している。

これらの取組みは、教員及び職員で構成される各種委員会において定期的に検討され、その内容は学科会議等を通じて共有されることにより、教職協働による一体的な学修支援として展開されている。また、これらの学修支援に関する情報は、各委員会及び学科会議を通じて共有されるとともに、大学・短期大学運営会議において全学的に把握され、必要に応じて支援方策の見直しに反映されている。さらに、これらの取組みは、学修支援体制の整備にとどまらず、その運用状況についても検証し、必要に応じて改善を図ることで、継続的な質の向上につなげている。

3-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

ア SA等の活用による学修支援の充実

本学では、学修支援の充実に向けて、学生同士の学び合いを活かした支援体制の整備を進めている。大学院を設置していないため、TA(Teaching Assistant)制度は設けていないが、情報メディアセンター職員がコンピュータ関連授業において教員の教育活動を支援している。

また、学修支援を必要とする学生に対し、上級生をチューターとして配置し、学修支援及び教育補助業務に従事させる SA(Student Assistant)制度について、学生委員会を中心に制度設計を行い、令和 8(2026)年度から運用することにより、学生相互の成長を促すとともに、きめ細かな学修支援の充実を図ることとしている。【3-2-d】

イ オフィスアワー制度の運用

学生が学修に関する相談を教員に直接行うことができるよう、全教員がオフィスアワー(週 2 回)を設定し、掲示等により周知している。また、非常勤講師においても授業前後に対応時間を設け、学生の質問や相談に応じている。

さらに、本学では学生と教員の距離が近い教育環境を活かし、オフィスアワーに限らず日常的に相談しやすい体制が形成されており、学生の学修上の課題に対して迅速かつ柔軟な対応が行われている。

ウ 障がいのある学生への合理的配慮

障がいのある学生に対する合理的配慮については、「岡崎女学・岡崎短期大学学生支援ネ

ットワーク会議規程」及び「教職員のための学生支援の手引き」に基づき、組織的に対応している。【3-2-e】

学生からの申出を受け、保健室及び学生相談室（カウンセラー）が面談を行い、学生自身による申請書作成を支援したうえで、授業担当者及び関係部署が実施の可否を検討し、提案書を作成する。これを「学生支援ネットワーク会議」において審議・確認し、学長決裁を経て配慮内容を決定している。決定後は、授業担当者及び関係部署に共有するとともに、学科会議においても情報共有を図っている。

また、配慮開始後は一定期間ごとに学生及び教職員双方に対して経過確認を行い、必要に応じて見直しを行うなど、継続的な改善を図っている。令和 7(2025)年度は 5 名の学生が合理的配慮を利用し、全員が継続的に支援を受けながら修学を継続することができた。これらの取組みは、合理的配慮の提供に関する内部質保証の一環として位置付け、継続的な改善を図っている。【3-2-f】

エ 中途退学・休学・留年への対応

本学では、中途退学、休学及び留年の防止に向け、早期発見・早期対応を基本とした組織的な支援体制を整えている。

クラス指導主任及び専門ゼミナール担当教員は、欠席の増加や学修意欲の低下などの兆候を把握した場合、面談等を通じて個別指導を行い、その内容を「学生カード」に記録するとともに、学科会議において共有している。特に、入学前教育課題の提出状況や初年次の出席状況等から、休学・退学に至るリスクの高い学生を早期に把握し、重点的な支援を行っている。

また、やむを得ず休学を検討する場合には、制度や手続き、経済的負担等について丁寧に説明し、学生の状況に応じた選択ができるよう支援している。留年となった学生に対しては、未修得単位の履修計画を個別に指導し、免許・資格取得及び卒業に向けた継続支援を行っている。

これらの取組みにより、学生一人ひとりの状況に応じた継続的な学修支援を実施している。これらの対応状況は学科会議等で共有され、退学・休学防止に向けた取組みの改善に活用されている。

3-3 キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、教育者・保育者の養成を目的とする教育・保育系単科大学として、キャリア教育を特定の科目に限定するのではなく、教育課程全体に体系的に位置づけ、段階的に実施している。

令和7(2025)年度入学生までは、初年次教育科目「女性の生き方」(1年後期)を通して、女性の長期的なキャリア形成を視野に入れた自己実現や社会貢献の在り方について考察し、将来像を意識した学修の基盤形成を図っていた。具体的には、「保育・教育職の専門性と女性の生き方」「保育・教育職の魅力と課題」等の授業を通して職業理解を深めるとともに、保育者経験を有する教員による講義を通して、専門職としての生き方を具体的に捉える機会を設けていた。

令和8(2026)年度からは共学化及び教育課程の改訂に伴い、「女性の生き方」で培ってきた自己実現、社会貢献及びキャリア形成に関する学びを「建学の精神」に継承している。同科目では、建学の精神「自己実現と社会貢献」の理解を深めるとともに、学生自身が将来目指す人物像やロールモデルについて考察し、自らの将来設計を展望する機会を提供している。

また、「地域貢献とボランティア」(1年後期)では、地域の教育・保育・福祉の現場における活動を通して、専門職としての社会的役割や他者との協働の在り方について理解を深めている。

また、1年次の「体育」「保育内容の指導法(健康)」等の付属幼稚園を活用した授業、2年次以降では「教育実習Ⅰ(小)」「教育実習Ⅰ(幼)」「保育実習Ⅰa」等の実習関連科目を通して、子どもと関わる体験的学修を積み重ねている。これらの学修は、実習指導科目との往還により、教育・保育の専門職に求められる資質・能力の理解を段階的に深める構造となっている。

3年次には、「専門ゼミナールⅠ・Ⅱ」や「インクルーシブ教育実習Ⅰ・Ⅱ」において、自己の関心や地域課題を明確化し、実習経験と理論を結び付けた省察的学修を通して進路意識の具体化を図っている。

4年次には、「長期フィールド実習」や「専門ゼミナールⅢ・Ⅳ」、「保育・教職実践演習(幼)」「教職実践演習(小・中・高)(令和11年(2029)年度開構)」を通して、教育・保育現場での実践に基づき自己の課題を明確化し、卒業後の進路を見据えた主体的なキャリア形成へとつなげている。【3-3-a】

このように、本学のキャリア教育は、1年次の「気づき」、2年次の「体験」、3年次の「深化」、4年次の「統合」という段階的構造のもとで体系的に実施している。また、各科目のシラバスにおいてキャリア形成との関連を明示することで、その体系性と実施状況を担保している。

これらの取組みにより、学生は教育者・保育者としてのキャリア意識を段階的に形成している。また、これらのキャリア教育の成果については、学科会議で共有され、教育内容の改善に反映している。【3-3-b】

3-3-② キャリア支援体制の整備

ア キャリア支援体制の整備と機能

本学では、卒業後の進路に対する相談・助言体制として、教職員が連携したキャリア支援体制を整備し、学生一人ひとりの進路希望や適性に応じたきめ細かな支援を行っている。

キャリア支援の中核として、専任職員3名、契約職員2名、非常勤キャリアカウンセラー2名の計7名からなるキャリア支援課を設置し、就職・進学に関する相談・助言、各種ガ

イダンス・講座の企画・実施、求人開拓等を行っている。さらに、キャリア支援委員会（令和8(2026年度)は本学教員2名、併設短期大学教員2名、事務職員3名、計7名で構成）を設置し、教員と職員が連携して支援方針や施策を検討するとともに、学科と連携した指導体制を構築している。これらの取組みは、キャリア支援委員会において定期的に検証され、その結果を学科及び関係部署と共有することで、支援の改善に反映している。【3-3-c】

また、教育・保育職志望学生に対しては、実習指導担当教員や学科教員と連携し、採用試験対策（実技・面接・履歴書等）を分担して実施している。小学校教諭志望学生については、教職支援室を活用し、教員採用試験対策や学修支援を行っている。【3-3-d】

加えて、キャリアカウンセラーによる個別面談体制を整備し、プライバシーに配慮した相談環境を確保するとともに、本学独自の求人情報マッチングシステム「お仕事ナビ」を活用し、学生の希望や適性に応じた求人情報を提供している。【3-3-e】【3-3-f】

イ キャリア支援プログラムの実施

本学では、正課外においても体系的なキャリア支援プログラムを実施している。その主な内容は表9のとおりである。【3-3-g】

表9 令和7(2025)年度キャリア支援プログラムの実施状況

区 分	主な内容	実施状況	目的・効果
進路ガイダンス	学年別ガイダンス	全10回(全学年対象)	進路選択の理解促進、見通し形成
社会人基礎力講座	マナー・コミュニケーション等	延べ約180名参加	社会人基礎力の育成
合格支援講座	教養・専門試験対策	延べ約200名参加	学力向上、試験対応力の強化
就職支援講座	面接・履歴書・実技対策	延べ約130名参加	実践的就職力の向上
教員採用試験対策	月例講座・集中講座	年間を通じて実施 (延べ約100名参加)	教員採用試験合格支援
公務員試験対策	教養・専門・直前対策	延べ約140名参加	公務員試験対応力の強化
資格取得支援	各種資格講習	延べ約20名参加	専門性の向上
キャリア講演会	卒業生・自治体連携	132名参加	職業理解の深化
学生交流企画	就活体験共有	延べ46名参加	進路意識の向上

【3-3-h】【3-3-i】【3-3-j】【3-3-k】【3-3-l】【3-3-m】【3-3-n】【3-3-o】【3-3-p】

これらのプログラムに加え、面接、集団討論、ピアノ実技等の採用試験対策を教員と連携して継続的に実施するとともに、実習等により参加できない学生に対しては動画配信等により学修機会を確保している。これらのプログラムの参加状況や成果については、キャリア支援課及びキャリア支援委員会において分析を行い、実施内容や時期の見直し等に活用している。

ウ 進路状況と支援の成果

令和 7(2025)年度卒業生(令和 8(2026)年 3 月卒業)の進路状況は表 10 のとおりであり、就職率は 100%を達成し、その大半が教育・保育関連職に就いている。また、小学校教員採用試験においても一定の合格実績を上げており、入学時からのキャリア形成支援が成果として表れている。これらの結果は、教育課程におけるキャリア教育と正課外のキャリア支援を一体的に実施している成果として捉えている。

学生の多くが教育・保育職を志望する中で、それぞれの希望職種に応じた専門的な支援を実施しており、企業就職希望者に対しても外部機関と連携した個別支援を行っている。

表 10 令和 7(2025)年度卒業生進路状況 (令和 8(2026)年 3 月卒業)

区 分	就職希望者	就職者	教育・保育関連職				一般企業等
			保育者	小学校教員 (正規)	小学校 常勤講師	小計	
人数(名)	55	55	44	8	2	(54)	1
割合(%)	—	100.0	80.0	14.5	3.6	(98.2)	1.8

令和 7(2025)年度は、前年度に引き続き高い就職率を維持しており、これらの結果は、本学のキャリア支援体制及び支援プログラムが有効に機能していることを示すものである。

【3-3-q】

エ 卒業生への支援体制

卒業後においても、卒業生職場訪問を実施し、卒業生及び所属先との面談を通して就業状況を把握するとともに、その結果を教育内容の改善に活用している。また、ホームカミングデイの開催や卒業生向け求人情報提供システムの運用により、継続的な相談・支援体制を整備している。これらの卒業生からの情報は、キャリア支援及び教育課程の改善に活用している。【3-3-r】【3-3-s】【3-3-t】

以上のように、本学では教育課程内外を通じた体系的なキャリア支援を整備し、教職協働のもと組織的に運用している。これらの取組みは、各種会議体における点検・評価を通じて継続的に改善されており、就職率 100%の達成や専門職への高い就職実績としてその成果が表れている。

3-4 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-① 学生生活の安定のための支援

ア 学生支援体制・組織

本学では、内部質保証の方針に基づき、学生が安定し、充実した学生生活を送ることができるよう、「岡崎大学・岡崎短期大学学生委員会規程」に基づき、教員及び職員で構成する学生委員会を設置し、毎月定例会議を開催して、学生の生活指導、福利厚生、賞罰、学友

会活動及び課外活動等に関する事項について協議するとともに、学生支援の実施状況を点検・評価し、必要に応じて改善を図っている。【3-4-a】

また、学生支援の直接の窓口として学生支援課を設置し、学籍異動、奨学金、高等教育の修学支援制度、証明書発行、課外活動支援等、学生生活全般にわたる支援を行っている。さらに、保健室では健康管理、健康診断、急な疾患や怪我への対応、保険手続き等を担い、学生相談室では公認心理師・臨床心理士資格を有するカウンセラーが、学校生活や人間関係等に関する相談に応じている。このように、本学では学生生活の安定を支えるための組織体制を整備し、教職員が連携して学生支援を行っている。

イ 支援の状況

(ア) 修学継続のための支援

a 奨学金等の経済的支援

本学では、学生が家庭事情や経済的理由により修学に支障をきたすことなく、安心して学業に専念できるよう、各種奨学金制度及び授業料減免制度を整備している（表 11）。【3-4-b】また、日本学生支援機構奨学金、高等教育の修学支援新制度、地方公共団体等の奨学金制度についても情報提供及び申請支援を行っている。これらの支援により、学生の経済的不安の軽減と修学継続につながっており、令和 7(2025)年度は学納金未納を理由とする休学・退学者は生じていない。

なお、令和 8(2026)年度より、本学は高等教育の修学支援新制度の対象校から外れたため、それに相当する本学独自の修学支援制度として「岡崎大学修学支援制度に関する規程」を制定し、実施している。【3-4-c】

表 11 本学の奨学金制度と令和 7(2025)年度の対象者数

制 度	内 容	対象者数
奨学生 S	入学から 4 年間の授業料の半額を免除	4 名
奨学生 A	入学金の全額及び初年度授業料の半額を免除	9 名
奨学生 B	初年度の授業料の半額を免除	1 名
高大連携校特別指定校推薦奨学生	入学金の全額及び初年度授業料の半額を免除	1 名
高大連携校フレンドシップ奨学生	入学後の経済支援として奨学金 10 万円を給付	14 名
エール奨学生	初年度の授業料の半額を免除	2 名
オカダイ奨学生	当該年度の授業料を半額免除	10 名
同窓子女減免	入学金の半額を免除	17 名
愛知県外出身者支援奨学金	年額 24 万円（原則として正規在学期間）	2 名
愛知教育大学教職大学院奨励奨学金	愛知教育大学教職大学院の入学金を支給	0 名

また、これらの支援状況については入試募集委員会等で共有し、制度の見直しや支援の充実に活用している。【3-4-d】

b 休・退学防止のための取組み

本学では、入学前から保証人を含めた学生情報の把握に努めるとともに、入学後は欠席状況や学生生活上の変化を早期に把握し、クラス指導主任、専門ゼミナール担当教員、学生支援課、保健室、学生相談室が連携して面談や相談対応を行っている。【3-4-e】これらの情報は、学生のプライバシーに十分配慮したうえで学科及び関係部署間で共有し、休学・

退学の予防につなげている。その結果、令和 7(2025)年度は休学者 1 人、退学者 3 人、除籍者 0 人となっており、継続的な支援の成果として学生の修学継続に結び付いている(表 12)。

表 12 本学の休学退学者・除籍者及び修業年限卒業率

	休学者数／休学率	退学者／退学率	除籍者／除籍率	修業年限卒業者／ 修業年限卒業率
令和 5 (2023)年度	—	3 人 / 1.1%	0 人 / 0.0%	92 人 / 96.8%
令和 6 (2024)年度	3 人 / 1.4%	1 人 / 0.5%	1 人 / 0.5%	65 人 / 97.0%
令和 7 (2025)年度	1 人 / 0.5%	3 人 / 1.5%	0 人 / 0%	51 人 / 92.7%

c 編入学生・社会人入学生への支援

編入学生や社会人入学生に対しては、教務課職員が既修得単位の読み替えや個別の履修計画について丁寧に指導するとともに、キャリア支援課職員による進路支援、専門ゼミナール担当教員による学修面の助言を行っている。令和 7(2025)年度は、併設短期大学から 3 名が 3 年次編入学し、教職員による個別支援のもとで順調に学生生活を送っている。なお、令和 7(2025)年度は社会人入学生はいなかった。

(イ) 学生の心身の健康や学生生活に対する支援

a 保健室・学生相談室による支援

保健室では、毎年 4 月に学生健康診断を実施し、再検査や精密検査が必要な学生に対して受診勧奨を行っている。尿検査及び血圧測定については学内で再検査を実施し、学生が早期に対応しやすい体制を整えている。また、新入生に対しては、学外実習に備えた抗体検査を実施し、必要に応じて追加接種を推奨するとともに、食物アレルギーや持病のある学生については実習支援室と連携して情報共有している。【3-4-f】【3-4-g】【3-4-h】

日常的には、病気や怪我への対応、健康相談、医療機関の紹介、感染症予防の啓発等を行っており、令和 7(2025)年度の保健室利用は延べ 104 人であった。これらの取組みにより、学生が安心して学内生活を送ることができる環境づくりにつながっている。【3-4-i】

学生相談室では、4 月にメンタルヘルスアンケートを実施し、支援を要する学生の早期把握に努めている。令和 7(2025)年度は 64 人に呼びかけを行い、延べ 59 人、計 574 回の相談に対応した。また、対面相談が困難な学生に対しては、LINE 等を活用した相談にも対応している。これらの取組みは、学生の不安軽減や孤立防止に資するとともに、学生生活の安定及び修学継続の支援につながっている。【3-4-j】【3-4-k】【3-4-l】

b 保険制度への加入

本学では、正課中、学校行事、課外活動、通学中等の事故に備え、学生教育研究災害傷害保険等に全員加入している。また、学生生活全般に対応する任意保険についても案内している。事故発生時には保健室が窓口となって手続きを支援しており、令和 7(2025)年度は延べ 11 人が利用した。これにより、学生が安心して授業、実習、課外活動等に参加できる体制を整えている。【3-4-m】

c ハラスメントの防止と対策

本学では、「人権擁護規程」及び「セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」に基づき、ハラスメント防止体制を整備している。学内に相談員を配置し、併せて学外相談窓口も案内している。また、全学生及び全教職員にパンフレットを配付し、未然防止に努めている。【3-4-n】【3-4-o】【3-4-p】

令和7(2025)年度は、外部講師による相談員研修や教職員対象の人権問題研修を実施し、ハラスメント予防及び人権意識の向上を図った。さらに、人権週間に合わせた啓発活動を行い、学内全体で理解促進に努めた。これらの取組みにより、学生が安心して学生生活を送ることのできる環境の維持につながっており、同年度に学生からのハラスメント相談・訴えはなかった。【3-4-q】

d 一人暮らしをする学生の支援

学生支援課では、遠方出身の入学予定者に対し、大学近隣の住宅情報を提供し、安全面に配慮した住居選択を支援している。また、保健室が「一人暮らし交流会」を実施し、学生同士のつながりづくりや生活上の不安を共有する機会を設けている。令和7(2025)年度は5名が参加し、一人暮らし学生の不安軽減や孤立防止に資するとともに、安心して学生生活を継続するための支援となっている。【3-4-r】

e 通学に関する支援

本学では、通学中の安全確保とマナー向上を目的として「通学マナー講習会」を実施している。令和7(2025)年度は44名が参加した。また、各学期初めには教職員による「グッドモーニングプロジェクト」を実施し、安全確保と安全意識の向上を図っている。これらの取組みにより、通学時の安全意識が高まり、令和7(2025)年度は大きな交通トラブルや通学マナーに関する苦情はなかった。【3-4-s】【3-4-t】

f 教育懇談会

本学では、保証人に対し、学生生活や履修・進路状況を伝えるとともに、保証人からの意見を聴取する機会として教育懇談会を実施している。令和7(2025)年度は14名が参加し、教職員と保証人との意見交換を通して学生支援に関する共通理解が深まり、学生生活の安定に向けた支援の充実につながっている。【3-4-u】

(ウ) 課外活動への支援

本学では、学生の自主性や協調性を育むことを目的として、学友会活動、クラブ・サークル活動、大学祭等の課外活動を支援している。

学友会は全学生が所属する自治組織であり、各種行事の企画・運営を通して学生生活の充実に寄与している。教職員は必要に応じて助言を行い、学生の主体的な活動を支援している。また、学友会執行部を通して学生の意見を把握し、学生委員会において対応を検討している。

クラブ・サークル活動は併設短期大学と合同で行われ、19団体、延べ497人が参加しており、学生委員会ではクラブ連絡協議会やリーダーズキャンプを通して運営支援を行っている。また、特別助成金や強化費の交付により活動の充実に努めている。【3-4-v】【3-4-w】

これらの取組みにより、学生の主体的活動の促進と学生生活の充実に努めている。これらの課外活動の状況や学生の意見は学生委員会において共有され、活動支援の充実や環境改善に反映している。

大学祭は学生主体で企画・運営され、令和7(2025)年度は1,440人が参加した。安全に実

施されるとともに、地域との交流を通して大学への理解促進にも寄与しており、学生の達成感や所属意識の向上につながっている。

以上のように、本学では学生委員会を中核とした組織的な学生支援体制を整備し、教職協働のもと多面的な学生サービスを提供している。これらの取組みは、各種会議体における点検・評価を通じて継続的に改善されており、学生生活の安定及び修学継続に成果として表れている。

3-5 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な運営・管理

3-5-② 図書館の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な運営・管理

本学では、内部質保証の方針に基づき、教育研究上の目的の達成に必要な校地・校舎及び各種施設設備を十分に整備するとともに、「学校法人清光学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人清光学園施設・設備使用許可規程」「学校法人清光学園業務組織規程」等に基づき、適切に管理運営している。また、学生の主体的な学修を支える快適な環境整備とその有効活用を図るとともに、ICT 環境の整備・更新を計画的に実施している。

ア 学修環境の整備

(ア) 校地・校舎

校地・校舎については、岡崎短期大学と全て共用している。校地面積 21,093.45 m²、校舎面積 17,481.64 m²であり、それぞれ設置基準上必要な面積を満たしている。

キャンパスは、1 号館から 7 号館までの 7 棟の校舎とグラウンド、テニスコートにより構成され、教職支援室、講義室、SK ホール、ピアノ室、ゼミ室、パソコン室、美術室、小体育室・大体育室、ラーニング・プラザ、図書室、hygge エリア、自修室、演習室等を配置している。

全教室に照明・空調設備を備えるとともに、防音・音響設備、プロジェクター、大型スクリーン等を整備し、快適で集中しやすい学修環境を確保している。また、Wi-Fi 環境を整備し、ICT を活用した学修にも対応している。

図書館やラーニング・プラザ等の学修支援空間も整備し、学生が主体的に学修に取り組める環境を整えている。これらの環境は学生満足度調査においても肯定的に評価されている。

【3-5-a】

以上のように、本学の校地・校舎及び学修施設は、教育研究活動を支える環境として適切に整備されている。【3-5-b】【3-5-c】【3-5-d】

(イ) 講義室・演習室

大学専用の講義室 5 室、演習室 4 室、実験演習室 2 室、語学演習室 1 室を整備している。

短大との共用として講義室 16 室、演習室 9 室、実験演習室 1 室、情報処理学習室 2 室を有し、ピアノ室、ML 教室、美術・造形教室等の専門施設も整備している。

令和 5 年(2023)度には、模擬授業演習室及び保育演習室を新設し、実践的な教員養成に対応した環境を整備した。情報演習室にはシンクライアント型 PC を導入し、効率的な管理と安定した運用を実現している。また、中間モニタを活用し、授業の理解促進を図っている。ピアノ施設として、ピアノレッスン室、ML 教室、個人練習室を整備し、音楽分野の専門性向上に対応している。これらの施設は、教員養成に必要な実践的・専門的学修を支える環境として有効に機能している。【3-5-e】

(ウ) 体育施設

体育施設は短大と共用であり、大体育室・小体育室(計 3,815.13 m²、収容人員 1,000 人)には空調設備を設置している。グラウンド(3,611.81 m²)はテニスコート 2 面及びバックネットを備えたソフトボール場として整備している。

これらの施設は、体育実技授業やクラブ活動のみならず、式典等にも活用されている。さらに、令和 8(2026)年度より設置する中学校・高等学校教諭一種免許状(保健体育)課程に対応するため、トレーニングルームを新たに整備した。本施設には、筋力トレーニング機器や有酸素運動機器、体幹トレーニング機器等を配置し、発育・発達段階に応じた運動指導やトレーニング方法の理解を深めることができる環境としている。これにより、理論と実践を往還した指導力の育成を図るものである。なお、本施設は令和 8 年(2026)度より供用されており、体育・スポーツに関する実技及び教育実践に対応した施設として、教育目的に適合した環境を整備している。【3-5-c】【3-5-d】

(エ) 図書館

図書館は面積 581.54 m²、閲覧席 120 席を有し、図書館利用規則に基づき運営している。開館時間を確保し、学生の学修機会の充実に努めている。図書館は、自主的・主体的学修を支援する中核施設として適切に整備・運営されている。【3-5-d】【3-5-f】

(オ) SK ホール

SK ホールは約 300 人収容可能な多目的施設であり、授業成果発表、大学祭、ガイダンス、オープンキャンパス等に活用されている。教育活動及び学生活動を支える多目的施設として有効に機能している。

(カ) ラーニング・プラザ

ラーニング・プラザはオープンスペースとして整備し、学内 LAN 及び ICT 機器を活用した学修が可能となっている。講義、ゼミナール、講演等にも活用されている。アクティブラーニングを支える拠点として、多様な学修形態に対応した環境を提供している。【3-5-g】

(キ) 研究室

専任教員全員に個人研究室を整備し、教育研究活動に必要な設備を配置している。教員の教育研究活動を支える基盤として適切に整備されている。

(ク) アメニティ施設

学生ラウンジ、学生ホール、購買、ロッカー、ホワイエ、クラブ室、カフェテリア等を整備している。これらの施設は自修や交流、ミーティング等に活用されている。これらの施設は、学生の学修意欲の向上及び学生生活の充実に支える環境として有効に機能している。

【3-5-a】令和 8(2026)年度より共学化となるため、男子更衣室及びシャワー室の設備の拡

充を図った。さらにトイレの和式から洋式への更新を計画的に実施しており、令和 7(2025)年度は 2 号館 1 階ロッカー前トイレ及び 7 号館トイレを洋式化した。

また、令和 7(2025)年度末には、既存の自修室を活用し、学生が静かに学修や休憩を行うことのできる個別空間「ひとやか」を整備した。「ひとやか」は、学修スペースとしての機能に加え、一時的に刺激を避けたい学生や一人で落ち着いて過ごしたい学生が利用できる居場所として位置付けており、多様な学生のニーズに対応した学修環境及び学生支援環境の充実を図っている。

イ 学修環境の運営・管理

本学では、整備した施設設備を教育課程と連動させ、有効に活用するための運営体制を整備している。関係規程に基づき、各施設の利用状況を踏まえた適切な管理運営を行い、教育研究活動の円滑な実施を支えている。

(ア) 実習施設等の有効活用

各施設は教育課程に応じて体系的に配置され、講義科目、演習科目、実験・実習科目等において適切に活用されている。講義室、理科実験室、調理実習室、情報処理学習室、ピアノ施設、美術教室、体育施設等は、それぞれの教育内容に対応して計画的に使用されている。また、模擬授業演習室及び保育演習室は、教科教育法や教育実習指導等の授業において活用され、実践的指導力の育成に寄与している。

さらに、授業時間外においても施設を開放し、学生が自主的に学修できる環境を整備している。ピアノ練習室や情報処理学習室等は自由利用を可能としており、学生の主体的な学修活動を支援している。

以上のように、施設設備は教育課程と密接に連動し、教育目的に応じて有効に活用されている。【3-5-e】

(イ) ICT 施設の管理・運用

ICT 環境については、情報メディアセンターが中心となり、情報機器、ネットワーク、ソフトウェアの保守管理及び更新計画の策定を行っている。これにより、安定した ICT 環境の維持と計画的な整備を推進している。【3-5-h】

学内には無線 LAN(Wi-Fi)環境を整備し、授業内外において ICT を活用した学修が可能となっている。学修支援システムを活用し、教材配信、課題提出、学修履歴の蓄積等を行うことで、学修の可視化と振り返りを促進している。【3-5-i】

また、令和 6(2024)年度にはパソコン演習室の機器更新（パソコン 55 台及び複合機）を実施し、教育環境の充実を図った。加えて、IR 推進室を中心に履修カルテ（学修の記録）の電子化を進め、学修成果の把握と教育改善に活用している。【3-5-j】

これらの取組みにより、ICT を活用した教育の質向上と学修支援の充実が図られており、ICT 環境の活用状況については、IR 推進室等において分析され、教育改善に活用している。

以上のように、本学は施設設備の整備にとどまらず、教育課程と連動した運営及び計画的な ICT 環境の管理を通じて、学修環境の有効活用を図っている。その結果、学生の主体的な学びを支える体制が整備され、施設の利用状況や満足度等を踏まえた点検・評価を通じて継続的に改善が図られている。

3-5-② 図書館の有効活用

図書館は、「岡崎大学・岡崎短期大学図書館資料管理規程」に基づき、適切に管理運営されている。【3-5-k】【3-5-1】令和7(2025)年度末の蔵書数は98,415冊(うち開架図書53,387冊)であり、定期刊行物68種類、視聴覚資料3,668点を所蔵し、教育研究に必要な学術情報資料を体系的に整備している。選書については、教員による推薦及び授業関連図書を体系的に整備し、教育課程と連動した学修支援を行っている。あわせて、保育・教育分野の専門書に加え、絵本・児童書の充実にも配慮している。また、図書館学生サポーターズによる選書ツアーや学生リクエスト制度を通して、学生のニーズを反映した蔵書構成としている。さらに、学科教員の推薦図書を「オカダイの100冊」としてリスト化し、読書活動の推進を図っている。【3-5-m】

利用環境としては、平日(月～金)は8時30分から18時30分(授業日以外は9時から17時)、土曜日は8時30分から12時30分に開館し、学内の学生・教職員に加え卒業生にも開放することで、幅広い利用者が十分に活用できる環境を整備している。【3-5-n】館内には120席の座席を配置し、令和7(2025)年度には一部個人机に電源設備を整備するなど、自習環境の充実を図っている。また、貸出用ノートパソコン30台及びタブレット18台を備え、ICTを活用した学修を支援している。図書館司書を常時2～3名配置し、利用者からの問い合わせ対応や資料案内を行うとともに、人気図書や特定テーマに関する展示を実施するなど、利用促進に向けた取り組みを行っている。

情報検索・利用支援としては、学生のPCやスマートフォンからOPACを通じて蔵書検索が可能であり、「Myライブラリー」機能により貸出状況の確認等が行える。また、図書館の利用方法や貸出情報は、学生生活ハンドブックや掲示、Webサイト等を通じて周知し、円滑な利用を促進している。さらに、実習期間においては貸出冊数の増加及び貸出期間の延長を行うなど、教育課程と連動した柔軟な運用を行っている。

教育研究支援としては、学術機関リポジトリを通じて研究紀要を公開し、研究成果を広く社会に発信している。また、国立国会図書館、J-STAGE、ILLサービス等を活用し、必要な学術情報を適切に提供している。加えて、教員・学生・館員からの要望を踏まえ、令和7(2025)年度には新聞記事データベースの利用を再開し、学術情報へのアクセス環境の改善を図った。【3-5-o】

利用実績としては、令和7(2025)年度の図書貸出件数は5,235件であり、図書館が継続的に活用されていることが確認できる。また、学生満足度調査においても肯定的回答65.5%と一定の満足度が示されている。これらの結果は図書館運営の改善に活用している。【3-5-a】

一方で、電子ジャーナル等のデジタル資料の充実については今後の課題であり、利用状況やニーズを踏まえた整備の検討を進めている。

以上のように、本学図書館は、十分に利用可能な環境を整備するとともに、教育及び研究活動に資する学術情報資料を適切に提供しており、教育課程と連動した学修支援機能を備えた図書館として有効に活用されている。さらに、図書館の利用状況や学生・教職員からの意見を踏まえ、学術情報環境の改善を継続的に図る体制を整備しており、内部質保証の一環として図書館機能の向上に取り組んでいる。これにより、本学の教育研究活動を支える基盤として、図書館は持続的にその機能強化が図られている。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

本学では、施設・設備の安全性及び利便性の向上に努めるとともに、学生の多様性に配慮した環境整備を進めている。

校舎間のアクセスについては、2号館と6号館、7号館がそれぞれ3階の連絡通路で結ばれており、雨天時等でも屋外に出ることなく往来が可能である。また、2号館1階から1号館、6号館への移動についても屋根付き通路を整備し、安全かつ円滑な動線を確保している。

身体に不自由を抱えた学生等への対応として、2号館及び7号館に自動ドア、エレベーター、障がい者用トイレを設置しているほか、6号館入口及び図書館入口にスロープや自動ドアを設置し、施設利用の利便性向上を図っている。また、階段手摺りの延伸や踊り場への連続的な手摺り設置により、安全な移動環境の確保に努めている。

一方で、施設の構造上、全ての建物において十分なバリアフリー化が困難な箇所も存在するが、その対応として、授業教室の配置やイベント時の導線調整を行うとともに、教職員及び学生による支援体制を整備している。施設面での制約がある部分については、学生の多様性への対応を踏まえ、今後の改修計画において段階的な改善を検討している。さらに、合理的配慮については学生支援課や保健室等と連携し、個別のニーズに応じた支援を実施している。

施設の安全性については、全校舎において耐震改修工事を完了しており、耐震化率は100%である。また、学校保健安全法及び消防法等の関係法令を遵守し、「岡崎大学・岡崎短期大学大規模地震対応消防計画」に基づき、避難訓練の実施、消防設備及び電気設備の定期点検、AEDの点検を行っている。【3-5-p】

さらに、火災等の緊急時対応として、複数の校舎にレスキュースライダーを設置し、身体に配慮を要する者であっても安全に避難できる体制を整えている。加えて、衛生委員会による学内安全点検を毎月実施し、指摘事項については速やかに改善を行っている。【3-5-q】

以上のように、本学は施設・設備の安全性を計画的に確保するとともに、ハード面及びソフト面の両面から学生の多様性に配慮した学修環境の整備に努めている。これらの安全対策及び施設改善の状況は、衛生委員会等において定期的に点検され、必要に応じて改善を行っている。【3-5-r】

以上のように、本学では学修環境の整備にとどまらず、その運用状況について組織的に点検・評価を行い、教育課程と連動した環境改善を継続的に推進している。

【基準3の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み・特色

本学では、学修支援、キャリア支援、学生サービス及び学修環境の整備を相互に関連付け、入学から卒業後までを見通した一体的な学生支援体制を構築している。教職協働のもと、クラス指導主任、専門ゼミナール担当教員、学生支援課、キャリア支援課、保健室、学生相談室等が連携し、学生一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を実施している。

また、履修カルテ（学修の記録）を活用した学修状況の把握、実習と往還したキャリア教育、個別面談体制の充実等により、学修面・生活面・進路面を横断した支援が体系的に

展開されている。特に、入学定員の適正化と教育改革を背景として入学者数の増加が見られ、就職率 100%を維持している点は、これらの支援体制が有効に機能していることを示す具体的成果である。さらに、休学・退学の抑制や学生満足度の向上にもつながっており、本学の学生支援の有効性が確認されている。

(2) 自己点検・評価等により認識された課題

一方で、学生の多様化が進む中で、学修支援や学生サービスにおいては、より個別最適化された支援の充実が求められている。特に、学修の遅れや不安を抱える学生への早期対応、編入学生や社会人学生への支援の充実、メンタルヘルス支援のさらなる強化が課題として挙げられる。また、施設・設備面においては、バリアフリー対応に関して一部制約が見られ、学生の多様性への配慮の観点から計画的な改善が必要である。さらに、IR 推進室によるデータの収集・分析は進められているものの、その分析結果を教育課程や支援施策の改善に一層効果的に接続する仕組みの強化が求められる。

(3) 課題に対する改善状況と今後の取組み

これらの課題に対し、本学では IR 推進室を中心としたデータ分析機能の強化と学内共有の促進を図り、エビデンスに基づく教育改善の推進に取り組んでいる。また、教職協働による支援体制のさらなる充実に向けて、SA 制度の活用や個別支援体制の見直しを進めている。

施設・設備面については、改修計画に基づき段階的な改善を検討しており、学生の多様なニーズに対応した学修環境の整備を進めていく。今後は、これらの取組みを通して、学修支援、学生サービス及びキャリア支援の有機的な連携を一層強化するとともに、IR データを活用した改善サイクルの実効性を高め、学生一人ひとりの成長と学修成果の向上を継続的に実現していく。

本学の学生支援は、教育課程内外を通じた体系的な取組みとして整備され、教職協働のもと着実に運用されている。これらの取組みは、就職実績や修学継続状況等の成果として確認されており、概ね適切に機能していると評価できる。今後は、IR データの活用を基盤とした改善を継続し、学生の多様性に応じた支援の質的向上を段階的に推進していく。

基準 4 教育課程

4-1 単位認定、卒業・修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

ア 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー（以下、「DP」という。）の策定

（ア）「大学の教育目的」「大学が養成する人材像」に基づく「全学 DP」の策定

岡崎大学（以下、「本学」という。）の全学 DP は「大学の教育目的」「大学が養成する人材像」を踏まえ、学長のリーダーシップのもと、学科会議及び関係委員会における検討、大学・短期大学運営会議での協議を経て、教授会において審議し、意見を聴取したうえで、学長が決定している。

（全学 DP）

以下の資質・能力を獲得したものに学士の学位を授与する。

DPⅠ：現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力を獲得している。

DPⅡ：専門分野の確かな知識・技能を持ち、現代社会のニーズに対応しうる専門的職業人の資質を獲得している。

DPⅢ：主体的で自律的な学修態度・課題探究能力を修得している。

DPⅣ：実践知を修得し、社会や地域への貢献力を獲得している。

（イ）「学部の教育目的」「学部の教育目標」に基づく「学部 DP」の策定

学部 DP は「学部の教育目的」「学部の教育目標」を踏まえ、全学 DP との整合性を図りつつ、全学 DP と同様に、学科会議及び関係委員会における検討、大学・短期大学運営会議での協議、教授会での審議・意見聴取を経て、学長が決定している。

（学部 DP）

以下の資質・能力を獲得したものに「学士（教育学）」の学位を授与する。

DPⅠ：現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力を獲得している。

DPⅡ：専門職としての確かな知識・技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに対応しうる教諭・保育者の資質を獲得している。

DPⅢ：自律的な学修態度・課題探究能力を修得している。

DPⅣ：教育・保育分野の実践知を修得し、社会や地域への貢献力を獲得している。

なお、本学は単学部・単学科であるため、学部 DP を学科 DP として位置付けている。

【4-1-a】【4-1-b】【4-1-c】【4-1-d】

イ DP の周知

DP については、「履修要項」に明記し、学生及び教職員に示すとともに、Web サイトや大学案内にて公開し、学内外への周知を図っている。加えて、大学ポータルサイトにおいても公表しており、社会に対して広く情報発信を行っている。また、新入生オリエンテーションや各種ガイダンスにおいても DP の内容を説明し、学生が卒業時に身に付けるべき資質・能力を理解した上で学修に取り組むよう指導している。

さらに、シラバスにおいて各授業科目と DP との関連を明示するとともに、履修カルテ（学修の記録）を通じて学生自身が DP の到達状況を確認できる仕組みを整備しており、DP の理解と学修への接続を図っている。

以下の表は、学校教育で広く求められる「学力の 3 要素」と、本学が育成を目指す資質・能力との関係を整理したものである。表 13 は、「学力の 3 要素」と全学 DP に基づく「大学で獲得する力」との対応関係を示したものであり、表 14 は、「学力の 3 要素」と学部 DP に基づく「学部で獲得する力」との対応関係を示したものである。これらは、DP に示した学修成果を具体的な資質・能力として可視化したものである。

【4-1-e】【4-1-f】【4-1-g】【4-1-h】【4-1-i】

表 13 「大学で獲得する力」や「学力の3要素」と全学 DP の関係

全学ディプロマ・ポリシー	DP I	DP II	DP III	DPIV
大学で獲得する力 学力の3要素	人間力	専門力	課題探求力	実践力・ 地域貢献力
①知識・技能	◎	◎	○	○
②思考力・判断力・表現力	◎	◎	◎	◎
③主体性・多様性・協働性	◎	○	◎	◎

表 14 「学部で獲得する力」や「学力の3要素」と学部 DP の関係

学部ディプロマ・ポリシー	DP I	DP II	DP III	DPIV
学部で獲得する力 学力の3要素	人間力	教育保育の 専門力	課題探求力	教育保育の 実践力・地域貢献力
①知識・技能	◎	◎	○	○
②思考力・判断力・表現力	◎	◎	◎	◎
③主体性・多様性・協働性	◎	○	◎	◎

DP は、カリキュラム・ポリシー（以下、「CP」という。）及び、アセスメント・ポリシーと一体的に運用されており、本学の教育の質保証の基盤として機能している。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

ア 単位認定基準の策定と周知、厳正な運用

単位認定については、学則第6章において単位の計算方法、単位の授与、成績評価、成績評価基準等の明示を定めている。また、具体的な基準は履修規程に明記し、学生及び、教職員に周知している。成績評価は100点満点中60点以上を合格、60点未満を不合格として、単位認定を行っている。加えて、各授業科目の成績評価は、DPに示す能力の修得を前提として設定されており、シラバスにおいて到達目標及び評価方法とDPとの対応関係を明示している。さらに、上記成績評価と連動して、グレードポイントアベレージ（Grade Point Average：以下、「GPA」という。）制度（S=4.0、A=3.0、B=2.0、C=1.0、F=0）を導入し、学生自身が学修到達状況を把握するとともにDPに沿った学修成果の達成度を可視化できる仕組みとして運用している。

成績評価の方法及び基準は全学的な方針のもとで統一し、シラバスに明記している。また、成績評価の適切性及び公平性の確保を目的として、教務委員会において全教員・全科目の成績分布及びGPAの平均値を把握・分析している。その結果、一部科目において評価の偏りが見られることが確認されたため、現在、成績評価の妥当性を確保するための指標（平均GPAの目安の設定等）について検討を進めている。これらの分析結果については教務委員会で共有するとともに、評価基準の見直しや改善につなげるための仕組みの整備を段階的に進めている。あわせて、FD活動等を通して評価基準の適正化を図るなど、成績評価の質保証に向けた取組みを組織的に推進している。

同一科目を複数教員で担当する場合は事前に協議を行い、評価の公平性及び妥当性を確保している。また、非常勤講師を含む授業においても、専任教員が中心となり授業内容や

評価基準の調整を行っている。

他大学等における修得単位の認定については、学則に基づき教授会で審議し、学長の承認を得て適切に実施している。

これらの単位認定に関する方針及び運用については、履修ガイダンスや教務課による個別指導を通して周知し、組織的かつ厳正に運用している。【4-1-j】【4-1-k】【4-1-l】

イ 進級基準の設定と周知、厳正な運用

本学では進級基準は設けていないが、DP を踏まえた学修到達度の把握及び質保証の観点から、GPA を活用した基準を設定し、専攻への所属及び実習参加の判断に用いている。これらの基準は、DP に示す専門的資質・能力の段階的修得を担保するための基準として位置付けられている。

2 年次からの「小学校教育専攻」「中・高等学校教育専攻」への分属にあたっては、通算 GPA が 3.0 以上又は学科平均以上であることを要件としている。これは、小学校教員養成に必要な資質・能力を備えた学生を育成するという DP に基づき設定されたものであり、履修状況及び面接結果を踏まえて学科会議において決定している。

また、教育実習及び保育実習の参加要件については、履修すべき科目及び GPA 基準（教育実習（小）・教育実習（中・高）2.5 以上、教育実習（幼）2.0 以上、保育実習 2.0 以上）を定めている。参加予定学生において、各実習の GPA の基準を満たさない場合や実習指導の授業に関するその他の要件を満たさない場合には、実習委員会にて事前に報告が行われ情報共有している。また、その後の学科会議において審議の対象となり、基準未滿で実習に参加する場合には、個別指導を行い、その指導内容を学科会議において報告し、適切に対応しながら実施している。

これらの基準は「履修要項」及び「実習の手引き」に明記し、ガイダンス等を通して学生に周知している。【4-1-k】【4-1-m】

ウ 卒業認定基準の策定と周知、厳正な運用

卒業要件については、学則第 7 章において 4 年以上在学し 124 単位以上を修得することを定めている。また、卒業認定は教授会の意見を聴いたうえで学長が行い、所定の要件を満たした者に学士（教育学）の学位を授与している。

さらに、本学では DP に基づく学修成果の達成状況を把握するため、履修カルテ（学修の記録）を活用している。履修カルテ（学修の記録）は、学生が履修状況及び資質・能力の到達度を自己点検・評価するものであり、指導教員がその内容を確認し、学修支援に活用している。

また、「卒業研究」は、DP に掲げる自律的学修態度及び課題探究能力、教育・保育分野における実践知の修得を総括する科目として位置付けている。研究成果は卒業研究・長期フィールド実習発表会において公表され、所定の基準に基づき指導教員が評価し、その結果を学科会議で共有している。

以上のように、卒業認定は単位修得状況に加え、DP に基づく学修成果の達成状況を踏まえ、組織的かつ厳正に実施している。【4-1-n】【4-1-o】

エ 成績不振学生への対応

成績不振学生への対応については、「岡崎大学における成績不振等の学生への対応に関する要項」に基づき実施している。学期ごとに履修状況及び GPA を確認し、基準に該当する

学生に対して、1・2年次はクラス指導主任、3・4年次は専門ゼミナール担当教員が中心となり個別指導を行っている。

また、必要に応じて関係部署や保証人と連携し、学修支援及び生活支援を行っている。さらに、退学勧告に関する基準も定め、適切に運用している。

このように、本学ではDPに基づき、単位認定、進級に準じた基準及び卒業認定の各基準を明確に定め、「履修要項」等を通して周知するとともに、学修成果の状況に応じた支援と連動させながら、組織的かつ厳正に運用している。

4-2 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ア 教育目的を踏まえた CP の策定

(ア) 全学 CP の策定

全学 CP は、「大学の教育目的」「大学が養成する人材像」及び「全学 DP」を達成するために、教育課程編成方針及び教育課程実施方針の観点から策定している。また、CP は DP に示す資質・能力の育成を具体的に実現するための方針として位置付けており、DP との一貫性を確保した内容となっている。策定にあたっては、学科会議及び関係委員会における検討、大学・短期大学運営会議での協議を経て、教授会において審議し、意見を聴取したうえで、学長が決定している。【4-2-a】【4-2-b】【4-2-c】【4-2-d】

(全学 CP)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・教育課程編成方針
以下の方針に基づき、カリキュラムを編成する。
CPⅠ：教育課程に教養科目と専門科目を置く。
CPⅡ：基礎的・一般的学修から発展的・研究的学修へという順序性をもつ教育課程を編成する。・教育課程実施方針
以下の方針に基づき、教育を実施する。
CPⅢ：教室内での学びと実践の場での学びを組み合わせた教育を行う。
CPⅣ：学生の学びを引き出す、アクティブラーニングを行う。
CPⅤ：シラバスにおいて、挙証可能な学修成果と評価方法を示す。 |
|---|

(イ) 学部 CP の策定

学部 CP は、「学部の教育目的」「学部の教育目標」及び「学部 DP」を達成するために、全学 CP との整合性を図りつつ、教育課程編成方針及び教育課程実施方針の観点から策定して

いる。また、学部 CP は学部 DP に示された資質・能力を段階的かつ体系的に育成することを目的として構成しており、DP と CP が有機的に連動する教育課程編成となっている。本学は単学科で構成されていることから、学部 CP と学科 CP は同一の内容として位置付けている。策定にあたっては、全学 CP と同様に、学科会議及び関係委員会における検討、大学・短期大学運営会議での協議を経て、教授会において審議し、意見を聴取したうえで、学長が決定している。

(学部 CP)

- ・教育課程編成方針
以下の方針に基づき、教育学部のカリキュラムを編成する。
CPⅠ：教育課程に教養科目と専門科目を置く。
CPⅡ：基礎的・一般的学修から発展的・研究的学修へ、という順序性をもつ科目配置とする。
- ・教育課程実施方針
以下の方針に基づき、教育学部の教育を実施する。
CPⅢ：教室内での学びと教育・保育現場での実践的な学びを組み合わせた教育を行う。
CPⅣ：学生の学びを引き出す、アクティブラーニングを行う。
CPⅤ：シラバスにおいて、挙証可能な学修成果と評価方法を示す。

イ CP の周知

全学 CP 及び学部 CP は、「履修要項」に明記して学生及び教職員に周知するとともに、Web サイトや大学案内に掲載し、学内外へ広く公表している。また、大学ポートレートにも掲載し、社会に対して教育課程編成方針の透明性を確保している。さらに、新入生オリエンテーションや各種ガイダンスにおいて CP の内容を説明し、学生が教育課程の構造や学修の流れを理解した上で履修計画を立てられるよう指導している。加えて、教育実習に関わる実習懇談会等の機会を活用し、実習受入先である幼稚園・保育所・認定こども園等の関係者に対しても本学の教育方針として CP を説明し、教育課程の理解促進と連携強化を図っている。【4-2-e】

このように、CP は DP と整合的に策定され、アセスメント・ポリシーと一体的に運用されることにより、本学の教育課程の質保証を担う基盤として機能している。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ア DP との一貫性の確保

本学における CP は、学校教育法施行規則の改正により求められる三つのポリシーの一体的な策定及び運用の趣旨を踏まえ、大学及び学部の DP と理念を共有し、その達成を目的として体系的に策定している。すなわち、DP において示された資質・能力を確実に育成するための教育課程の編成方針及び実施方針として CP を位置付けており、両者は構造的かつ機能的に連動する関係にある。

この一貫性は、教育課程の構造全体において明確に示されている。表 15 は、「学力の 3 要素」と全学 DP に基づく「大学で獲得する力」との対応関係及びその育成を担う科目群を示したものである。また、表 16 は、「学力の 3 要素」と学部 DP に基づく「学部で獲得する力」との対応関係及びその育成を担う科目群を示したものである。

表 15 「大学で獲得する力」や「学力の3要素」と教育課程の関係

教育課程	教養科目	専門科目		
		展開科目	専門演習科目 ・研究科目	実習科目・ インクルーシブ教育科目
大学で獲得する力 学力の3要素	人間力	専門力	課題探究力	実践力・ 地域貢献力
①知識・技能	◎	◎	○	○
②思考力・判断力・表現力	◎	◎	◎	◎
③主体性・多様性・協働性	◎	○	◎	◎

表 16 「学部で獲得する力」や「学力の3要素」と教育課程の関係

教育課程	教養科目	専門科目		
		展開科目	専門演習科目 ・研究科目	実習科目・ インクルーシブ教育科目
学部で獲得する力 学力の3要素	人間力	教育保育の 専門力	課題探究力	教育保育の実践力 ・地域貢献力
①知識・技能	◎	◎	○	○
②思考力・判断力・表現力	◎	◎	◎	◎
③主体性・多様性・協働性	◎	○	◎	◎

さらに、「履修要項」においては、各授業科目が DP のどの能力の育成に資するかを体系的に示している。また、各科目のシラバスにおいても、当該科目と学部 DP との関連を明示するとともに、学修成果及び評価方法を具体的に示すことで、学生が DP との関係を意識しながら学修に取り組めるようにしている。加えて、これらの対応関係は学修成果の把握・評価とも連動しており、DP の達成状況を検証し、教育課程や授業改善へとフィードバックする仕組みとして機能している。

このように、本学では、教育課程全体（カリキュラムレベル）、授業科目群（科目群レベル）、個々の授業科目（科目レベル）の各段階において DP と CP の対応関係を明確化し三層構造により体系的かつ継続的に一貫性を担保している。

以上のことから、本学の CP は DP の達成に直結する体系として設計・運用されており、教育課程全体を通して一貫性が確保されているといえる。また、その関係は可視化された形で学生及び教職員に共有されており、内部質保証の観点からも適切に機能している。【4-2-f】

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

ア CP に即した体系的な教育課程の編成

（ア）CP I に基づく教養科目と専門科目の体系的配置

本学では、CP I に基づき、教育課程を「教養科目」と「専門科目」に区分し、DP の達成に資する体系的な編成としている。

教養科目は、主として DP I（人間力）の育成に関わる科目群として位置付け、「基幹教養科目」と「展開教養科目」により基礎的教養と汎用的能力の育成を図っている。

専門科目は、「基礎科目」「展開科目」「実習科目」「実践演習科目」「研究科目」「インクルーシブ教育科目」により構成され、DP II（専門力）、DP III（課題探究力）、DP IV（実践力・地

域貢献力) に対応して体系的に配置している。これらの科目配置は、DP に示す資質・能力の育成を段階的に実現する構造として設計されており、各科目群が相互に関連しながら学修成果の積み上げが図られる体系となっている。

(イ) CPⅡに基づく順序性をもった科目配置

a 学年進行による段階的構造

本学の教育課程は、CPⅡに基づき、以下のような段階的学修構造により体系的に編成している。

- 1 年次：教養・基礎科目を中心に、学修の基盤形成
- 2 年次：専門科目の展開により知識・技能の拡充
- 3 年次：実習・専門ゼミによる実践的・探究的学修の深化
- 4 年次：実習・卒業研究を通じた学修の統合

この構造は「気づき→体験→深化→統合」という学修の段階性として整理されており、DP の達成に向けた成長プロセスを明確に示している。この体系は「履修要項」においてカリキュラムマップとして可視化し、教育課程の構造と DP との対応関係を明確に示している。【4-2-g】

b 専攻に即した体系的履修

2 年次以降は、「幼児教育・保育専攻」「小学校教育専攻」「中・高等学校教員専攻」「健康・スポーツ専攻」に分属し、それぞれの免許・資格取得に対応した体系的履修を行っている。履修モデルを提示することで、学生が将来の進路を見据えた計画的な履修を行えるよう支援している。

特に幼児教育・保育専攻では、インクルーシブ教育の強化を目的として「インクルーシブ教育士」制度を導入し、関連科目を体系的に配置することで、多様な子どもに対応できる実践力の育成を図っている。これらの専攻別履修は、DP に示す専門的資質・能力の達成に向けた教育課程の具体化として機能している。【4-2-h】

イ シラバスの適切な整備

CPVに基づき、シラバスにおいて学修成果と評価方法の明確化を図っている。到達目標は「～ができる」として具体的に記述し、評価方法及び評価配分を明示することで、客観的かつ検証可能な成績評価を担保している。

また、「学科 DP との関連」を明記し、各授業科目が DP のどの能力の育成に資するかを明確にしている。授業計画、予習・復習時間、フィードバック方法、オフィスアワー等も記載し、学修の質を保証している。さらに、シラバスに基づく授業運営及び成績評価の実施状況については、学生による授業アンケートや自己点検報告書等を通して検証され、必要に応じて改善が図られている。

シラバスは教務委員会が様式を策定し、「シラバス作成の手引き」により記載基準を統一するとともに、「シラバスチェック会議」において内容確認を行い、必要に応じて修正を求めることで質の担保を図っている。【4-2-i】【4-2-j】【4-2-k】

ウ 単位制度の実質化

単位制度の実質を担保するため、1 単位 45 時間の学修を前提として、シラバスに予習・復習時間を明示し、授業外学修の確保を図っている。また、授業外学修の実施状況につい

ては、課題提出や振り返り活動等を通して把握し、学修時間の確保に努めている。【資料 F-13】

また、CAP 制度を導入し、年間履修登録単位数の上限を設定している。初年次は 48 単位とし、2 年次以降は GPA に応じて、50 単位（GPA3.0 以上）、48 単位（GPA2.0 以上）、46 単位（GPA2.0 未満）とすることで、学修成果に応じた適切な履修管理を行っている。【4-2-5】

なお、令和 8(2026)年度からは新たな教育課程を導入し、共学化及び新課程に対応したカリキュラムの再編を行った。今後は、その教育効果の検証を通じて、より一層 CP に基づく体系的編成の高度化を図る。

以上のことから、本学の教育課程は CP に基づき体系的かつ段階的に編成されているだけでなく、シラバス整備及び単位制度の運用と一体となって実施され、学修成果の把握・評価と連動しながら教育の質保証が機能している。さらに、本教育課程は DP、CP 及びアセスメント・ポリシーの三位一体の運用のもと、教学マネジメントを通じて継続的に改善されている。

4-2-④ 教養教育の実施

ア 教養教育の適切な実施

教養科目は、大学における学びの基礎及び現代社会に求められる一般的教養の獲得を目的とするとともに、DP に示す資質・能力の基盤を形成する科目群として位置付けている。特に DP I（人間力）の育成を中核としつつ、DP II～IV の基盤形成にも資する教育課程として体系的に編成・実施している。本学ではこれを「基幹教養科目」と「展開教養科目」に区分し、体系的に編成・実施している。

（ア）基幹教養科目

基幹教養科目は、全学生が履修する卒業必修科目として、大学での学びの土台を形成する科目群であり、本学の建学の精神や教育理念を反映した導入科目を中心に構成している。

「建学の精神」では、建学の精神に基づき自己実現と社会貢献について哲学的・心理学的視点から考察する。さらに、「基礎演習 I・II」では、大学での学びに必要なアカデミックスキルの修得を図っている。

また、「地域貢献とボランティア」は、本学の理念を体現する実践的科目として位置付けており、学生が地域の教育・保育現場において子どもと関わる体験を通して、社会参画意識と実践力の基礎を養うものである。

これらの科目は、講義と体験的学修を組み合わせることにより、知識の理解にとどまらず、主体的な学びや社会との関わりを通じた資質・能力の育成を図っている。

（イ）展開教養科目

展開教養科目は、多角的な視野と汎用的能力の育成を目的とし、「外国語・多文化理解科目」「健康とスポーツ科目」「アカデミックスキル科目」「人文・社会・自然の科目」の 4 群により構成している。

特に「アカデミックスキル科目」では、情報リテラシー、文章表現力、コミュニケーション力等を育成し、専門的学修を支える基礎力の強化を図っている。これらの科目は、DP I（人間力）のみならず、DP II～IV の基盤として機能している。

これらの科目は、教養教育としての基礎的役割に加え、専門教育への接続を担う科目群として機能しており、教育課程全体の基盤を形成している。

イ 教養教育充実化のための取組み

本学では、教養教育の質的向上を図るため、教務委員会を中心に継続的な検証と改善を行っている。

令和7(2025)年度には「教養教育の充実化検討会議」を開催し、履修状況や学生ニーズ、科目配置の妥当性等について検証を行った。その結果、専門科目及び資格必修科目の比重が大きいことにより、教養系選択科目の配置に制約があること、履修者の少ない科目の存在などが課題として明らかとなった。

これを受け、同会議では、①履修者の少ない科目の再編、②学生ニーズを踏まえた科目の新設、③他大学開講科目の活用等の改善方策を検討し、その内容を学科会議等において共有した。これらの検討結果は、令和8(2026)年度のカリキュラム改訂に反映されており、教養教育の体系性及び実効性の向上に向けた具体的改善として実施されている。【4-2-1】

さらに、教養教育の目的の明確化、科目間の連携強化、主体的学修を促す授業内容の再構成を進めており、学修成果の把握・評価結果と連動した継続的改善(PDCA)を実施している。

このように、本学の教養教育はDPに基づき体系的に編成・実施されるとともに、その実施状況の検証と改善を通じて質の向上が図られており、教育課程全体の基盤として機能している。

4-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

ア アクティブラーニングの実施

本学では、CPⅢ及びCPⅣに基づき、講義・演習・実習の各科目において、学生の主体的・対話的で深い学びを促すアクティブラーニングを体系的に実施している。これらはDPに示す資質・能力の育成を目的として、教育課程全体の中で位置付けられている。その方法は、以下の3つの学修形態として整理できる。

①対話的・協働的学修

授業内においてグループ討議、発表、ディスカッション等を取り入れ、学生同士の相互作用を通じて理解を深化させている。

②実践的・体験的学修

「地域貢献とボランティア」「インクルーシブ教育実習Ⅰ・Ⅱ」「長期フィールド実習」等において、学生が教育・保育現場に出向き、子どもや保育者・教師と関わる中で実践的に学ぶ機会を提供している。特に、ボランティア活動後の発表やディスカッションを通して経験知を共有し、学びを深化させている。

③省察的学修（リフレクション）

実習後にはエピソード記録や実習記録を作成し、教員の指導や学生間の協議を通して振り返りを行うことで、実践と理論の往還を図っている。これにより、教育・保育者として必要な資質・能力の形成を促している。

これらの学修過程により、学生は自らの学びを内省し、DPに示す資質・能力の形成を段階的に深めている。さらに、模擬授業演習室・保育演習室を活用し、実際の教育・保育環境を想定した模擬授業・模擬保育を行うことで、実践力の向上を図っている。

イ 少人数教育の実施

本学では、教育効果を高める少人数教育を実施している。演習科目は概ね 50 人以下で実施し、双方向的な指導が可能な環境を確保している。これにより、学生一人ひとりの理解度や学修状況に応じた指導が可能となり、学修成果の向上に資する教育環境を実現している。特に「専門ゼミナールⅠ～Ⅳ」では、少人数の学生（令和 7(2025)年度のゼミ選考では、1 教員あたり原則 4 人まで）を対象としており、個々の学修状況に応じたきめ細かな指導と継続的なフィードバックを行っている。このような少人数指導体制は、学生の主体的な学修を促進するとともに、DP に基づく学修成果の達成を支える基盤として機能している。

ウ 長期にわたる実習の実施

本学の特徴的な取組みとして、「長期フィールド実習」及び「インクルーシブ教育実習」による継続的な実践学修が挙げられる。

「長期フィールド実習」では、約 8 か月間にわたり週 1 回（計 22 回）継続して現場で学び、実習と専門ゼミナールにおける省察を往還することで、課題発見・分析・改善の力を育成している。教員による実習先訪問やカンファレンスも実施し、実習の質を高めている。

「インクルーシブ教育実習Ⅰ・Ⅱ」では、同一の現場に継続的に関わり、省察記録やケースカンファレンスを通して理解を深め、次の実践へとつなげている。これらの長期的・継続的な実習は、実践と省察を往還する学修プロセスとして機能し、DP に示す実践力及び課題探究力の育成に大きく寄与している。【4-2-m】

エ 学修成果発表の機会の設定

本学では、「丘の上の音楽会」「子ども教育フォーラム」「卒業研究・長期フィールド実習発表会」等において、学修成果を発表する機会を体系的に設けている。特に卒業研究・長期フィールド実習発表会は、1 年次から 4 年次までの全学生を対象とした全学的取組みであり、学生が主体的に取り組んだ学修成果を可視化し、学内で共有する機会として機能している。発表者は、自らの学びや研究成果を振り返り、その成果を他者に発信することで、専門的知識・技能や課題探究力、表現力を高めている。また、参加学生は他学年の研究や実践に触れることで学びを深めるとともに、今後の学修や卒業研究への見通しを得る機会となっている。

このように、本学では学修成果発表の機会を通して、学生相互の学び合いを促進するとともに、学修成果の可視化及び DP 達成状況の確認を行う全学的な教育活動として位置付けている。【4-2-n】【4-2-o】【4-2-p】

オ 学修成果の可視化と評価方法の工夫

本学では、学修成果の可視化と評価方法の改善を通じて、教授方法の高度化を図っている。各授業においては、到達目標に基づくルーブリック評価を導入し、学生が自身の学修到達度を具体的に把握できるようにしている。これらのルーブリックは FD 委員会において集約されており、授業改善や評価の妥当性向上に活用されている。これにより、評価の透明性及び客観性を確保するとともに、学修成果に基づく授業改善が図られている。【4-2-q】

また、履修カルテ（学修の記録）を活用し、学生が DP の達成度を継続的に把握できる仕組みを整備している。令和 6(2024)年度からは Web 上で運用し、学生が随時確認・振り返り

を行える環境を整え、令和 7(2025)年度からは、DP の達成度を図表化した「ディプロマサプリメント」を導入し、学生自身が学修到達状況を客観的に把握することができるようにしている。

これらの取組みは、学生の自己省察を促すとともに、教員による学修指導の改善にも活用されており、教学マネジメントの一環として機能している。

以上のことから、本学ではアクティブラーニングを中心とした多様な教授方法を体系的に展開し、少人数教育、継続的実習、学修成果の可視化を組み合わせることで、教育効果の高い授業運営を実現している。これらの取組みは DP の達成に向けて機能的に連動しており、学修成果の把握・評価及び授業改善と一体となって、教育の質保証を実質的に担保している。

本学の教授方法は、DP、CP 及びアセスメント・ポリシーの三位一体のもとで運用され、教学マネジメントを通じて継続的に改善されている。

4-3 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

ア 三つのポリシーと養成する人材像を踏まえたアセスメント・ポリシーの策定

(ア) 全学アセスメント・ポリシー

本学では、「大学の教育目的」「大学が養成する人材像」「全学DP」「全学CP」に基づく教育により、どのような学修成果が得られているかを評価するために、全学アセスメント・ポリシーを策定している。さらに、DPに示す資質・能力の修得状況を学修成果の中核として位置付け、三つのポリシーの一体的運用のもとで評価を行っている。

(全学アセスメント・ポリシー)

本学の学修成果のアセスメントは、全学的な「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」の一貫性を視野に、全学的な「卒業認定・学位授与の方針」に示す能力(人間力、専門力、課題探究力、実践力・地域貢献力)の修得状況を複数の評価項目を用いた評価により実施する。

(イ) 教育学部のアセスメント・ポリシー

本学では、三つのポリシーの一体的運用のもと、特にDPに示された資質・能力の修得状況を学修成果として明確に位置付け、学部教育目的、教育目標、学部DP及び学部CPに基づく教育により、どのような学修成果が得られているかを評価するために、教育学部のア

セスメント・ポリシーを策定している。

(教育学部のアセスメント・ポリシー)

ア 評価方針

教育学部の学修成果のアセスメントは、学部の「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）：学部 AP」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）：学部 CP」「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）：学部 DP」の一貫性を視野に、学部の「卒業認定・学位授与の方針」に示す能力（人間力、教育・保育の専門力、課題探究力、教育・保育の実践力・地域貢献力）の修得状況を複数の評価項目を用いた評価により実施する。

イ 評価段階と評価項目

学部 AP（入学前・入学直後）、学部 CP（在学中）、学部 DP（卒業時・卒業後）に基づき、全学（機関）レベル・学部（教育課程）レベル・科目レベルの各段階における、学生の学修成果を以下の評価項目を用いて多面的・総合的に評価・検証する。

（各段階における評価項目）

	学部 AP（入学前・入学直後）	学部 CP（在学中）	学部 DP（卒業時・卒業後）
全学 （機関） レベル	- 入学試験 - 入学時満足度調査	- 離学（退学・除籍）率 - 休学率 - 全国学生調査（2年生） - 課外活動状況 - 満足度調査（1～3年生）	- 学位授与率 - 就職率 - 進学者数 - 全国学生調査（4年生） - 満足度調査（4年生）
学部 （教育課程） レベル	- 入学前教育実施状況 - 統一テスト	- GPA - 単位取得率 - 学修の記録（在学生） - オカダイ学修成果グレード - ジェネリックスキルテスト	- 卒業研究 - 就職率（専門職） - 資格・免許取得状況 - 卒業生職場訪問調査
科目 レベル		- 出席状況 - 学外実習による評価 - 学生による授業アンケート	

イ アセスメント・ポリシーの周知と運用

全学アセスメント・ポリシー及び教育学部のアセスメント・ポリシーは、「履修要項」やWebサイト等を通して学生及び教職員に周知している。学修成果については、年度末に各委員会等で集計した結果を自己点検・評価委員会で集約し、アセスメントを行っている。【4-3-a】【4-3-b】

なお、本評価書では令和7(2025)年度の学修成果について、令和7(2025)年度のアセスメント・ポリシーに基づいて、評価分析を行った結果を示す。【4-3-c】

(ア) 目標値の設定と判定基準

アセスメントにおいては、定量的な目標値と定性的な要素を総合的に判断し、成果目標を4段階（S：かなり充足、A：概ね充足、B：どちらともいえない、C：やや未充足）で評価している。その学修成果のアセスメント指標（表17）は、自己点検・評価委員会で検討し、学科会議で共有している。

表 17 各レベルにおける学修成果のアセスメント指標

	項 目	アセスメント指標
全学レベル	ジェネリックスキルテスト	* 全国平均と比較して +5.0以上 : S, +0.0~+4.9 : A, -9.9~-0.1 : B, -10.0以下 : C
	就職率	95.0%以上 : S, 90.0~94.9% : A, 85.0~89.9% : B, 84.9%以下 : C
	学修状況アンケート	* 大学教育を通じて、獲得した知識や能力 (12項目) について 90.0%以上 : S, 85.0~89.9% : A, 80.0~84.9% : B, 79.9%以下 : C
学科レベル	ジェネリックスキルテスト	* 卒業時の目標値 50.0以上 : S, 45.0~49.9 : A, 40.0~44.9 : B, 39.9以下 : C
	GPA (最終通算GPA)	3.0以上 : S, 2.75~2.99 : A, 2.50~2.74 : B, 2.49以下 : C
	免許・資格の取得状況	* 小免 (学校教育コースのみ)、幼免・保育 (全学生) 95.0%以上 : S, 90.0~94.9% : A, 85.0~89.9% : B, 84.9%以下 : C
	学修の記録	学校教育コース (4年7領域29項目)、幼児教育・保育コース (4年7領域28項目) 4.5以上 : S, 4.0~4.49 : A, 3.5~3.99 : B, 3.49以下 : C
	卒業研究 (成績平均)	3.5以上 : S, 3.25~3.49 : A, 3.00~3.24 : B, 2.99以下 : C
	就職率 (専門職)	* 教育・保育の専門職 (小学校, 幼稚園, 保育所等, 臨時も含む) 95.0%以上 : S, 90.0~94.9% : A, 85.0~89.9% : B, 84.9%以下 : C
科目レベル	成績評価	* 全履修単位の取得率 99.0%以上 : S, 98.0~98.9% : A, 97.0~97.9% : B, 96.9%以下 : C
	学生による授業アンケート	「教育効果」に関する3項目 (①~③) 4.5以上 : S, 4.0~4.49 : A, 3.5~3.99 : B, 3.49以下 : C

* 学修成果のアセスメントは、定量的な目標値から「S : かなり充足」「A : 概ね充足」「B : どちらともいえない」「C : やや未充足」の4段階で判定している。また、レベルごとの総合評価は各項目の定量的な目標値と定性的な要素を総合的に判断し、判定する。

これらのアセスメント結果は、自己点検・評価委員会において全学的に共有され、教育課程及び授業改善に向けた検討資料として活用している。

(イ) 全学レベルにおけるアセスメント

全学レベルにおける学修成果アセスメントは、DPに即した学修成果の評価を行うため、主に卒業学年を対象として実施し、総合評価は「A」と判定した。

a ジェネリックスキルテスト

本学では「ジェネリックスキルテスト (GPS-Academic、株式会社ベネッセi-キャリア製)」を用い、「思考力」「姿勢・態度」「経験」の3側面から、課題解決に必要な力を測定している。令和6(2024)年度より活用目的を見直し、実施年次を4年次から3年次へ変更した。令和7(2025)年10~11月実施結果では、「思考力」45.7 (全国平均47.3)、「姿勢・態度」47.9 (全国平均48.4)、「経験」52.4 (全国平均56.4) であり、「B」と判定した。【4-3-d】

b 就職率

令和7(2025)年度の就職率は100%であり、「S」と判定した。【4-3-e】

c 学修状況アンケート

本学では、文部科学省「全国学生調査」の設問項目等を活用した学修状況アンケートを実施し、大学教育を通じて身に付いた知識・能力について肯定回答率を算出することで、学修成果を測定している。令和7(2025)年度は、「保育・教育分野に関する知識・理解」など5項目が「S」、「論理的に文章を書く力」「問題を見つけて解決方法を考える力」が「A」、「文献・資料を収集・分析する力」「異なる文化に関する知識・理解」が「B」、「外国語を使う力」「統計などデータサイエンスの知識・技能」が「C」であり、総合評価は「A」と判定し

た（表18）。【4-3-f】

表18 大学教育を通じて、身に付いた知識や能力（卒業学年対象）

		4年生の肯定回答率	判定
Q1	保育・教育分野に関する知識・理解	100.0	S
Q2	将来の仕事につながるような知識・技能	100.0	S
Q3	文献・資料を収集・分析する力	82.3	B
Q4	論理的に文章を書く力	94.1	S
Q5	人に分かりやすく話す力	91.1	S
Q6	外国語を使う力	11.7	C
Q7	統計などデータサイエンスの知識・技能	26.4	C
Q8	問題を見つけて解決方法を考える力	97.0	S
Q9	多様な人々と協働する力	97.0	S
Q10	幅広い知識、ものの見方	97.0	S
Q11	異なる文化に関する知識・理解	94.1	S

（ウ）学科レベル（教育課程レベル）におけるアセスメント

学科レベルにおける学修成果アセスメントは、DPに即した学修成果の評価を行うため、卒業学年を対象として実施し、総合評価は「S」と判定した。

a ジェネリックスキルテスト

全学レベルと同じ結果を用い、「思考力」45.7（A）、「姿勢・態度」47.9（A）、「経験」52.4（S）であり、「A」と判定した。【4-3-g】

b GPA

令和7（2025）年度4年生の最終通算GPAは3.24であり、「S」と判定した。

c 免許・資格の取得状況

令和7（2025）年度4年生の小学校教諭一種免許状取得率は100.0%（16人中16人、A）、幼稚園教諭一種免許状取得率は98.2%（55人中54人、A）、保育士資格取得率は85.5%（55人中47人、B）であった。なお、学校教育コースのうち保育士資格取得を前提としない学生を除くと、保育士資格取得率は92.3%（39人中36人、A）であり、「S」と判定した。【4-3-h】

d 学修の記録

学生は各学期末に履修カルテ（学修の記録）を記入し、自身の学修到達度を確認している。令和7（2025）年度の学校教育コース所属学生の平均値は4.53であり「S」、幼児教育・保育コース所属学生の平均値は4.39であり「A」と判定した。

e 卒業研究

卒業研究（卒業論文、作品制作、長期フィールド実習研究報告）は4年間の学修成果のまとめであり、「卒業研究・長期フィールド実習発表会」において全員が成果を発表し、学内に公開している。これは学修成果の可視化の機会としても機能している。令和7（2025）年度の成績平均は3.69であり、「S」と判定した。

f 就職率（専門職）

令和7（2025）年度の専門職就職率は98.3%であり、「S」と判定した。その内訳は、小学校教員13.6%、保育者81.4%（公立園40.7%、私立園40.7%）、臨時職員3.4%（小学校常勤講師）であった。

さらに、DPの達成度を図表化した「ディプロマサプリメント」を作成し、学生に明示している。これにより、学生は自身の学修到達状況を客観的に把握することができ、学修成果の可視化と学位の質保証の向上につながっている。

（エ）科目レベルにおけるアセスメント

科目レベルでの学修成果アセスメントは全学年を対象に実施し、総合評価は「S」と判定した。

a 成績評価

各科目の成績評価方法はシラバスに記載され、厳格に実施されている。令和7(2025)年度の全履修単位取得率は98.6%であり、「A」と判定した。

b 学生による授業アンケート

各期末に実施する「学生による授業アンケート」のうち、「授業は満足できたか」「さらに学びを深めたくなかったか」「授業の到達目標を達成できたか」の3項目を指標としている。令和7(2025)年度は、前期平均4.70、4.69、4.66、後期平均4.67、4.66、4.65であり、「S」と判定した。【4-3-i】

このように、本学では、全学レベル、学科レベル、科目レベルの各段階において、学修状況、資格取得状況、就職状況、学生調査、卒業研究発表、ディプロマサプリメント等の多様な指標を用いて、多面的・総合的に学修成果を把握・評価している。また、これらの評価結果は組織的に共有され、教育課程及び授業改善の検討に活用されている。

以上のことから、本学ではDPを中核とした学修成果の明示及び評価方法が確立されており、三つのポリシーの一体的運用のもとで、教学マネジメントに基づく質保証の仕組みとして有効に機能しているといえる。さらに、学修成果の把握・評価は、DP及びCPと連動し、教育改善の根拠として循環的に活用されている。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

本学では、学修成果の把握・評価結果を、学生へのフィードバックと教育改善へのフィードバックの両面から活用し、教育の質向上に結び付けている。特に、これらの結果は、授業改善、学修指導の高度化及び教育課程の見直しに組織的に反映している。

まず、全学・学科・科目レベルの各アセスメント結果は、大学・短期大学運営会議及び学科会議等において共有され、授業改善、指導方法の改善、教育課程の見直しに向けた検討に活用されている。特に、これらの結果は令和8(2026)年度からの新カリキュラム編成の検討においても基礎資料として活用されており、教育内容の再構成や科目配置の改善に反映されている。

具体的には、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の新設により初年次教育を強化するとともに、「多文化共生論」の導入によりインクルーシブ教育及び多様性理解に関する学びを充実させた。また、「現代教養概論A・B」を設置し、4年間の学びの統合と応用力の育成を図っている。さらに、「カリキュラム論」の履修時期を見直し、実習経験を踏まえた理論理解の深化を図るなど、学修成果の分析結果を踏まえた具体的な教育改善を実施している。

加えて、中学校・高等学校教諭一種免許（保健体育）の課程を新設し、体育・健康に関す

る専門的知識及び実践的指導力の育成を強化するなど、社会的要請に対応した教育内容の拡充を図っている。

授業レベルでは、各学期末（第13～15回）に「学生による授業アンケート」（8項目及び自由記述）を実施し、その結果を授業担当者へフィードバックしている。授業担当者はその結果を分析し、「授業アンケート結果の分析と評価」及び「次年度に向けた授業改善の取り組み」を「授業に関する自己点検報告書」として作成し、FD委員会に提出している。これらは図書館において共有され、教職員及び学生に還元されており、授業改善のPDCAサイクルが機能している。【4-3-j】【4-3-k】

また、汎用的能力を測定するジェネリックスキルテスト（GPS-Academic）の結果は、学生が個人レポートとしてスマートフォン等で確認できる仕組みとなっており、自己の強みや課題を把握するための資料として活用されている。加えて、キャリア支援課における個別指導にも活用され、進路選択や能力形成に結び付けられている。

学期ごとの成績は、学生にはOWポータルを通じて、保証人には郵送で通知している。さらに、GPAの度数分布を提示することで、学生が自身の学修状況を相対的に把握し、学修改善につなげることができるようにしている。【4-3-l】

履修カルテ（学修の記録）については、半期ごとの成績評価や専門的学修の到達度を学生自身が記録・確認し、次学期の学修計画や卒業後の目標設定に活用している。また、ゼミ担当教員がこれを基に個別に指導・助言を行い、学修成果の形成に向けた継続的なフィードバックを実施している。履修カルテ（学修の記録）はWeb上で運用しており、学生が随時確認・振り返りを行えるようになっている、また、令和7(2025)年度からは、DPの達成度を図表化した「ディプロマサプリメント」を導入し、学生自身が学修到達状況を客観的に把握することができるようにしている。【4-3-k】

さらに、卒業生アンケート及び就職先（所属長）アンケートにより得られた情報は学科で共有され、教育・保育現場の実態や求められる資質・能力として整理した上で、授業内容や学修指導の改善に反映するとともに、在学生への指導にも活用している。

これらの学修成果の点検・評価結果は、Webサイトで公表しているほか、保証人には教育懇談会や学科通信を通じて、高等学校には大学説明会や高校訪問等を通じて伝達している。

【4-3-m】【4-3-n】【4-3-o】

以上のように、本学では学修成果の把握・評価結果を、学生の学びの改善、授業及び指導方法の改善、さらには教育課程の見直しに至るまで組織的にフィードバックしている。これらは、アセスメント・ポリシーに基づき、DP、CPと連動しながら、教学マネジメントのもとでPDCAサイクルとして機能しており、教育の質保証の仕組みとして有効に機能しているといえる。

【基準4の自己評価】

（1）成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

本学では、DPを起点とした教育課程の体系的編成と、その適正な運用が図られている。CPに基づき、教養教育と専門教育を段階的に配置するとともに、シラバスの統一的整備、チェック体制の構築、CAP制の導入により、単位制度の実質化が確保されている。

また、アクティブラーニング、少人数教育、長期フィールド実習を組み合わせ、教育・保

育現場と往還する実践的学びを展開しており、付属園や地域と連携した教育は本学の特色である。さらに、アセスメント・ポリシーに基づき、学修成果を多面的に把握するとともに、履修カルテ（学修の記録）の電子化や卒業研究・長期フィールド実習発表会の公開などにより、学修成果の可視化と社会への発信が組織的かつ継続的に行われている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で得られた課題など

学修成果の分析からは、文献・資料の収集・分析力、データサイエンスに関する知識・技能、外国語運用能力など、一部の汎用的能力に課題が見られる。これらは、DPに示す課題探究力や社会的実践力の基盤となる能力であり、その向上が求められる。

また、教養教育においては、専門科目や資格必修科目の影響により、選択科目の幅や履修の柔軟性に制約がある点が課題である。

加えて、卒業生アンケートや就職先からの意見においても、論理的思考力や汎用的スキルの更なる向上への期待が示されており、教育内容の一層の充実が求められている。さらに、科目ごとの成績評価基準については一定の運用はなされているものの、全学的な明確化・共有の推進が必要である。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学修成果の課題に対しては、ループリック評価の共有や履修カルテ（学修の記録）の活用促進により、学修の質の向上と可視化の高度化を推進している。さらに、アセスメント結果を授業改善にとどまらずカリキュラム全体の見直しに反映させる PDCA サイクルを強化し、教育の質保証を持続的に向上させていく。

加えて、学修成果の分析結果に基づき、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の新設、「多文化共生論」の導入、「現代教養概論A・B」の設置、「カリキュラム論」の履修時期の見直し、中学校・高等学校教諭一種免許（保健体育）課程の新設等、具体的な教育課程の改善を実施している。

本学は、三つのポリシーの一貫性のもと、教育課程の編成・実施・評価・改善を有機的に連動させ、学修成果の可視化と質保証を高い水準で実現している。

これらは教学マネジメントに基づく内部質保証の仕組みとして機能しており、学修成果の分析に基づく教育改革を通して、社会の要請に応える実践的教育の質の向上が継続的に図られている。

基準5 教員・職員

5-1 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

（1）5-1の自己判定

「基準項5-1を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

ア 学長の権限

岡崎大学（以下、「本学」という。）では、「岡崎大学・岡崎短期大学学長職務規程」において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定め、学長の職務及び権限を明確にしている。【5-1-3】

学長は、建学の精神「自己実現と社会貢献」の理念を踏まえ、大学全入時代や社会の変化に対応した大学改革を推進している。特に、学士課程の体系的構築、教学マネジメントの確立、内部質保証の充実、高大接続の強化、大学の社会的責任の遂行等を重要課題と位置付け、全学的な視点から教育研究活動の改善に取り組んでいる。

また、学長は規程に基づき、学長室会議、教授会、大学・短期大学運営会議、大学自己点検・評価委員会等の主要会議において議長を務め、自らの所信及び大学運営に関する方針を明確に示しながら、教職員の理解と協働のもとで組織的な運営を推進している。さらに、ガバナンス・コードを策定し、建学の精神に基づいた適切な大学運営体制の確立と、社会の変化に対応した私立大学としての責務の遂行に努めている。【5-1-a】【5-1-4】【5-1-2】【5-1-b】【5-1-c】

教学マネジメントにおいては、三つの方針の一体的運用、アクティブラーニングの推進、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の把握・評価、成績評価の厳格化、FD活動及び自己点検・評価活動の実質化を通して、教育の質保証を推進している。これにより、学生が自己の成長を実感しつつ、社会において自律的・継続的に貢献できる人材となることを目指し、学長として包括的なリーダーシップを発揮している。

加えて、学長は内部質保証の最高責任者として、自己点検・評価委員会を中核とした全学的な質保証体制を統括し、教育研究活動の検証結果を踏まえた改善を指示するなど、継続的な質向上の実現に向けたマネジメントを行っている。【2-1-2】

イ 大学の意思決定の体制

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、規程に基づく組織的な意思決定体制を整備している。これらの会議体は、学長のリーダーシップのもと相互に連携し、企画・調整から審議、意思決定に至る一連のプロセスを体系的に構築している。

（ア）学長室会議

学長が主体的かつ的確、円滑な大学運営を図るために、学長を補佐し、本学の将来構想、組織運営、事務職員の人事等について協議する機関として学長室会議を設置している。学長室会議は、学長、副学長、大学事務局長、その他学長が必要と認めた者で構成され、大学運営に関する重要事項の企画及び調整を行っている。

（イ）教授会

教授会は、大学運営に関する重要事項について、学長が意思決定を行うにあたり、その求めに応じて意見を述べる機関として設置している。教授会は、学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教で構成され、教育研究に関する専門的見地から審議を行っている。

（ウ）大学・短期大学運営会議

大学・短期大学運営及び教学マネジメントを含むに関する重要事項について、学長のリーダーシップのもと迅速かつ機動的な意思決定を行うため、大学・短期大学運営会議を設置している。大学・短期大学運営会議は、学長、副学長、学部長、学科長、短期大学各学科長、大学事務局長、その他学長が必要と認めた者で構成され、全学的な視点から重要事項の審議を行っている。

なお、学長室会議における企画・調整を踏まえ、大学・短期大学運営会議において重要事項を審議し、最終的に学長が意思決定を行う体制としている。大学の意思決定と教学マネジメントにおいて学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を整備している。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学では、学長を最終的な意思決定権者とし、副学長及び学長補佐がこれを補佐するとともに、学部長及び学科長が各組織における教育研究活動の実施責任を担う体制としており、権限と責任の明確化を図っている。【5-1-1】

学長のリーダーシップを支え、学長を補佐する体制として、副学長及び学長補佐を置き、教学の重要課題を審議する学長室会議を設置している。これらの補佐体制については、「岡崎大学・岡崎短期大学学長職務規程」及び「学長室会議規程」に明記されている。学長は、副学長及び学長補佐の支援のもと、大学校務全体の企画・立案・調整を行っている。また、副学長の任務についても同規程において明確に定めている。

さらに、学長と学部長・学科長との関係については、「岡崎大学・岡崎短期大学学長職務規程」において明確にされており、学部長及び学科長は、学長の方針のもと各組織における教育研究活動の運営及び実施責任を担っている。

教授会については、「岡崎大学教授会規程」に基づき設置されており、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、教育課程の編成、教員の教育研究業績の審査、三つの方針の改正等について、学長の求めに応じて意見を述べるものとされている。また、学生の賞罰及び除籍に関する事項、その他学長が必要と認める事項についても、学長の求めに応じて意見を述べることができるとされている。

教授会は、学長の意思決定に資するため、教育研究に関する重要事項について専門的見地から意見を述べる機関として位置付けており、意思決定機関とは明確に区別されている。

以上のように、ガバナンス改革の趣旨を踏まえ、学長を中心とした権限の適切な分散と責任の明確化が図られており、意思決定の迅速化と責任の所在の明確化が担保されている。これにより、教学マネジメントを推進するための実効性の高い運営体制が確立されている。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

本学の事務組織は、「法人事務局」と「大学事務局」に区分され、それぞれの業務分掌は関係規程に基づき定められている。さらに、各課において業務分担表を作成・確認し、業務内容の可視化と適宜見直しを行うことで、事務の適正化及び効率化を図っている（図1）。

【5-1-7】

各部署の主な役割として、教務課は履修管理、成績管理、教育課程の運営等を担い、学生支援課は学生生活支援、奨学金、課外活動支援等を担当している。また、キャリア支援

課は就職支援及び進路指導を担うなど、教育研究活動及び学生支援に直結する業務を分掌している。これらの業務は、教務委員会、学生委員会、キャリア支援委員会等の教員組織と連携して遂行されており、教職協働による教育課程の運営及び学生支援の質保証を組織的に推進している。

令和 8(2026)年度は、法人・大学を合わせて専任事務職員を 19 人（その他、臨時職員 10 人、業務委託派遣職員 10 人）配置しており、事務局管理職連絡会議（毎月 1 回開催）において、各部署の業務状況、大学運営に関する事項及び各種行事についての連絡・報告・協議を行い、部局間の連携強化と円滑な業務遂行を図っている。さらに、自己点検・評価活動等においても職員が参画し、教育研究活動の点検及び改善に寄与している。

職員の採用及び昇任については、「事務職員等の採用・昇任に関する規程」に基づき適切に実施しており、職務能力、勤務実績及び組織への貢献等を踏まえた公正かつ適切な人事管理を行っている。また、これらの規程に基づく人事運用を通して、組織の活性化と業務の高度化を図っている。さらに、SD 活動等を通じて職員の資質向上を図り、大学運営を支える専門性の向上に努めている。【5-1-9】【5-1-e】

以上のように、本学では職員の適切な配置と役割の明確化を図るとともに、人事制度の整備と適切な運用を行っており、教育研究活動を支える管理運営体制が有効に機能している。

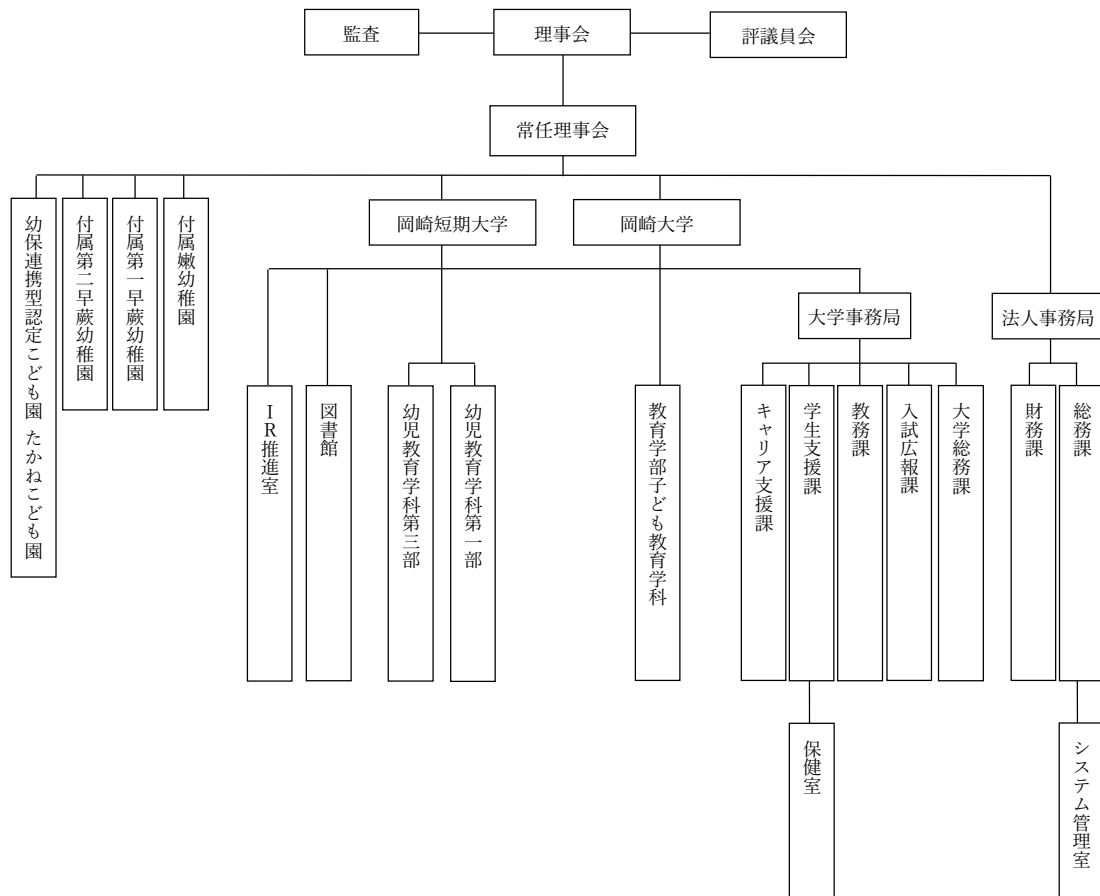


図 1 令和 8(2026)年度 学校法人清光学園組織図

5-2 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

ア 教員配置の考え方

本学では、大学設置基準に定める必要専任教員数を満たし、教育研究上の目的及び教育課程に即した教員を適切に確保・配置している。【5-2-a】

教員配置の基本的な考え方は、大学開学時に策定した「設置の趣旨」における「教員組織編制の考え方及び特色」に基づいており、「教養科目」及び「専門科目」の区分ごとに適切な教員配置を行う方針を明確にしている。また、この内容は Web サイトにおいて公開し、透明性の確保に努めている。【5-2-b】

さらに、本学教員として求められる資質については、「岡崎大学教員資格審査に関する内規」において、「人格、見識、研究業績、学会及び社会における活動等」並びに「大学における教授能力、管理・運営及び勤務等」の観点から規定しており、これに基づき教員配置を行っている。【5-2-1】

本学は、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、幼稚園教諭及び保育士養成を目的とする教育課程を有しており、教養科目と専門科目のバランスに配慮するとともに、理論科目と実技・実習科目の双方に対応した教員配置を行っている。特に、実習科目及び演習科目については専任教員を中心に担当する体制を確保し、教育課程の実施に必要な教育体制を整備している。

令和 8(2026)年度は、設置基準上必要な専任教員数 17 人を満たす 18 人を配置しており、そのうち博士の学位取得者 7 人、修士 8 人、学士 3 人で構成されているなど、教育研究能力及び指導力を有する教員組織となっている。

イ 教員の採用・昇任等

教員の採用及び昇任は、教育研究上の目的及び教育課程の編成方針に基づき、必要な専門分野及び教育研究能力を有する人材を確保することを基本方針としている。

専任教員の採用・昇任に関しては、「岡崎大学教員資格審査委員会規程」「岡崎大学教員資格審査に関する内規」及び「岡崎大学教員の審査に関する基準」に基づき、教員資格審査委員会において厳正な審査を行っている。教員採用は公募を原則とし、候補者審査委員会における選考及び資格審査委員会での意見聴取を経て、最終的に学長が決定している。

【5-2-3】【5-2-1】【5-2-2】

また、専門分野に応じた適切な審査体制を確保するため、必要に応じて併設短期大学の教員を審査委員として加えるなど、審査の専門性と公正性の確保に努めている。

ウ 主要科目への専任教員の配置

教養科目及び専門科目のいずれにおいても、中核的な科目には専任教員を配置している。

教養科目では文学、英語、体育等の分野に専任教員を配置し、専門科目では教育学、保育学、心理学、福祉、特別支援教育、音楽、美術、体育、児童文学、児童文化、教育実習及び保育実習等の各分野に専任教員を配置している。

特に、実習科目群、実践演習科目群及び研究科目群については、原則として専任教員が担当しており、教育課程の中核部分を専任教員が担う体制を確立している。

エ 担当科目数について

教員の過重負担を避けるため、適正な担当科目数の維持に配慮している。担当コマ数は、短期大学との兼担科目を含め、教員一人当たり年間 14 コマを標準としている。実習科目担当教員の負担が増加する傾向にあるが、実習巡回等を学科教員全員で分担することにより、教員間の負担の均衡を図っている。また、学長、副学長、学部長及び学科長については、管理運営業務との兼ね合いから担当コマ数を軽減するなど、適切な業務配分を行っている。

【5-2-c】

オ 専任教員の年齢構成と定年規程の関係

(ア) 年齢構成

専任教員は 30 代から 70 代までの幅広い年齢層で構成されており、一定のバランスは保たれているものの、60 代の教員が中心となっている。今後は計画的な採用により若手教員の確保を進め、教育研究体制の持続性向上を図る必要がある（表 19）。

表 19 令和 8(2026)年度 本学の年齢区分別の教員構成 (令和 8 年 5 月 1 日現在)

	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	合計
教 授	0 名	0 名	4 名	7 名	1 名	12 名
准教授	0 名	2 名	0 名	1 名	0 名	3 名
講 師	1 名	1 名	0 名	0 名	0 名	2 名
助 教	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名
助 手	0 名	0 名	0 名	1 名	0 名	1 名
合 計	1 名	3 名	4 名	9 名	1 名	18 名

(イ) 定年規程

教職員の定年は、「学校法人清光学園定年規程」により満 63 歳の学年末と定められている。定年後の再雇用及び定年延長についても同規程に基づき運用している。なお、学長については任期制（最長 2 期 6 年）を採用している。【5-2-d】

5-3 教員・職員の研修・職能開発

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

ア ファカルティ・ディベロップメント委員会

本学では、教育内容及び教育方法の改善を図るため、FD 委員会を中心として教職協働のもと組織的かつ計画的に FD 活動を実施している【5-3-1】【5-3-a】。

併設短期大学との合同委員会として、「岡崎大学・岡崎短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、「岡崎大学・岡崎短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下、「FD 委員会」という。）を設置している。令和 8(2026)年度の FD 委員会は、大学 2 名、併設短期大学 2 名、事務職員 1 名の計 5 名で構成されており、教職協働による FD・SD の一体的な推進体制を整備している。

イ FD 活動

FD 活動は年間計画に基づき実施されており、IR 推進室による分析結果を活用しながら、教育内容及び教育方法の改善に取り組んでいる。【5-3-b】

令和 7(2025)年度は、「教育の質保証および学修成果の可視化（講師：大森昭生氏（共愛学園前橋国際大学））」をテーマに IR 推進室、SD 委員会、FD 委員会の合同研修会を行った。研修会には本学の教職員 52 名（うち大学教員 17 名）が参加し、教育の質保証及び学修成果の可視化に関する理解を深めた。

また、「学生による授業アンケート」の結果をもとに、授業の質向上を目的とした自己点検報告書を作成し、授業改善に活かしている。令和 7(2025)年度は、専任教員 17 名(100%)、非常勤講師 31 名(73.8%)が報告書を提出した。さらに、学生による授業アンケートの自由記述を分析し、授業形態ごとの肯定的評価や改善要望を分類・集約した上で、学科会議で共有し、教育の質向上に向けた具体的な改善策を検討している。

授業改善の一環として、教員相互の授業参観も実施しており、令和 7(2025)年度には前期 2 名(12.5%)、後期 3 名(18.8%)の教員が授業参観を行い、授業内容や指導方法に関する意見交換を行った。特に、大学教員歴 3 年未満の教員には年間 1 回以上の授業参観を推奨し、指導力向上を支援している。

さらに、ルーブリック評価を活用した学修支援にも取り組んでおり、各教員が少なくとも 1 科目においてルーブリック評価を導入している。これにより、学生は学修目標や評価基準を明確に理解することが可能となっている。加えて、提出されたルーブリック評価表は SharePoint により教員間で共有され、授業改善に活用されている。

また、全国学生調査（学修状況アンケート）の結果分析を通して、学生の学修状況及び学修成果の把握に努めた。分析の結果、「文献・資料を収集・分析する力」「外国語を使う力」「統計などデータサイエンスの知識・技能」「異なる文化に関する知識・理解」に関する項目について改善の必要性が共有され、今後の教育課程および授業改善に向けた検討を行った。

これらの取組により、学生による授業アンケート結果の分析、改善策の検討、授業実践、成果の検証という PDCA サイクルを通じて、継続的な授業改善を行っている。また、本学では FD 活動の取組及び成果を広く共有するため、毎年 5 月に FD 活動報告書を作成・公表している。【5-3-2】

ウ FD 活動を通じた成果

FD 活動を通じて、保育・教育系大学の特質を踏まえ、実習・演習科目のみならず講義科

目においてもアクティブラーニング型授業の導入が進んでいる。従来の一方向的な講義形式から、学生が主体的に考え、協働的に学ぶ授業形態への転換が図られ、学生主体の学修方法の定着を通して教育の質向上が図られている。また、授業参観を通じた教員間の情報共有や教材・教授法の工夫の蓄積が進み、授業改善に対する組織的な取り組みが深化している。

これらの成果は、「学生による授業アンケート」にも反映されており、授業満足度は5段階評価で大学平均が前期 4.70、後期 4.67 と高い水準を維持している。

以上のように、本学ではFD活動を教職協働のもと組織的かつ計画的に実施し、その成果を教育内容及び教育方法の改善に反映させる体制を整備している。さらに、IR推進室との連携によりPDCAサイクルを機能させ、教育の質保証に資する取り組みが有効に機能している。

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

本学では、大学運営に関わる職員の資質・能力向上を図るため、SD委員会を中心として教職協働のもと組織的かつ計画的にSD活動を実施している。なお、SD活動は内部質保証体制の一環として位置付けられており、大学運営の改善及び教育研究支援機能の向上に資する取り組みとして推進している。

併設短期大学との合同委員会として、「岡崎大学・岡崎短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、「岡崎大学・岡崎短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会」（以下、「SD委員会」という。）を設置している。令和8(2026)年度は、大学教員2名、併設短期大学教員1名、事務職員7名の計10名で構成されている。【5-3-3】

SD（スタッフ・ディベロップメント）活動は、大学運営の高度化及び教育研究支援機能の向上を目的として、OJT(On the Job Training)を基本としつつ、これを補完するOff-JT（職場外研修）及び自己啓発の三つの視点から体系的に実施している。SD活動は年度ごとの計画に基づき実施しており、研修成果は業務改善や事業計画に反映するとともに、必要に応じて次年度の研修内容の見直しに活用している。【5-3-c】【5-3-4】

ア 学外研修会等への参加

職員の専門性向上及び国の政策動向の理解を目的として、日本私立大学協会等の各種団体が主催する研修会・セミナーに参加している（表20）。これにより、教務、キャリア支援、大学運営等に関する専門的知識の向上を図っている。

表 20 令和7(2025)年度学外研修会参加一覧

実施年月	実施団体	研 修 名
令和7年5月	全国私立大学教職課程協会	第44回研究大会
令和7年6月	大学経営協会	2025年度総会記念講演会
令和7年10月	日本私立短期大学協会	私立短期大学教務担当者研修会
令和7年10月	愛知県私大事務局長会	職員研修会
令和7年10月	日本私立大学協会	教務部課長相当者研修会
令和7年11月	日本私立大学協会	就職部課長相当者研修会

イ 学内研修会

令和 7(2025)年度の SD 研修会は、令和 8(2026)年 2 月に、各課（総務課、財務課、大学総務課、教務課、学生支援課、キャリア支援課、入試広報課）の代表による「事務局各課の事業計画及び業務課題等に関する説明」をテーマとして実施し、30 名（職員 20 名、教員 10 名）が参加した。発表者は自課の業務の整理及び課題の明確化を図るとともに、参加者は他部署の業務内容や課題を共有することで相互理解を深め、業務改善に向けた意識の向上につながっている。

ウ 自己啓発の推進

職員の主体的な能力開発を支援するため、大学運営や学生サービスの向上に資するセミナー、学会、講習会等への参加費及び自己啓発のための書籍購入費について、年間 1 人 2 万円を上限として補助している。また、国家資格取得に係る費用についても、年間 1 人 3 万円を上限として合格時に補助している。令和 7(2025)年度の利用状況は、利用者数 6 人、利用金額合計 81,997 円であった。

さらに、Web 研修システム「e-JINZAI for university」を活用し、高等教育機関職員としての専門性及び意識の向上を図っている。令和 7(2025)年度の受講実績は、受講 ID 数 7、受講講座数 54、受講回数 146 回であった。【5-3-4】

以上のように、本学では SD 活動を教職協働のもと組織的かつ計画的に実施し、その成果を大学運営の改善に反映させる体制を整備している。これにより、職員の資質・能力向上に資する取組みが有効に機能しており、教育研究活動を支える管理運営体制の質的向上につながっている。

5-4 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な運営管理

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な運営管理

本学では、教員が教育研究活動に専念できる快適な研究環境を整備するとともに、その有効活用を図るための運営管理体制を整備している。

ア 研究環境に関する整備

研究環境の整備に関しては、令和 7(2025)年に「岡崎大学・岡崎短期大学教育研究等環境の整備に関する方針」を制定し、個人研究室の整備、研究費の配分、勤務日のうち 1 日を研究日として設定するなど、教員が研究に取り組むための基盤を整備している。また、研究を適正に運営・管理するための諸規程及び研究支援体制を整備し、組織的な研究推進を図っている。【5-4-2】

研究環境の実態把握と改善のため、「研究環境整備に関するアンケート調査」を 3 年ごと

に実施するとともに、年度末の研究発表会・交流会においても簡易調査を行っている。これらの調査結果は学内で共有され、研究環境の改善に反映するとともに、継続的な見直しに活用している。【5-4-1】

令和7(2025)年度の調査では、研究時間の確保が課題として挙げられたことから、「岡崎大学・岡崎短期大学研究紀要（令和7(2025)年度までは、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要）」への投稿機会を年1回から年2回へと拡充し、研究活動の促進を図った。また、授業期間外における会議日程や開催方法の見直し・削減を進め、業務負担の軽減に取り組んでいる。さらに、研究発表会・研究交流会や研究倫理教育研修会、コンプライアンス教育に対する評価は前回調査と比較して向上しており、研究環境の改善が着実に進んでいることが確認されている。なお、研究時間の確保については継続的な課題として認識し、引き続き改善に取り組んでいる。【5-4-a】【5-4-b】【5-4-c】

イ 研究に関する諸規程の整備

本学では、科学研究費の適正な運営及び管理に関する文部科学省通知等に即して、「岡崎大学・岡崎短期大学研究倫理指針」をはじめとする各種規程を整備している。具体的には、「岡崎大学・岡崎短期大学公的研究費の適正な取扱いに関する規程」、「岡崎大学・岡崎短期大学研究倫理委員会規程」、「岡崎大学・岡崎短期大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規程」「岡崎大学・岡崎短期大学公的研究費内部監査規程」「岡崎大学・岡崎短期大学における研究データの保存等に関するガイドライン」等を整備し、研究費の適正管理、研究倫理の確保及び不正防止の体制を構築している。【5-4-4】【5-4-d】【5-4-3】
【5-4-e】【5-4-f】【5-4-g】

さらに、オープンサイエンスへの対応として「岡崎大学・岡崎短期大学研究データポリシー」を制定するとともに、令和7(2025)年度には「岡崎大学・岡崎短期大学個人研究費規程」の見直し、「岡崎大学・岡崎短期大学オープンアクセス方針」及び、「岡崎大学・岡崎短期大学機関リポジトリ運用指針」を策定し、令和8(2026)年4月より施行することとしている。これらの規程整備により、研究費の適正運用に加え、研究成果の公開・共有及び社会への発信を推進する体制が強化されている。【5-4-h】【5-4-6】【5-4-i】【5-4-j】

ウ 研究支援室

研究支援室は、本学における研究推進の中核組織として機能している。学長が指名する研究支援室長のもと、教員及び大学総務課の研究担当職員が協働し、全学的な研究支援を実施している。また、副学長（研究倫理委員長）及び大学事務局長（コンプライアンス推進責任者）が中核を担い、研究支援室と研究倫理委員会が連携することで、全学方針を反映した研究推進体制を構築している。

研究支援室は、研究方針の策定、個人研究費の運用支援、外部資金獲得支援、研究倫理教育の実施、研究費の適正使用管理等を担っており、教育研究活動を支える実効的な支援機能を果たしている。【5-4-k】

エ 研究支援活動

（ア）研究の基本事項に関する研修会の実施

研究費の適正使用及び研究倫理の確保のため、研究費執行ガイドブックの配付やeラーニング（日本学術振興会・研究倫理eラーニングコース「eL-CoRE」）の受講を義務付けている。非常勤教員についても受講状況を確認し、未受講者には個別対応を行うなど、全学

的な研究倫理教育体制を整備している。【5-4-5】【5-4-1】

(イ) 競争的資金獲得のための支援

科学研究費等の外部資金獲得に向けて、研究支援室が中心となり、申請書作成支援や専門業者による個別指導等を実施している。その結果、令和8(2026)年度の科研費応募件数は4件(前年度2件)に増加し、1件が新規採択されるなど、研究活動の活性化に成果が見られる(表21)。【5-4-m】【5-4-9】

表 21 令和7(2025)年度 科学研究費採択一覧

	研究種目名	教員名	課題番号	課題名	終了年度
継続	基盤研究(C)	中村仁志	22K02644	道徳性を涵養する教科横断的なシテ ィズンシップ教育カリキュラムのマ ネジメントの研究	2025
継続	国際共同研究 強化(B)	長谷守紘 (分担)	22KK0028	バングラデシュの日本型教育学術基 盤の構築:持続可能なインクルーシブ 教育と衛生教育	2026

(ウ) 研究業績の管理

研究業績の管理には「研究業績プロ」システムを導入し、研究成果の把握及び情報公開を効率的に行っている。また、機関リポジトリを活用し、「岡崎大学・岡崎短期大学研究紀要」及び「子ども好適空間研究」に掲載された論文の公開を進めている。【5-4-a】【5-4-n】

(エ) 研究発表会・研究交流会の実施

研究成果の発信の場として「岡崎大学・岡崎短期大学研究紀要」を発行するとともに、年度末には全専任教員によるポスター発表形式の研究発表会・交流会を実施している。これにより、研究交流の活性化及び共同研究への意識向上を図っている。

以上のように、本学では研究環境の整備、規程の体系的整備、研究支援体制の構築及び研究支援活動の充実を通じて、研究環境の有効活用を図っている。また、アンケート調査等に基づく改善を継続的に実施することで、研究環境の質的向上を推進している。これらの取組みにより、教育研究活動を支える基盤が適切に機能している。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

ア 研究倫理指針に基づく研究不正防止への取組み

「岡崎大学・岡崎短期大学研究倫理指針」に基づき、「岡崎大学・岡崎短期大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規程」を整備し、特定不正行為の禁止及び研究者の責務・行動規範を明確にしている。また、文部科学省のガイドライン改正に対応して規程の見直しを適宜行っている。

本学としては、研究倫理意識の向上及び不正行為防止のための管理措置を講じるとともに、不正行為が発生した場合には調査委員会を設置し、原因究明及び説明責任を果たす体制を整備している。さらに、全教員に対して「岡崎大学・岡崎短期大学研究費執行ガイドブック」を毎年配付し、研究費の適正執行、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の内容について周知を図っている。

加えて、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を全教員対象に年1回実施しており、

研究倫理教育の受講を個人研究費執行の条件とすることで、制度の実効性を担保している。これらの取組みにより、研究者の倫理意識の向上及び不正行為の未然防止を図る体制が確立されている。

イ 公的研究費の管理監査体制の整備

公的研究費の適正な管理及び不正防止のため、「岡崎大学・岡崎短期大学公的研究費の管理監査体制」に基づき、学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者、大学事務局長をコンプライアンス推進責任者とする管理体制を整備している。さらに、相談窓口、通報窓口、不正防止計画推進部署及び内部監査部門を設置し、それぞれの役割を明確にしている。【5-4-o】

これにより、責任体制の明確化と相互牽制による内部統制が機能しており、公的研究費の適正な管理運営が確保されている。

ウ 研究倫理委員会

研究倫理の保持及び適正な研究実施を目的として研究倫理委員会を設置している。副学長が委員長を務め、研究支援室員を兼ねる教員等で構成されており、研究倫理審査及び研究倫理教育の実施を担っている。研究支援室との連携により、研究推進と研究倫理の確保を一体的に運用する体制を整備している。

エ 研究倫理審査の実施

人を対象とする研究については、被験者保護及び研究の適正性を確保するため、研究倫理審査を実施している。研究者は研究倫理委員会に研究倫理審査申請書を提出し、委員長の承認を得ることとしている。【5-4-p】

研究倫理教育については、全専任教員に受講を義務付けており、非常勤講師についても本務校での受講状況を確認のうえ、未受講者には e ラーニングの受講を求めている。専任教員においては、研究倫理教育の受講を個人研究費執行の条件としていることにより、受講率 100%を維持している。(再)

令和 7(2025)年度の研究倫理審査件数は 12 件（教員 9 件、学生 3 件）であり、適切な審査体制のもと運用されている。また、研究データの保存についてもガイドラインに基づき適切に実施している。これらの審査及び教育体制により、研究の適正性及び被験者保護が確保されている。【5-4-q】

オ 学生を対象とする研究倫理教育

学生に対しては、専門ゼミナール等において研究倫理教育を実施するとともに、学科全体として指導体制を整備している。令和 7(2025)年 9 月には、4 年生全員を対象とした研究倫理指導を実施した。

また、卒業研究の提出時には「岡崎大学教育学部研究倫理チェックシート」の提出を義務付け、学生自身が研究倫理の観点から内容を確認する仕組みを導入している。【5-4-r】これにより、学生段階から研究倫理意識の醸成を図っている。

カ 研究不正相談

研究活動における不正行為の防止のため、大学総務課（研究支援）を相談窓口、大学総務課を通報窓口として設置し、研究支援室を通じて教授会や研修会等で制度の周知を図っている。

現時点において不正行為に関する相談は発生していないが、相談・通報体制を整備し周

知することで、不正行為の未然防止及び早期対応が可能な体制を構築している。

以上のように、本学では研究倫理に関する規程の整備に加え、教育・審査・監査・相談体制を一体的に運用することで、研究倫理の確立と厳正な運用を実現している。これにより、研究活動の適正性及び信頼性が確保されている。

5-4-③ 研究活動への資源配分

本学では、研究活動の推進を目的として、研究資源の配分に関する規程を整備し、計画的かつ適切に資源配分を行っている。

教員の基礎的な研究活動を支援するため、「岡崎大学・岡崎短期大学個人研究費規程」に基づき、個人研究費として教員 1 人につき令和 8(2026)年度は 20 万円(特任教授は 5 万円)を上限とした研究費を配分している。令和 7(2025)年度の個人研究費は、教員 1 人につき 25 万円(特任教授は 5 万円)であり、対象教員 17 名から 3,197,000 円の申請があり、執行額は 2,770,742 円(執行率 86.7%)であった。これにより、教員の継続的かつ安定的な研究活動を支える基盤的支援が確保されている。

さらに、「学長裁量経費規程」に基づき、教育改革、研究及び社会貢献活動等の推進を目的とした研究プロジェクトに対し、学長の裁量により重点的な資源配分を行っている。また、「岡崎大学・岡崎短期大学子ども好適空間研究所規程」及び「令和 7 年度 子ども好適空間研究 研究助成申請手続きのご案内【公募要項】」に基づき、同研究所においても研究助成を実施しており、特色ある研究分野の推進を図っている。これらの制度は、重点的・戦略的な研究支援として機能している。【5-4-s】【5-4-t】【5-4-u】

人的支援については、RA(Research Assistant)は大学院博士課程の学生を対象とする制度であることから、大学院を設置していない本学では導入していないが、その代替として研究支援室を中心とした支援体制を整備し、研究費管理、申請支援、研究倫理対応等について事務職員と教員が連携した支援を行っている。

また、外部資金の獲得に向けては、研究支援室が中心となり、科学研究費等の申請支援、個別指導、申請書類のレビュー等を実施している。これらの取組みにより、令和 7(2025)年度には科研費以外にも、併設短期大学の教員が外部財団(大幸財団)から 1 件の研究費を獲得しており、外部資金の導入に向けた取組が着実に成果につながっている。

さらに、研究資源の配分状況及び研究活動の実態については適宜検証を行い、必要に応じて配分方法や支援内容の見直しを行うことで、研究活動の一層の活性化を図っている。

以上のように、本学では研究活動への資源配分に関する規程を整備し、個人研究費を基盤とした物的支援、研究支援室を中心とした人的支援、外部資金獲得支援を一体的に実施している。これにより、研究活動を支える資源配分体制が適切に機能し、研究活動の推進が図られている。

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、教員及び職員の資質・能力向上と研究活動の推進に関して、FD・SD 活動と研究支援体制を有機的に連動させた全学的な取組みを展開している。FD 委員会及び SD 委員会を中核として、教職協働による研修を組織的・計画的に実施するとともに、IR 推進室に

よるデータ分析結果を活用し、教育内容・方法及び大学運営の改善につなげている。特に、学生による授業アンケートの活用、授業参観、ルーブリック評価の導入などにより、授業改善の実質化が図られており、学生主体の学修の定着と高い授業満足度に結び付いている。

また、研究活動においては、個人研究費を基盤とした安定的な資源配分に加え、学長裁量経費や研究所助成による重点的支援、研究支援室による外部資金獲得支援を組み合わせた多層的な支援体制を構築している。さらに、研究倫理教育の受講義務化や研究倫理審査の適正な運用により、研究倫理の確立と厳正な運用が図られている。これらの取組みにより、教育・研究・大学運営の質向上が一体的に推進されている点が本学の特色である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で得られた課題

自己点検・評価の結果から、教員においては研究時間の確保が依然として課題であること、また職員においてはSD活動への参加状況や主体性にばらつきが見られることが明らかとなっている。加えて、FD活動については一定の成果が認められるものの、授業参観の実施率や改善の可視化の面で更なる充実が求められている。研究活動においては、外部資金の獲得件数は増加傾向にあるものの、応募件数自体の底上げや若手教員の研究支援の強化が課題である。また、人的支援については大学院を有しないことからRA制度を導入しておらず、研究支援体制のさらなる充実が求められている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記の課題に対して、本学では研究時間確保の観点から業務の効率化や会議運営の見直しを進めるとともに、研究紀要の投稿機会の拡充などにより研究活動の活性化を図っている。また、SD活動については研修内容の体系化や参加促進策の充実により、職員の主体的な能力開発を支援している。FD活動においては授業改善の取組みをより可視化し、組織的な共有を強化することで、教育の質保証を一層推進していく。さらに、外部資金獲得支援の強化や若手教員への個別支援の充実を図るとともに、研究支援室を中心とした人的支援体制の機能強化を進めている。

今後は、これらの取組みを内部質保証のPDCAサイクルの中で継続的に検証・改善し、教員及び職員の資質・能力向上と研究活動の高度化を通じて、本学の教育研究の質を一層高めていく。

本学は、教員・職員の資質向上と研究活動の推進を個別の取組みにとどめず、内部質保証体制のもとで相互に関連させながら全学的に展開している。これにより、教育・研究・大学運営の質を継続的に高める実効性のある体制が確立されていると評価できる。

さらに、本学の取組みは、FD・SD・研究支援・IR分析を相互に連動させた改善サイクルとして機能しており、単発的な研修や支援にとどまらず、教育研究活動全体の質向上に持続的に寄与している点に特徴がある。このような実効性の高い運用体制は、内部質保証の観点からも優れた実践であり、本学の教育研究基盤の強固さを示すものである。

基準 6 経営・管理と財務

6-1 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人清光学園（以下、「本法人」という。）は、経営の規律と誠実性の維持に向け、「学校法人清光学園職員行動憲章」、「岡崎大学・岡崎短期大学の使命と目標」、「岡崎大学内部質保証の方針」、「岡崎大学・岡崎短期大学ガバナンス・コード【第2版】」等の組織倫理に関する規則を整備するとともに、これらに基づき、理事会、常任理事会、大学・短期大学運営会議等の各会議体において意思決定及び業務執行を行うことで、組織的かつ誠実な運営を実現している。【6-1-1】【6-1-a】【6-1-b】【6-1-c】

また、私立学校法、学校教育法、大学設置基準等の関係法令及び中央教育審議会答申等を踏まえ、教学マネジメント指針を参考としながら、教育研究活動や財務情報、自己点検・評価結果等を web サイト等を通じて公表している。これにより、学生、学費負担者、入学希望者に加え、地域社会や産業界に対して説明責任を果たすとともに、外部からの評価や意見を踏まえた教育の質向上に資する仕組みとして機能している。【6-1-2】【6-1-3】【6-1-4】

さらに、本法人の業務の適正を確保するため、「内部統制システムの基本方針」に基づき、「学校法人清光学園寄附行為（以下、「寄付行為」という。）」、「学校法人清光学園理事会規程」、「学校法人清光学園常任理事会規程」、「岡崎大学・岡崎短期大学ガバナンス・コード【第2版】」等を整備し、意思決定及び業務執行の適正化を図っている。これらの体制のもと、理事会及び評議員会による審議・監督機能に加え、監事による監査、会計監査人による監査、内部監査人による監査を実施しており、監査結果は必要に応じて改善に反映されるなど、内部統制が実効的に機能している。【6-1-5】【6-1-d】【6-1-e】【6-1-f】【6-1-c】【6-1-g】【6-1-h】

本法人の内部統制及びガバナンス体制は、単なる制度整備にとどまらず、意思決定・監査・改善が循環する仕組みとして有効に機能している。これにより、経営の規律と誠実性を継続的に担保する実効性の高い運営体制が確立されている。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

ア 環境保全への配慮

岡崎大学（以下、「本学」という。）では、環境保全を大学の社会的責任と位置付け、学修環境・教育研究環境との調和を図りながら、計画的に環境負荷低減に取り組んでいる。具体的には、2号館空調設備の更新を段階的に実施し、省エネルギー性能の高い機器への更新により電力消費の抑制を図っている。また、電力使用量を可視化するデマンド監視装置を活用し、集中制御による空調管理を行うことで、全学的な省エネルギー体制を構築している。

さらに、令和7(2025)年度は、新たに2号館6階2601パソコン演習室、情報メディアセ

ンター事務室、2号館共用部の照明のLED化、充電ステーションの整備等、学修環境の高度化、共学化に対応した施設整備を一体的に進めることで、環境配慮と教育環境の向上を両立している。これらの取組みにより、環境負荷の低減と快適な教育研究環境の確保が図られている。

イ 人権への配慮

人権の尊重については、「岡崎大学・岡崎短期大学人権擁護規程」「岡崎大学・岡崎短期大学個人情報保護に関する規程」「岡崎大学・岡崎短期大学セクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン」「学校法人清光学園公益通報保護に関する規程」等の整備により、組織的な人権保護体制を構築している。加えて、付属園を含めた人権規程の整備により、学園全体として一体的な人権意識の醸成を図っている。【6-1-i】【6-1-9】【6-1-8】【6-1-j】

運用面では、人権問題相談員及び人権問題委員会を設置し、相談・対応・再発防止を組織的に行う体制を整備している。また、外部講師による研修や全学アンケートの実施により実態把握と意識啓発を継続的にを行い、その結果を踏まえた改善を図っている。

さらに、これらの内容を履修要項等に掲載し、学生及び教職員への周知を徹底することで、人権尊重の意識を組織全体に定着させている。

ウ 安全への配慮

安全管理については、耐震基準への適合を前提とし、法令に基づく消防設備点検や電気設備点検、AEDの設置・点検及び講習会の実施等により、日常的な安全確保を徹底している。また、「岡崎大学・岡崎短期大学大規模地震対応消防計画」及び「岡崎大学・岡崎短期大学危機管理対応マニュアル」に基づき、防火・防災管理会議を中核とした危機管理体制を整備し、教職員の役割分担や対応手順を明確化している。年1回実施している避難訓練では安否確認システムを活用し、実践的な対応力の向上を図るとともに、訓練結果を踏まえた改善を行っている。さらに、学生の生命・安全に関わる事案への対応として、「岡崎大学・岡崎短期大学危機場面（自死防止）対応指針」を整備し、早期対応及び未然防止に向けた体制を構築している。加えて、警備体制の強化や入構管理の徹底により、学内外における安全確保を図っている。これらの取組みにより、危機管理体制は組織的かつ実効的に機能している。【6-1-k】【6-1-l】【6-1-m】

6-2 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人における意思決定体制は、理事会を最終意思決定機関とし、常任理事会による機動的な意思決定機能、評議員会による意見聴取及び監督機能、さらに監事及び内部監査人による監査機能を組み合わせた多層的なガバナンス体制として整備されている。加えて、

学長を中心とする大学執行部、大学・短期大学運営会議及び教授会の審議を経た教学側の意思が理事会に反映される仕組みを構築しており、法人と教学が連動した意思決定体制が確立されている。【6-2-1】【6-2-3】【6-2-a】

理事会は、理事長、副理事長、教学担当理事（学長）、保育事業担当理事（副学長）、財務担当理事（法人事務局長）、外部理事を含む構成により、経営と教学のバランスを確保した体制となっている。理事会は寄附行為及び理事会規程に基づき、定例会（年 6 回）及び臨時会を開催し、事業計画・予算、決算、重要規程の制定・改正、人事、経営改善計画等、法人運営に関する重要事項について審議・決定している。令和 7(2025)年度においても、経営改善計画の策定や学則変更等の重要案件について適切に意思決定が行われている。

【6-2-b】

理事会の運営においては、事前の議案資料配付、十分な審議時間の確保、監事の出席によるチェック体制の確保等により、実質的な審議が行われている。また、常任理事会を定期的（月 1～2 回）に開催し、日常的な業務執行及び重要事項の事前整理を行うことで、理事会の意思決定の質と迅速性を高めている。【6-2-c】

評議員会は、改正私立学校法に基づき、理事の選任機関としての役割を担うとともに、法人運営に対する意見を述べる機関として機能しており、理事会の意思決定に対するチェック機能を果たしている。理事の選任は、寄附行為に基づき適切に行われており、外部理事を含めた多様な視点が経営に反映される体制となっている。【6-2-3】

さらに、理事会と大学との連携を強化するため、大学運営協議会を定期的に開催し、法人と教学との情報共有及び課題の共有を図っている。理事会の決定事項は大学・短期大学運営会議及び教授会を通じて教職員に周知され、教学運営に適切に反映されている。また、教学側からの課題や提案が理事会に上申される仕組みにより、双方向の意思決定プロセスが機能している。【6-2-a】

これらの体制により、本法人における意思決定は、使命・目的の達成に向けて適切かつ実効的に機能している。

本法人の意思決定体制は、法人と教学が連動し、審議・決定・実行・検証が循環する仕組みとして機能している。これにより、使命・目的の達成に向けた迅速かつ実効性の高いガバナンス体制が確立されている。

6-2-② 使命・目的の実現への継続的努力

理事会は、建学の精神「自己実現と社会貢献」に基づき、大学の理念・教育目的及び養成する人材像を定め、その実現に向けた中期計画「Seiko G PLAN 2022-2026」及び各年度の事業計画を策定している。中期計画については毎年度、進捗状況及び達成度の検証（振り返り）を行い、その結果を大学運営協議会及び理事会に報告することで、計画の実効性の確認と必要な見直しを行っている。また、各年度の事業計画の実施結果は「事業報告」として取りまとめ、理事会の決議を経て評議員会に報告するとともに、教職員への周知を図っている。【資料 F-8】【6-2-d】【6-2-5】【6-2-e】

理事会は、教育・研究・社会貢献に関する各種取組みについて、財政面及び制度面からの支援を行うとともに、事業報告及び決算審議を通じてその成果と課題を評価し、次年度の事業計画及び資源配分に反映させている。これにより、単年度の取組みにとどまらず、

中期計画との整合性を確保しながら、継続的な改善を図る仕組みが構築されている。【6-2-2】【6-2-6】

さらに、これらの取組みは自己点検・評価活動とも連動しており、「自己点検評価書」の作成を通じて教育研究活動の成果と課題を整理し、その結果を次期計画へと反映することで、内部質保証の観点からも継続的な改善が図られている。加えて、理事会構成員と大学執行部が一堂に会する大学運営協議会を定期的に開催し、計画の進捗状況や課題を共有するとともに、法人と教学が一体となって使命・目的の実現に向けた方向性の確認と調整を行っている。このことにより、計画の策定・実行・評価・改善の各段階において、組織横断的な連携が確保されている。【6-2-a】

以上のように、本法人では中期計画と単年度計画、事業報告及び自己点検・評価を連動させた PDCA サイクルが機能しており、大学の使命・目的の達成に向けた継続的な努力が組織的に実施されている。本法人は、中期計画と単年度計画を基軸とした PDCA サイクルを通じて、使命・目的の実現に向けた取組みを継続的に推進している。これにより、計画の実効性を担保しながら教育研究活動の質向上を図る体制が確立されている。

6-3 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

法人の意思決定の円滑化に向け、理事会は寄附行為に基づき、重要事項の決定に際してはあらかじめ評議員会に諮問し、その意見を踏まえた上で審議・決議を行っている。評議員会は、単なる諮問機関にとどまらず、法人運営に対する意見を述べる機能を有しており、その意見は理事会における意思決定に適切に反映されている。これにより、理事会と評議員会の間での意思疎通と連携が確保されている。【6-3-a】

また、理事長及び業務執行理事をもって構成する常任理事会を設置し、理事会から委任された事項について迅速かつ機動的に審議・決定を行っている。常任理事会は原則として毎月 1 回開催されており、日常的な業務執行の意思決定を担うとともに、理事会への付議事項の整理・調整機能を果たしている。業務執行理事には学長及び副学長が含まれており、教学側の意見や教職員の提案が法人の意思決定に反映される体制となっている。【6-3-b】

【6-3-c】

さらに、常任理事会及び大学・短期大学運営会議の構成員からなる大学運営協議会を隔月で開催し、法人と教学の双方における決定事項や課題を共有している。同協議会では、教学側からの提案や現場の課題が法人側に報告されるとともに、法人の方針が教学側に伝達されるなど、双方向の意思疎通の場として機能している。これにより、教職員の提案をくみ上げ、法人の意思決定に反映させる仕組みが実質的に機能している。

以上のように、理事会、評議員会、常任理事会及び大学運営協議会が相互に連携することで、法人内における意思決定の円滑化と情報共有が図られている。本法人では、理事会と評議員会の連携に加え、常任理事会及び大学運営協議会を介した多層的な意思疎通の仕組みが構築されている。これにより、教職員の提案を含めた多様な意見が法人の意思決定に反映される、実効性の高い運営体制が確立されている。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されており、大学教員、事務職員、学外の学識経験者及び実務経験者等により構成され、法人運営に多様な視点を反映できる体制となっている。評議員会は、寄附行為第 41 条から第 50 条までの規定に基づき適切に運営されており、令和 7(2025)年度は 4 回開催された。出席状況は良好であり、全評議員が出席（意思表示書提出者を含む）している。評議員会においては、理事会の諮問事項に対して意見を述べるとともに、法人運営に関する重要事項について適切に審議が行われており、理事会に対するチェック機能を果たしている。【6-3-a】

監事の選任については、寄附行為第 23 条から第 28 条までの規定に基づき適切に行われている。監事は、法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行状況について監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出している。また、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べるなど、寄附行為第 29 条に定める職務を適切に遂行している。令和 7(2025)年度の出席率は、理事会 93.8%、評議員会 100%であり、監査機能の実効性が確保されている。【6-3-a】【6-3-d】【6-3-e】

監査は監事監査規程に基づき実施され、内部監査人及び会計監査人と連携した三様監査体制のもとで行われている。監査結果は理事会及び評議員会に報告されるとともに、必要に応じて業務改善に反映される仕組みとなっており、法人運営の適正性の確保に寄与している。【6-3-d】【6-3-f】

以上のように、評議員会及び監事は、それぞれの役割に応じて適切に機能しており、法人運営に対するチェック体制が有効に機能している。評議員会及び監事は、単なる制度としてではなく、理事会に対する実質的なチェック機能として有効に機能している。これにより、本法人における意思決定の透明性と適正性が確保されている。

6-4 財務基盤と収支

6-4-① 財務運営の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務運営の確立

本法人は、岡崎大学、岡崎短期大学、岡崎大学・岡崎短期大学附属嫩幼稚園、同附属第一

早蕨幼稚園、同付属第二早蕨幼稚園、幼保連携型認定こども園たかねこども園を設置、運営している。大学は開学後 10 年以上が経過し、全学をあげて入試制度の改革や教育内容・就職実績等の PR に取り組んでいるもののその効果が十分に表れておらず、昨今の教育・保育系人気の低下とも重なり、入学者数は令和 2(2020)年度の 95 人をピークに令和 3(2021)年度 62 人、令和 4(2022)年度 55 人、令和 5(2023)年度 58 人、令和 6(2024)年度 36 人、令和 7(2025)年度 44 人と入学定員を大きく割り込む状況が続いている。

学園全体で見ると、令和 7(2025)年度の在籍数は大学が収容定員比 0.50、短期大学が 0.60、付属嫩幼稚園が 0.51、付属第一早蕨幼稚園が 1.01、付属第二早蕨幼稚園が 0.60、幼保連携型認定こども園たかねこども園が 0.68 と、第一早蕨幼稚園を除き、いずれも収容定員を下回っている。こうした状況を踏まえ、学園の中期計画では収入増により収支の均衡を図ることを目標とし、学生の確保を最優先に、財務体制の安定化に向けた検討を行っている。特定資産を除く令和 7(2025)年度末の学園保有資金は 8 億 1,399 万円であり、早期の改善が必要なレベルである。【6-4-a】

参考資料として表 22 に、学園全体の学生数及び園児数の推移、表 23 に学校別学生数及び園児数の推移及び令和 4(2022)年度の学生数を「1」とした場合の令和 8(2026)年度の学生数の割合を示した。

表 22 学園全体の学生数及び園児数の推移 (各年度 5 月 1 日現在 単位：人)

	令和 3 (2022)年度	令和 4 (2023)年度	令和 5 (2024)年度	令和 6 (2025)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度
定 員	1,797	1,927	1,877	1,917	1,934	1,852
学生数	1,580	1,570	1,440	1,312	1,235	1,272

表 23 学校別学生数及び園児数の推移及び令和 4(2022)年度の学生数を 1 とした場合の令和 8(2026)年度学生数の割合 (各年度 5 月 1 日現在 単位：人)

	令和 4 (2023)年度	令和 5 (2024)年度	令和 6 (2025)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	割 合
岡崎大学	285	271	213	198	227	0.80
岡崎短期大学	533	449	386	320	312	0.59
付属嫩幼稚園	131	113	102	101	98	0.75
付属第一早蕨幼稚園	281	274	271	275	279	0.99
付属第二早蕨幼稚園	162	149	141	144	151	0.93
たかねこども園	178	184	199	197	205	1.15

6-4-② 収支バランスの確保

学園全体の財政状況は、教育研究活動の事業収支で平成 30(2018)年度以降続いていたプラスの状況が令和 4(2022)年度に 22,866 千円のマイナスへと転じた。また、学園全体の資金収支も翌年度繰越支払資金が令和 5(2023)年度 14 億 2,090 万円（前年比△2 億 2,930 万円）、令和 6(2024)年度 11 億 2,246 万円（前年比△2 億 9,844 万円）、令和 7(2025)年度 8 億 1,399 万円（前年比△3 億 846 万円）と大きく減少しており、学園の財政は極めて厳しい状況に置かれている。

その主な理由は、岡崎女子大学（現岡崎大学）、岡崎女子短期大学（現岡崎短期大学）幼児教育学科第一部の急激な学生数の減少である。令和元(2019)年度には学費（付属幼稚園の保育料含む）の改定を実施し、その後も専任教員の基準コマ見直し（6 コマ→7 コマ）、非常勤教員の削減、専任職員の退職不補充、通勤手当の支給基準見直し等さまざまな経費の削減に努めてきたが、それらの対応だけでは収支バランスを保てない状況になっており、財務体質の改善に向けた早急の対応が必須である。

令和 7（2025）年度決算数値から見る総合的な財務分析、定量的経営判断指標も C2（濃いイエローゾーン）となり、学園の財政状況はかなり危険な状況といえる。また、事業活動収支における基本金組入前当年度収支差額も令和 5(2023)年度△2 億 1,489 万円（事業活動収支差額比率－15.5%）、令和 6(2024)年度△3 億 6,359 万円（事業活動収支差額比率－27.8%）、令和 7(2025)年度△4 億 6,743 万円（事業活動収支差額比率-33.9%）と急激に悪化している。

財源面では、令和 7(2025)年度の状況を自己資金の充実、資産構成、負債への備え、負債の割合の観点から見ると、純資産構成比率（純資産÷（総負債+純資産））90.8%、流動資産構成比率（流動資産÷総資産）15.4%、流動比率（流動資産÷流動負債）438.8%、前受金保有率（現預金÷前受金）2504.5%、総負債比率（総負債÷総資産）9.2%であり、財務分析を見る限り今のところ学園の存続を可能とする財源は維持されている。

収支バランスを図るための対策としては、学納金収入の増加に向けて、令和 6(2024)年度に令和 8(2026)年度からの本学及び短期大学の男女共学化を決定し、幅広い層からの志願者確保に取り組むとともに、令和 8(2026)年度入学生から大学の入学定員を 100 名から 70 名に削減することを決定し、補助金不交付への対策（収容定員充足率の確保）も行っている。また、岡崎信用金庫との間に 4 億円の当座貸越契約を締結し、従来からある大垣共立銀行との当座貸越契約 1 億円と合わせ 5 億円の資金的余力を持たせており、令和 7(2025)年度には岡崎市内の土地（岡崎市中町東丸根 4 筆）の売却も決定し、支払資金の確保にも努めている。【6-4-3】

参考資料として表 24 に学園全体の収支推移、表 25 に本学の学生数の推移、表 26 に本学の収支推移、表 27 に事業活動収支比率（学園全体）を示した。

表 24 学園全体の収支推移 (単位：千円)

	令和 3 (2022)年度	令和 4 (2023)年度	令和 5 (2024)年度	令和 6 (2025)年度	令和 7 (2025)年度
基本金組入前当年度収支差額	4,021	△141,633	△214,885	△363,589	△467,434
当年度収支差額	△163,263	△316,678	△385,620	△433,130	△556,940

表 25 本学の学生数の推移 (各年度 5 月 1 日現在 単位：人)

	令和 3 (2022)年度	令和 4 (2023)年度	令和 5 (2024)年度	令和 6 (2025)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度
定 員	400	400	400	400	400	370
学生数	325	285	271	213	198	227

表 26 本学の収支推移

(単位：千円)

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
基本金組入前当年度収支差額	△ 16,017	△ 73,303	△ 66,746	△144,872	△171,478
当年度収支差額	△ 16,585	△ 73,557	△ 93,447	△158,133	△187,811

表 27 事業活動収支比率（学園全体）と全国の大学法人・規模別・地域別平均値との比較

比 率	算式（×100）	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 6(2024) 年度全国平均値		
				大学法人	規模別	地域別
1. 人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	75.8%	76.3%	46.5%	43.0%	48.7%
2. 教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	43.6%	45.0%	44.3%	54.0%	42.0%
3. 管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$	10.0%	9.7%	6.8%	5.3%	6.9%
4. 事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$	-27.8%	-33.8%	3.1%	-1.1%	2.9%
5. 基本金組入後収支比率	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入-基本金組入額}}$	135.0%	143.2%	106.1%	105.9%	106.0%

* 令和 6 年度全国平均値は、日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」財務比率表による。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

学園の将来計画については、平成 30(2018)年度の理事会（平成 31(2019)年 3 月 20 日）でその後の学生募集計画、人事政策（適正な教員配置・採用計画）、人件費・経費の抑制計画、施設整備計画等を盛り込んだ「経営改善計画・中長期計画について」が示され、その後令和 4(2022)年 3 月 16 日の理事会において、中長期の視点から資産の有効活用と保全を行い、将来の教育・研究活動を持続的に支える財政基盤の強化に取り組むためには、建学の精神に基づくビジョンを共有し、教育の質保証と経営の質保証の両者にわたる中期計画の策定が必要であるとの認識のもと「Seiko G PLAN 2022-2026」の策定が承認された。令和 5(2023)年度以降はこのプランに基づき年次計画を策定し、大学、短期大学、幼稚園、こども園の各部門が自ら PDCA を回している。この「Seiko G PLAN 2022-2026」の実施状況については、毎年度学長室会議、大学・短期大学運営会議、大学運営協議会での報告を経て理事会の場で振り返りを行っており、中期計画との整合性を確認し、次年度の事業計画や予算編成に活かすことで資金の適正な執行・管理に努めている。【6-4-a】【6-4-1】【6-4-2】

また、令和 6(2024)年 12 月の理事会において、短期大学幼児教育学科第一部の補助金不交付への対応として「経営改善計画」を決定し、令和 7(2025)年 10 月の理事会では大学の補助金対策用に更なる見直しを行い、以後 5 年間の具体的な財務計画を示している。【6-4-b】

6-5 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、学校法人会計基準に準拠するとともに、「学校法人清光学園経理規程」、「同施行細則」、「学校法人清光学園固定資産及び物品管理規程」及び「固定資産及び物品調達規程」等に基づき、適正に実施している。日常の会計処理においては、伝票処理及び証憑書類の確認、決裁手続き等の内部統制を通じて適正性の確保を図っている。【6-5-1】【6-5-a】【6-5-b】

また、会計処理の適正性を担保するため、監事監査、会計監査人監査及び内部監査人による監査を実施しており、三様監査体制のもとで会計処理の妥当性及び適正性が検証されている。疑義が生じた場合には、会計監査人や監事、内部監査人（税理士）への確認を行うとともに、必要に応じて所轄税務署への照会を行うなど、法令遵守の徹底に努めている。

予算管理については、当初予算に基づき執行状況を適切に管理するとともに、事業計画の変更や執行状況の乖離が生じた場合には、その内容を精査した上で補正予算を編成し、理事会の承認を経て適切に対応している。これにより、予算と決算の整合性を確保するとともに、財務運営の透明性及び適正性を維持している。

以上のように、本法人では会計処理及び予算管理について、規程に基づく運用と監査体制を組み合わせることにより、適正な会計処理を実施している。本法人の会計処理は、規程に基づく運用に加え、三様監査体制による検証を通じて、その適正性が継続的に担保されている。これにより、予算執行から決算に至るまでの財務運営の透明性と信頼性が確保されている。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人では、監事監査、会計監査人監査及び内部監査からなる三様監査体制を整備し、会計監査の適正性及び厳正性を確保している。

監事については、私立学校法第 52 条第 1 項及び寄附行為に基づき、外部有識者（弁護士、医師）を含む体制で適切に選任されている。監事は、寄附行為第 29 条及び学校法人清光学園監事監査規程に基づき、法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行について監査を実施するとともに、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べるなど、その職務を適切に遂行している。【6-5-c】【6-5-d】

会計監査人については、私立学校法第 86 条に基づき、評議員会において適切に選任されている。会計監査は、監査契約書に基づき、公認会計士 2 名により年間約 130 時間にわたり実施されており、個別の会計処理から法人運営全体に至るまで、独立した立場から厳正な監査が行われている。監査時には財務担当理事及び関係職員が対応し、必要な資料提供及び説明を行う体制を整備している。【6-5-2】

内部監査については、外部専門家（税理士）を内部監査人として配置し、毎月 1 回の定

期監査を実施している。内部監査では、予算執行、物品購入、研究費及び公的研究費の取扱い等について重点的に確認を行い、コンプライアンスの確保に努めている。

これら三様監査は、監査結果の共有や意見交換を通じて相互に連携しており、監査の重複や漏れを防ぎながら、監査機能の高度化を図っている。また、監査結果は理事会及び評議員会に報告されるとともに、必要に応じて業務改善に反映される仕組みとなっており、会計処理及び財務運営の適正性の向上に寄与している。【6-5-3】

以上のように、本法人では会計監査人の適切な選任と三様監査体制のもとで、会計監査が厳正かつ実効的に実施されている。本法人の経営・管理及び財務運営は、ガバナンス体制、内部統制、財務管理及び監査機能が相互に連動し、実効性のある仕組みとして機能している。これにより、経営の透明性と適正性を確保するとともに、使命・目的の達成に向けた持続可能な運営基盤が確立されている。

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本法人では、改正私立学校法に対応した寄附行為及びガバナンス・コード【第2版】の整備をはじめ、内部統制システム基本方針の策定等により、経営の規律と誠実性を担保するガバナンス体制を確立している。また、理事会、常任理事会、評議員会、監事、内部監査人による多層的な統治構造に加え、大学運営協議会を通じた法人と教学の連携により、意思決定の透明性と実効性が確保されている。

さらに、中期計画「Seiko G PLAN 2022-2026」と単年度事業計画、自己点検・評価を連動させた PDCA サイクルを構築するとともに、経営改善計画を策定し、計画的な経営改革に着手している。財務面では、外部資金の獲得、資産の有効活用、経費削減等を総合的に推進するとともに、会計処理においては三様監査体制を整備し、監査結果を業務改善に反映することで、財務運営の適正性と透明性を確保している。これらの取組みにより、ガバナンスと財務の両面において、実効性の高い経営管理体制が構築されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で得られた課題など

18 歳人口の減少や志願者数の低迷に伴う学生数の減少により、学納金収入の減少を主因とする財務基盤の悪化が顕在化している。令和 7(2025)年度に実施された学校法人運営調査においては、「集中経営指導法人」との判断がなされており、抜本的な経営改革の必要性が明確となった。また、施設設備の老朽化に伴う維持管理費の増加や、人件費を含む固定的支出の構造的課題も抱えている。

さらに、ガバナンス面においては、評議員構成の適正化等、改正私立学校法への対応を踏まえた体制整備の継続的な見直しが求められている。これらの課題は、単なる運用改善にとどまらず、経営戦略及び財務構造の抜本的な見直しを必要とするものである。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

これらの課題に対し、本法人では、共学化及び大学名称変更、中学校・高等学校教員養成課程（保健体育）の新設等により志願者層の拡大を図るとともに、入学定員の適正化を進め、収容定員充足率の改善に取り組んでいる。また、経営改善計画に基づき、私学事業団

との連携のもと、令和8(2026)年度中に更なる経営改革計画を策定・実行する予定である。

財務面においては、外部資金の確保、寄付金の活用、資産の現金化等による収入確保に加え、人件費を含む支出構造の見直しを進め、持続可能な財務体質への転換を図る。併せて、施設設備の更新については年次計画に基づき実施し、財政負担の平準化を図る。

今後は、ガバナンス体制の更なる強化とともに、中期計画、経営改善計画及び自己点検・評価を一体的に運用し、意思決定から実行、検証、改善までのPDCAサイクルを一層高度化することで、使命・目的の達成と持続的な大学運営の実現を目指す。

本法人は、厳しい経営環境下においても課題を明確に把握し、計画的かつ実行性の高い改善を着実に推進している。これにより、ガバナンスと財務の両面において、自律的に機能する内部質保証体制の確立が図られている。

Ⅳ 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A 社会貢献

A-1 教育資源の提供

A-1-① 研修会講師の派遣

A-1-② 大学施設の開放

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 研修会講師の派遣

岡崎大学（以下、「本学」という。）では、教育・保育分野における専門的知見を地域社会へ還元することを目的として、自治体や教育・保育施設と連携し、保育者及び教育者を対象とした研修会へ教員を講師として派遣している。これらの取り組みは、地域における保育の質向上や保育者の資質能力向上、離職防止等の地域課題に対応するものであり、本学の教育・研究成果を地域社会へ還元する機会となっている。

ア 岡崎市スパイラル UP 研修 2025

平成 28(2016)年に岡崎市から委託を受けて始まった「岡崎市定期講座講習」は、令和 6(2024)年度に「岡崎市スパイラル UP 研修」と改称した。本研修は、地域の保育者の専門性向上と保育の質向上を目的として実施している。令和 7(2025)年度は、「保育の質の向上を目指した研修」「保育者自身の成長を促す研修」「保育の楽しさややりがいを見出す研修」の 3 コースを設け、「①アサーション」「②教材研究」を 7 月 4 日、12 月 5 日に、「③エピソード・ドキュメント」を 7 月 11 日、12 月 19 日に開催した。参加人数は延べ 41 名、指導講師は 6 名（併設短期大学教員を含む）であった。【A-1-1】

本研修を通して、地域の保育者が実践を振り返りながら学び合う機会を提供するとともに、地域の保育現場における課題を大学教育へ還元する機会にもつながっている。

イ 西尾市スパイラル UP 研修 2025

令和 2(2020)年度に西尾市から委託を受けて始まった「西尾市離職者防止モデル事業」は、令和 4(2022)年度に「西尾市スパイラル UP 研修」と改称した。本研修は、保育者の離職防止や職場定着、保育の質向上を目的として実施している。令和 7(2025)年度は、「保育の質の向上を目指した研修」「保育者自身の成長を促す研修」「保育者の興味を深める研修」として 4 コースを設け、「①アサーション」「②アクティブ」を 6 月 17 日、9 月 16 日に、「③教材研究（素話）」「④エピソード・ドキュメント」を 9 月 29 日、12 月 12 日に実施した。参加人数は延べ 50 名、指導講師は 7 名（併設短期大学大学教員を含む）であった。

【A-1-2】

本研修は、地域における保育人材確保及び離職防止という課題への対応として継続的に実施されており、保育者同士が学び合い、保育への意欲や専門性を高める機会となっている。

ウ 連携市特別企画講座

令和 5(2023)年度より、本学と包括連携協定を締結している 5 市（岡崎市・豊田市・知立

市・西尾市・豊川市)の保育者を対象として、「連携市特別企画講座」を実施している。【A-1-3】

本講座は、近年増加する発達支援ニーズや保育現場における合理的配慮への理解を深めることを目的としており、地域課題に対応した実践的な学びの機会として位置付けている。

エ スパイラル UP 研修・ステップ UP 研修

令和 4(2022)年度から、地域貢献及び教育者・保育者の資質向上を目的として、本学教員が実施可能な研修内容をまとめた「スパイラル UP 研修・ステップ UP 研修一覧」を作成し、三河地方を中心とした自治体及び教育・保育施設へ配付している。依頼に応じて、本学教員(併設短期大学教員を含む)を地域の小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等へ派遣している。【A-1-4】

令和 7(2025)年度は、愛知県内 2 市及び 5 園(公立園 2 園、私立園 3 園)から依頼があり、延べ 230 人を対象として研修を実施した。

これらの取組みは、地域の教育・保育現場のニーズに応じて柔軟に研修内容を提供するものであり、本学の専門性を地域社会へ還元するとともに、地域との継続的な連携強化につながっている。

A-1-② 大学施設の開放及び貸し出し

ア 施設の開放

(ア) にこにこデーの開催

令和 3(2021)年度から、岡崎市こども発達相談センターから紹介のあった、子どもの育ちや発達に不安を感じている親子(1 歳 5 か月～2 歳)を対象として、「hygge エリア(ともそだち広場、あそびの箱、おはなしの森)」を開放する「にこにこデー」を開催している。本取組みは、支援機関への正式な支援につながるまでの期間において、親子が安心して過ごせる居場所を提供することを目的としている。令和 7(2025)年度は毎週火曜日(計 42 日間)に実施し、延べ 107 人の親子が利用した。

本取組みは、子育て家庭の孤立防止や早期支援の一助となるとともに、大学が地域における子育て支援拠点としての役割を果たすものとなっている。

(イ) hygge エリア自由開放の実施

「にこにこデー」利用者を中心に継続的な利用希望が多く寄せられたことから、令和 6(2024)年 11 月より、「hygge エリア」を原則第 2・第 4 金曜日に地域へ自由開放している。利用は 1 日 20 組までの予約制としている。令和 7(2025)年度は 25 日間開放し、延べ 410 人の親子が利用した。

本取組みは、親子が安心して交流できる地域の居場所づくりや保護者同士の交流促進につながっており、地域における継続的な子育て支援の場として機能している。

(ウ) 大学祭(丘咲祭)の開催

令和 7(2025)年 10 月 24 日、25 日の 2 日間、「丘咲祭」を開催した。校舎内外で学生による教育・保育・地域交流に関する企画や体験活動等を実施し、学内外から 1,440 人の参加があった。丘咲祭は、学生が主体となって企画・運営を行うとともに、地域住民との交流や本学の教育成果を発信する機会となっている。【A-1-5】

イ 施設の貸し出し

本学では、地域に開かれた大学として、公共性・公益性の高い活動を支援するため、地方公共団体や地域団体等に対して学内施設の貸し出しを行っている。

(ア) hygge エリアの貸し出し

本学では、岡崎市内の子育て支援団体の活動場所として、「hygge エリア」の貸し出しを行っている。令和 7(2025)年度は 4 団体に対して延べ 49 回の貸し出しを行った。本取組みは、地域における子育て支援活動の継続及び地域コミュニティ形成の支援につながっている。

(イ) 教室（講義室）の貸し出し

本学では、地方公共団体等の要望に応じて講義室の貸し出しを行っている。令和 7(2025)年度は、岡崎市人事課による職員採用試験（6 月、9 月）及び銀行業務検定協会による検定試験（6 月）に貸し出しを行った。これらの取組みは、地域社会における公共的活動を支援し、地域連携の強化につながっている。

(ウ) 体育館の貸し出し

本学では、地域団体等の要望に応じて大体育室の貸し出しを行っている。令和 7(2025)年度は、岡崎市福祉事業団による「友愛の家体操教室」（4 月、6 月、8 月、10 月、12 月）及び岡崎市人事課による職員採用試験（6 月、9 月）に貸し出しを行った。本学の体育施設は、地域住民の健康づくりや福祉活動の場として活用されており、地域社会への貢献の一端を担っている。

A-2 地域交流

A-2-① 地域行事への参加

A-2-② 学生のボランティア活動

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域行事への参加

本学では、地域社会との交流や協働を通して、学生の社会性や主体性、地域課題への理解を深めることを目的として、地域行事や地域活動へ積極的に参加している。これらの活動は、地域社会の一員としての意識を育むとともに、教育者・保育者として必要なコミュニケーション力や協働性を養う機会となっている。

令和 7(2025)年度は、学生の地域活動への参加を促進するため、クラス委員及び学生生活向上委員会を中心に、地域行事への参加協力を積極的に周知・依頼し、学生の主体的な参加を推進した。

ア 根石学区東中町町内清掃

令和 7(2025)年 5 月及び 10 月の 2 回にわたり、本学所在地である根石学区東中町の町内清掃に参加した。5 月 18 日は学生 7 名、教職員 3 名、10 月 25 日は学生 4 名、教職員 1 名が参加し、地域住民と協力しながら学区内を約 1 時間清掃した。本活動は、地域住民との交流を深めるとともに、地域環境美化への意識向上や地域への愛着形成につながっている。

イ 根石学区安全チェックパトロール

令和 7(2025)年 10 月に、本学所在地である根石学区の防犯パトロールに学生 14 名、教職員 2 名が参加した。地域住民、岡崎警察署員、本学関係者がグループとなり、学区内の公園等の見回りを行った。本活動を通して、学生は地域の安全・安心を支える取組みに参加し、教育者・保育者として求められる安全意識や地域連携の重要性について学んでいる。

ウ 根石学区東中町町内まつり

令和 7(2025)年 10 月 12 日に、本学所在地である東中町の町内まつりに、学友会学生を中心として学生 5 名、教職員 1 名が参加した。地域住民、子ども会、本学関係者が模擬店等を出店し、本学学生は子ども向けのお面作りを実施した。学生は、子どもや地域住民との交流を通して、遊びを介したコミュニケーションや地域交流の重要性について実践的に学ぶ機会となった。

エ 岡崎市平和祈念式典

令和 7(2025)年 7 月に、岡崎市図書館交流プラザにおいて開催された「令和 7 年度岡崎市平和祈念式」に学生 6 名が参列した。本式典は、戦争の犠牲となられた方々への追悼とともに、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代へ継承することを目的として開催されたものである。本学学生は、「誓いの言葉」の朗読及び献花の援助を担当した。本活動は、平和の尊さや命の大切さについて考える機会となるとともに、社会の一員として公共的役割を担う意識の醸成につながっている。

オ 正門あいさつ運動・駐輪場整とん

令和 7(2025)年 10 月 20 日から 24 日の期間、正門において、授業開始前の時間を活用し、あいさつ運動及び駐輪場整とん活動を実施した。期間中は日替わりで学生が参加し、延べ 13 人の学生が活動に参加した。本活動は、学生が主体となって学内外のマナー向上や安全で快適な教育環境づくりに取り組むものであり、学生自身の主体性や協働意識の向上にもつながっている。

本学では、地域行事や地域活動への参加を通して、地域社会との交流及び協働を推進している。これらの活動は、地域貢献に加え、学生が地域住民との関わりを通して主体性や協働性、社会性を育む機会となっている。また、教育者・保育者養成校として、地域課題や地域社会への理解を深める実践的な学びの場としても機能している。さらに、地域住民や関係機関との継続的な連携を通して、地域に開かれた大学としての役割を果たしている。

A-2-② 学生のボランティア活動

本学では、建学の精神である「自己実現と社会貢献」に基づき、地域社会との関わりを通して学生が主体的に学び、成長することを重視している。特に、1 年次後期開講科目「地域貢献とボランティア」では、市民の一人として、また専門職として社会にどのように関わるべきかを学び、地域の教育・保育・福祉現場におけるボランティア活動を通して、社会貢献活動の意義や実践的な知識・技能を身に付けることを目的としている。【A-2-1】

同科目では、「様々な社会構成員の生活や社会課題について視野を広げること」「多様な人々とのコミュニケーションのポイントやスキルを身に付けること」「専門職として社会との関わり方について考え、行動しようとする意欲を高めること」を到達目標としている。こうした学びを基盤として、多くの学生が課外活動や地域ボランティアへ主体的に参加し

ており、地域社会との交流を通して、コミュニケーション力や協働性、実践力を育んでいる。

ア 課外におけるボランティア活動

本学には、学生の主体的活動として 19 団体のクラブ・サークルがあり、多くの団体が地域社会と連携したボランティア活動を積極的に行っている。これらの活動は、子ども支援、福祉活動、多文化共生、地域文化振興、健康づくり等、多様な分野にわたり展開されており、学生が授業で学んだ知識や技能を地域社会の中で実践的に活用する機会となっている。主な活動状況は表 28 のとおりである。

表 28 サークル等が行うボランティア活動の状況一覧

サークル名	活 動 内 容
げんきクラブ	岡崎げんき館において、親子クッキングやクリスマス会等を企画・運営している。学生は親子との交流を通して、子育て支援や食育に関する実践的な学びを深めている。
児童文化研究部 はとぼっぼ	市内の幼稚園・保育所等で、演劇ワークショップや人形劇を実施している。また、「交通博in岡崎」において交通マナー劇を行うなど、地域の子どもの対象とした表現活動や安全教育に取り組んでいる。
書道同好会	豊橋市民文化センターや六西マルシェ等において書道パフォーマンスを披露し、地域文化活動への参加を通して市民交流を行っている。
すくすくラビッツ	本学体育館において、福祉施設の子どもの対象とした運動遊びや「ゆうあい体操」、ネイチャーキャンプ等を実施している。学生は、子どもの発達や保護者支援について実践的に学んでいる。
ダンス部	幼稚園・保育所のお誕生日会や地域イベント（紅葉祭り、お江戸でダンス、花菖蒲祭り等）に参加し、ダンス発表を通して地域交流を行っている。
バスケットボールサークル	岡崎社会人バスケットボール連盟からの依頼を受け、車椅子バスケットボール大会のテーブルオフィシャルズを担当している。障害者スポーツ支援を通して、多様性理解や協働性を深めている。
Happy Connect 同好会	岡崎市内の福祉施設等において、外国にルーツを持つ子どもとその保護者を対象としたクリスマス会等を実施している。多文化共生や地域福祉への理解を深める活動となっている。
バルーンアート同好会	「ファミリーフェスタ」等に参加し、子どもとともにバルーン作品を制作している。また、本学オープンキャンパスにおける学生企画も担当している。
Hobbit	図書館や高齢者センター等において、絵本、紙芝居、パネルシアター等を活用した読み聞かせ活動や制作活動を行っている。また、小学生の学習支援活動にも取り組んでいる。
はらぺこあおむし	岡崎中央総合公園に花壇を設置し、市民が交流できる場づくりを行う「みつばちプロジェクト」に取り組んでいる。

これらの活動を通して、学生は地域の子どもの保護者、高齢者、障害のある人、外国にルーツを持つ人々等、多様な人々との関わりを経験し、教育者・保育者として必要な実践力やコミュニケーション力を養っている。

イ その他のボランティア活動

ボランティアに関する情報は、学生掲示板や OW ポータルへの掲載、学生支援課からの呼びかけ等を通して学生へ提供している。令和 7(2025)年度は、地域団体等から催事の企画・運営等に関する依頼があり、多くの学生が地域ボランティア活動へ参加した。

また、愛知県教育文化振興会との共催による「ネイチャーウォッチング」を令和 7(2025)

年度に 6 回開催した。本活動は、自然と触れ合う機会が減少している子どもたちに対し、自然の中で鳥や虫等を発見し、自然体験を深めることを目的として実施している。各回に学生 5～11 名及び職員 1 名がボランティアとして参加し、子どもたちの自然体験活動を支援した。さらに、愛知こどもの国「みかわっ国」における、小学生の自由な発想による職業体験活動を支援するボランティアにも 2 日間参加した。学生は、子どもの主体性を尊重した支援の在り方について実践的に学ぶ機会となっている。【A-2-2】【A-2-3】

本学では、建学の精神である「自己実現と社会貢献」に基づき、地域社会との交流やボランティア活動を重視している。学生は、授業やクラブ・サークル活動等を通して、地域の教育・保育・福祉活動へ主体的に参加し、地域住民や子ども、高齢者、外国にルーツを持つ人々等、多様な人々との関わりを経験している。

これらの活動は、地域社会への貢献に加え、学生が専門職として必要なコミュニケーション力、協働性、実践力を身に付ける機会となっており、地域課題や多様な価値観への理解を深める実践的な学びの場として機能している。また、授業での学びと地域活動を結び付けることにより、建学の精神の実現につながっている。

A-3 教育的連携

A-3-① 地域との連携・交流

A-3-② 他大学との連携・交流

(1) A-3 の自己判定

「基準事項 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 地域との連携・交流

本学では、教育・保育分野における専門性を活かし、地域社会と連携した教育活動を推進している。学生と教員が地域課題や地域ニーズに応じた実践活動へ参画することで、地域貢献と学生の実践的学びを両立させる取組みを行っている。

A 産官学連携の取組み

本学は、岡崎市額田地区における放置竹林の解消と竹資源の有効活用を目的とした産官学連携プロジェクトに参画した。本事業は、「知育」×「竹林」による地域資源の高付加価値化を目指し、愛知県、オクオカ竹資源活用協議会、岡崎市、(一社)日本知育玩具協会、クラフトスタジオ「タビーラ」等と連携して実施されたものである。

本学では、学生と教職員が子どもの発達や遊びの視点から約 30 件の玩具アイディアを提案し、それらをもとに「竹のビー玉コースター」及び「青竹サーキット」を製作した。製作にあたっては、(一社)日本知育玩具協会の監修のもと、玩具としての機能性や安全性に配慮し、年齢に応じた工夫を取り入れた。例えば、「竹のビー玉コースター」では、3 歳未満児用には誤飲防止のため大きな球を使用し、3 歳以上児用には鈴やトンネルを設置するなど、発達段階に応じた設計を行った。また、「青竹サーキット」では、子どもが自由に竹を組み合わせコースを拡張できるよう工夫するとともに、滑り止め加工を施すことで安全性を高めた。

完成した遊具を付属幼稚園で実践的に活用したところ、子どもたちは竹特有の音や手触りを楽しみながら主体的に遊びに取組み、自らコースを工夫して広げる姿も見られた。自然素材を活用した遊具は、子どもたちにとって豊かな感覚体験や創造的な遊びを促す機会となった。

本取り組みは、地域資源を教育・保育の視点から再活用するものであり、地域課題解決と教育活動を結び付けた実践的学修として位置付けている。このように、本学では教育理念の一つである「地域貢献」のもと、地域課題の解決と教育・保育分野の専門性を結び付けた産官学連携活動を推進している。これらの実践を通して、学生は地域社会と協働しながら、子どもの成長を支える実践力や創造力を養っている。

イ 親子教室

本学では、地域の親子を対象とした親子教室を実施し、子育て支援及び親子交流の機会を提供している。これらの活動は、地域の子育て支援ニーズに応えるとともに、学生にとっては子どもの発達理解や保護者支援について実践的に学ぶ機会となっている。令和7(2025)年度は、6 講座（うち 1 講座は 2 回連続講座）を開催し、親子 54 組、計 124 人が参加した。講座内容は表 29 のとおりである。

表 29 親子教室の講座一覧

講 座 名	内 容	参加人数
わらべうた・ふれあい遊びを楽しもう！	親子でふれあい遊びや、わらべうた遊びを行うとともに、手作り玩具の提供、絵本の読み聞かせ、自由遊び等を実施した。親子交流や保護者同士の交流促進につながった。	子ども12名 大人9名
親子でつくって楽しもう！	夏祭りを模した遊びコーナーで材料を集め、親子で風鈴づくりを行った。遊びを通した親子の共同体験を支援した。	子ども 22 名 大人 14 名
親子で作って遊ぼう！夏祭り！	金魚すくい、輪投げ等の遊びを取り入れ、親子で制作活動を行った。学生は子どもの興味・関心に応じた援助を実践した。	子ども12名 大人11名
作って遊ぼう！オカタン工房 2025	親子でふれあい遊びや手作り玩具制作を行った。学生は子どもの発達段階を踏まえた支援を実践的に学んだ。	子ども 8 名 大人 7 名
親子英会話「えいごであそぼう！」	英語の歌や絵本等を通して異文化体験を行った。親子が楽しみながら異文化理解を深める機会となった。	子ども 5 名 大人 5 名

これらの活動を通して、学生は地域の親子との関わりを通してコミュニケーション力や実践力を高めるとともに、保護者支援や子育て支援の在り方について学びを深めている。

ウ 幼児教育祭

岡崎女子短期大学（現岡崎短期大学）幼児教育学科主催「第 32 回幼児教育祭」が令和8(2026)年 2 月 7 日、8 日の両日に開催された。本学からは教員 2 名、「保育の計画と評価」受講生の 2 年生 37 名（クラス外履修含む）、「専門ゼミナールⅢ」受講生の 3 年生 5 名、「専門ゼミナールⅣ」受講生の 4 年生 4 名が参加した。【A-3-1】

幼児教育祭は授業の一環として実施しているが、内容は学生主体による企画・運営であり、両日とも予約制で各日 1,000 人以上の親子が来場した。本学学生は、キッズ・カーニ

バルのブース担当として「ワクドキチャレンジ！」を企画・運営し、ボールを使った遊びを実施した。

学生は、幅広い年齢の子どもに対応できる遊びを企画するため、子どもの発達段階に応じて投げる位置や的の高さ、言葉かけ、援助方法等を工夫した。また、教室全体の環境構成や装飾についても主体的に検討し、子どもが安心して遊べる環境づくりを行った。活動後の振り返りでは、学生から「教材研究や話し合いを重ねたことで子どもの反応を予測しながら活動を構成できた」「1日目の反省を踏まえ、2日目には援助方法や環境構成を改善することができた」などの記述が見られた。学生は、実践と省察を往還しながら、協働性や主体性、実践力を高めている。

また、授業成果発表として、人形劇やエプロンシアター等の児童文化財を活用し、地域の親子に向けた実践を行った。学生は子どもの反応を踏まえながら援助方法を工夫し、教育・保育における実践的な学びを深めている。

本学では、地域社会との連携を通して、教育・保育分野における専門性を活かした教育活動を展開している。学生は、地域課題や地域ニーズに応じた実践活動へ主体的に参加し、授業で学んだ知識や技能を地域社会の中で活用している。これらの活動は、地域社会への貢献に加え、学生が子どもの発達理解、コミュニケーション力、協働性、課題解決力等を実践的に身に付ける機会となっている。また、活動後の振り返りや改善を通して、実践と省察を往還しながら学びを深める教育的効果も得られている。

このように、本学では地域連携活動を単なる社会貢献にとどめず、教育課程と結び付けた実践的学びの場として位置付けており、建学の精神である「自己実現と社会貢献」の実現につなげている。

A-3-② 他大学との連携・交流

他大学との連携・交流は、学生に多様な学びや協働の機会を提供するとともに、地域社会との連携を広げる重要な教育活動である。本学では、近隣大学とのネットワークを活用し、学生・教職員が協働しながら地域課題の解決や学修成果の発信に取り組んでいる。

ア 岡崎大学懇話会

岡崎大学懇話会は、岡崎市内の4大学・3短期大学で構成され、各大学の学問的特性を活かしながら、地域社会及び地域産業の活性化を推進することを目的として活動している。令和7(2025)年度は、以下の取り組みを実施した。

(ア) 第25回学生フォーラム

令和7(2025)年12月、本学を会場として、岡崎大学懇話会主催による「第25回学生フォーラム」を開催した。本フォーラムは、学生の学修成果や地域活動の実践成果を地域社会へ発信するとともに、大学間交流を通して主体性や協働性、コミュニケーション力を育成することを目的としている。

令和7(2025)年度は、本学が幹事校を担当し、教職員14名（本学・併設短期大学9名、愛知産業大学・短期大学3名、愛知学泉大学・短期大学1名、人間環境大学1名）が指導・運営に携わった。また、学生スタッフ61名（本学・併設短期大学27名、愛知産業大学・短期大学14名、愛知学泉大学・短期大学10名、人間環境大学10名）が参加し、学生主体による企画・運営を行った。【A-3-2】

学生部会では、4 チームに分かれ、8 月から月 1 回程度の企画会議や準備を行い、本番に向けて大学間で協働しながら準備を進めた。本学からは口頭発表 1 件、展示発表 5 件を行い、保護者支援、子育て支援、授業実践、児童文化財等に関する研究・実践成果を発表した。発表テーマは表 30 のとおりである。当日は、一般来場者及び大学関係者を含む約 150 人が来場し、学生による学修成果の発信や大学間交流の場として活発な意見交換が行われた。また、事前にラジオ放送で広報を行い、当日の様子はケーブルテレビで放映されるなど、地域社会への情報発信にもつながった。運営面では、学生部会内の情報共有を円滑にするため、Microsoft Teams を導入し、大学間連携の強化を図った。次年度に向けては、学生主体による運営体制をさらに強化するため、役割分担の明確化や参加学生の拡充を進める予定である。学生は、研究・実践成果を他大学学生や地域住民へ発信することを通して、プレゼンテーション力や課題探究力、協働性を高めている。

表 30 学生フォーラム 研究発表テーマ一覧

発表形式	テ ィ マ
口頭	専門ゼミナールでの学び－子育て支援・保護者支援に焦点を当てて－
展示	主体的・対話的で深い学びを目指した授業づくり－「個別最適な学び」と「協働的な学び」を通して－
展示	本学教員ゼミの取組み－アドベントカレンダーづくり－
展示	ベビママサークル・親子教室への参加交流からの学び
展示	ベビママフェスタにおける人形劇の実践と運営
展示	子育てイベント「ゆきファミリーパーク」における紙芝居・絵本の読み聞かせ・人形劇の実践と運営の学び

(イ) 第 25 回地域活性化フォーラム

令和 8(2026)年 3 月、「第 25 回地域活性化フォーラム～岡崎大学懇話会が取り組む地域の課題解決 2025～」が本学を会場として開催された。本フォーラムは、各大学教員による研究成果を地域社会へ還元し、地域課題解決に資することを目的として実施されている。

本学教員は、「岡崎市の介護現場における心理的安全性を高めるスパイラルアップ研修の開発」をテーマとして研究発表を行い、介護・福祉現場における人材育成や職場環境改善に関する成果を地域へ発信した。【A-3-3】

(ウ) アカデミックトーク

岡崎大学懇話会では、加盟大学教員による専門的知見を広く地域社会へ発信することを目的として、エフエム EGA0 公式 YouTube チャンネルにおいて「アカデミックトーク」を配信している。

本学は併設短期大学と交互に講義動画を配信しており、令和 7(2025)年度は併設短期大学教員が「架橋運動について『架橋構想期』」をテーマとして約 30 分間の特別講義を配信した。本取組みは、大学の研究成果や専門的知見を地域社会へ還元するとともに、生涯学習機会の提供にもつながっている。

イ 岡崎短期大学との単位互換

本学では、岡崎短期大学との単位互換制度を通して、学生の多様な学修ニーズに対応している。学生は、他課程・他分野の授業を履修することにより、専門性を広げながら学修を深めている。

単位認定については、学則第 30 条、第 31 条、第 32 条に基づき、必要に応じて教務委員会で審議し、学長の承認を経て実施している。

令和 7(2025)年度は、本学学生 6 名が岡崎女子短期大学（現岡崎短期大学）の延べ 4 科目について単位認定を受け、岡崎女子短期大学（現岡崎短期大学）学生 1 名が本学の延べ 1 科目について単位認定を受けた（学則第 30 条、第 31 条）。また、本学学生 3 名が岡崎女子短期大学（現岡崎短期大学）の延べ 44 科目について単位認定を受けた（学則第 32 条）。本制度は、学生の学びの選択肢を広げるとともに、大学・併設短期大学間の教育的連携を深める機会となっている。

本学では、他大学との連携・交流を通して、学生に多様な学びや協働の機会を提供している。学生は、研究発表や地域連携活動への参加を通して、他大学学生や地域住民との交流を深め、コミュニケーション力や主体性、課題探究力を高めている。

また、大学間連携による学修成果発信や地域課題解決に向けた取組みは、地域社会への知的貢献にもつながっている。さらに、活動後の振り返りや運営改善を通して継続的な改善に取り組むことで、学生主体の活動や大学間協働の充実を図っている。

このように、本学では他大学との教育的連携を通して、学生の実践的学びを深めるとともに、地域社会との協働による教育・研究活動を推進している。

ウ 愛知教育大学との「教員養成の高度化に関する連携協定」の締結

本学は、愛知教育大学との「教員養成の高度化に関する連携協定」に基づき、教育実践力を備えた教員の養成及び教員養成機能の向上を目的とした連携を推進している。

令和 7(2025)年度は、愛知教育大学未来共創シンポジウム「こどもまんなかシンポジウムー教職と教育支援職の魅力再発見！ー」に共同開催大学として参加した。本学からは学生 2 名が運営スタッフとして参画し、教職や教育支援職の役割や魅力について理解を深める機会となった。

また、本協定に基づき、本学学生は愛知教育大学教職大学院の行事や取組みに参加している。平成 30(2018)年度以降、本学卒業生 9 名が愛知教育大学教職大学院へ進学しており、高度な専門性を備えた教員養成につながっている。

このように、本学は国立大学との連携を通して、教員養成機能の充実及び学生の学びの高度化を図っている。

〔基準 A の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、建学の精神である「自己実現と社会貢献」に基づき、地域社会と連携した教育・研究活動を積極的に展開している。特に、本学と包括連携協定を締結している岡崎市、西尾市の自治体と連携した「スパイラル UP 研修」は、保育者の資質向上や離職防止を目的として継続的に実施しており、地域の保育現場のニーズに応じた研修内容を提供している。また、「地域貢献とボランティア」等の授業での学びを基盤として、多くの学生が地域行事やボランティア活動へ主体的に参加しており、子育て支援、多文化共生、障害者スポーツ支援等、多様な地域活動に取り組んでいる。さらに、岡崎市額田地区の放置竹林を活用した産官学連携事業では、学生と教職員が子どもの発達や遊びの視点から玩具を企画・制作し、地域課題解決と教育活動を結び付けた実践的学修を展開した。幼児教育祭や親子教室

では、学生が主体的に企画・運営を行い、地域の親子との交流を通して実践力や協働性を高めている。このように、本学の社会貢献活動は、地域課題への対応と学生の実践的学びを両立させている点に特色がある。また、愛知教育大学との連携協定を通して、教員養成の高度化や学生の学びの発展にも取り組んでいる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で得られた課題など

本学の社会貢献活動は、自治体や地域団体との継続的な連携のもと一定の成果を上げている一方で、自己点検・評価を通していくつかの課題も明らかとなった。第一に、各活動における教育的効果や地域貢献の成果について、活動実績や参加人数の把握に留まっている部分があり、学生の成長や地域への波及効果を客観的に検証する仕組みが十分ではない点が挙げられる。第二に、学生主体による活動を推進しているものの、学生と教職員の役割分担や運営体制が活動によって異なり、継続的な学生主体運営の仕組みづくりが必要である。特に、岡崎大学懇話会学生フォーラムでは、大学間連携における情報共有や役割分担の明確化が課題として確認された。また、地域ボランティア活動については、多くの学生が参加しているものの、一部のクラブ・サークルや学生に活動が集中する傾向も見られ、活動の裾野をさらに広げる必要がある。加えて、地域ニーズの多様化に伴い、発達支援、多文化共生、地域福祉等への対応力をより高めることも課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

本学では、社会貢献活動における課題改善に向け、活動内容や運営体制の見直しを進めている。まず、学生主体による活動を推進するため、岡崎大学懇話会学生フォーラムでは Microsoft Teams を導入し、大学間の情報共有や連携強化を図った。また、次年度以降は、学生の役割分担をより明確化するとともに、クラブ・サークル以外の学生にも参加を呼びかけ、主体的に活動へ参画できる体制整備を進める予定である。さらに、社会貢献活動の教育的効果を可視化するため、学生の振り返りレポートや活動記録等を活用し、主体性、協働性、コミュニケーション力等の成長について把握・分析を行うことを検討している。地域との連携については、自治体や地域団体との協議を継続し、地域課題やニーズに応じた取り組みへ発展させていく。特に、子育て支援、発達支援、多文化共生等の分野では、教育・保育分野の専門性を活かした地域貢献活動をさらに充実させる予定である。また、愛知教育大学との連携を継続し、教員養成機能の向上や学生の高度な学びの機会の充実を図る。今後も、本学では地域連携活動を教育課程と結び付けながら推進し、建学の精神である「自己実現と社会貢献」の実現につなげていく。

V 特記事項

(1) インクルーシブ教育士（学内認定資格）の養成

本学では、障害の有無や国籍、文化的背景、医療的ケアの必要性など、多様な特性をもつ子どもたちが共に育ち学ぶ社会の実現に貢献できる保育者の養成を目的として、学内認定資格「インクルーシブ教育士」を設けている。本資格は、人間の多様性を尊重し、一人ひとりの子どもの育ちを支える実践力の育成を目指した本学独自の教育プログラムである。本プログラムの特徴は、理論と実践の往還を重視した継続型実習にある。3年次に毎週月曜日の午前中、幼稚園・保育所・認定こども園等で実習を行い、多様な子どもたちとの関わりを通して学ぶ。午後には大学で事例検討や振り返りを行い、その学びを翌週の実践へとつなげる。この継続的な実践と省察のサイクルを通して、インクルーシブ教育に関する知識だけでなく、現場で求められる実践力を養成している。令和7(2025)年度末には第3期生30名が認定され、そのうち22名(73%)が公務員保育職に就職した。一方、未履修者9名のうち公務員保育職への就職者は3名(33%)であり、本プログラムが専門的な資質・能力の形成に寄与していることがうかがえる。

(2) 長期フィールド実習の実施

本学では、学生一人ひとりの研究テーマと教育・保育現場を結び付ける独自の「長期フィールド実習」を実施している。本実習は卒業研究の一環として行われるものであり、約8か月間（全22回）にわたり、同一の教育・保育現場で継続的に学ぶ特色ある実践研究型プログラムである。実習先は、保育所、幼稚園、小学校、中学校、児童養護施設、子育て支援施設などから学生自身が研究テーマに応じて選択する。学生は毎週1回終日実習を行い、子どもへの継続的な関わりや観察を通して研究を進める。さらに毎週実施されるゼミナールでは、実習で得た気づきや課題を報告し、指導教員や仲間との議論を通して考察を深める。一般的な短期実習では捉えにくい子どもの変容や成長の過程を長期間にわたり観察できることが本実習の大きな特徴である。学生は「点」ではなく「線」で子どもの成長を理解するとともに、教育・保育現場の年間を通じた営みや専門職の実践を深く学ぶことができる。大学での学びと現場での実践を往還しながら卒業研究を進めることで、高い実践力と探究力を兼ね備えた教育者・保育者の養成につながっている。

(3) 主体的な学びを支える教育プログラムの取り組み

本学では、学修成果の可視化と主体的な学びの促進を目的として、「オカダイ学修成果グレード」及び「オカダイの100冊」の取り組みを展開している。オカダイ学修成果グレードは、手遊び、弾き歌い、絵本、読み聞かせ、ボランティア活動など、保育者養成において重要でありながら従来は可視化が難しかった実践的な学修成果を級位として認定する本学独自の制度である。関連授業実習を通じた実践的な学びを積み重ねながら到達度を確認し、学生自身が成長を実感できる仕組みとなっている。また、「オカダイの100冊」は、学生が在学中に100冊の読書に挑戦する取り組みである。教員推薦図書や学生の希望図書を活用しながら読書習慣の形成を支援し、貸出カードによって学びの蓄積を可視化している。これらの取り組みを通して、本学では「何を教わったか」から「何を学び、身に付けることができたか」への転換を図り、主体的に学び続ける教育者・保育者の育成を推進している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的は学則第 1 条に定めている。	1-1
第 83 条の 2	—	本学には該当しない。	1-1
第 85 条	○	学部を設置している。学則第 5 条で明記している。	1-1
第 87 条	○	修行年限は 4 年。学則第 6 条で明記している。	4-1
第 88 条	○	編入学生の修業年限については学則第 15 条で明記している。	4-1
第 88 条の 2	—	本学には該当しない。	4-1
第 89 条	—	修業年限の特例については設定していない。	4-1
第 90 条	○	入学の資格を学則第 11 条に定めている。	3-1
第 92 条	○	職員組織を学則第 43 条に定めている。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	教授会については学則第 44 条で明記している。	5-1
第 104 条	○	学位については学則第 34 条第 2 項及び学位規程で明記している。	4-1
第 105 条	—	本学には該当しない。	4-1
第 108 条	○	短期大学を併設している。	3-1
第 109 条	○	自己点検及び評価について学則第 2 条で明記し本学ホームページ等により公表している。	2-2
第 113 条	○	本学の教育活動の状況について学則第 3 条で明記し本学ホームページ等により公表している。	4-2
第 114 条	○	事務職員及び技術職員について学則第 43 条で明記し定められた職員を配置している。	5-1 5-3
第 122 条	○	編入学について学則第 15 条及び編入学規程で明記している。	3-1
第 132 条	○	編入学について学則第 15 条及び編入学規程で明記している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則の記載事項について、第 6 条（修業年限）、第 4 章（学年、学期、授業期間、休業日）、第 5 条（学部、学科）、第 21 条～第 23 条（教育課程、授業科目）、第 26 条、第 27 条(単位の授与、成績評価)、第 33 条(卒業の要件)、第 5 条（収容定員）、第 43 条（職員組織）、第 5 章（入学、休学、転入学、退学、除籍）、第 8 章（検定料、授業料その他費用）、第 12 章（賞罰）において、それぞれ定めている。また本学は寄宿舎を置いていない。	4-1 4-2

岡崎大学

第 24 条	—	本学には該当しない。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒について学則第 51 条及び学生懲戒規程で定めている。	5-1
第 28 条	○	表簿について各担当部署に備えている。	4-2
第 143 条	—	本学には該当しない。	5-1
第 146 条	○	岡崎大学編入学規程で定めている。	4-1
第 147 条	—	本学には該当しない。	4-1
第 148 条	—	本学には該当しない。	4-1
第 149 条	—	本学には該当しない。	4-1
第 150 条	○	入学の資格について学則第 11 条に定めている。	3-1
第 151 条	—	本学には該当しない。	3-1
第 152 条	—	本学には該当しない。	3-1
第 153 条	—	本学には該当しない。	3-1
第 154 条	—	本学には該当しない。	3-1
第 161 条	○	学則第 15 条及び岡崎大学編入学規程で定めている。	3-1
第 162 条	—	外国の課程を有する教育施設の学生の転学については設けていない。	3-1
第 163 条	○	学則第 7 条に定めている。	4-2
第 163 条の 2	○	岡崎大学科目等履修生規程第 12 条第 2 項で定めている。	4-1
第 164 条	—	本学の学生以外の者を対象にした特別の課程を編成していない。	4-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシーを大学全体及び、学部、学科毎で定めている。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	自己点検・評価については学則第 2 条及び岡崎大学内部質保証の方針で定めている。	2-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況についての情報は、大学ホームページで公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学位の授与については学則第 34 条及び学位規程で定めている。	4-1
第 178 条	○	高等専門学校卒業者の編入学については岡崎大学編入学規程第 4 条で定めている。	3-1
第 186 条	○	編入学の基準については学則第 15 条及び岡崎大学編入学規程で定めている。	3-1
第 186 条の 4	○	岡崎大学編入学規程第 4 条で定めている。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準に従って適正に運営している。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 1 条で定めている。	1-1
第 2 条の 2	○	募集要項に従い、入試募集委員会及び入試広報課が中心となり全学体制で適正に実施している。	3-1
第 3 条	○	学部については学則第 5 条に明記している。	1-1
第 4 条	○	学科については学則第 5 条に明記している。	1-1
第 5 条	—	本学には該当しない。	1-1
第 6 条	—	本学には該当しない。	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	教育研究実施組織については、大学設置基準に従って適正に編制している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	授業科目の担当について、その内容及び教員養成課程が求める要件を満たす担当教員を適切に配置している。	4-2 5-2
第 9 条	○	授業を担当しない実習助手を 1 人配置している。	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	専任教員数は大学設置基準を満たしている。	4-2 5-2
第 11 条	○	学則第 4 条、ファカルティ・ディベロップメント規程及びスタッフ・ディベロップメント規程で明示している。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	学長については学長選考規程に定めている。	5-1
第 13 条	○	教授の資格については、教員資格審査に関する内規に基づく教員の審査に関する基準第 2 条に明記している。	4-2 5-2
第 14 条	○	准教授の資格については、教員資格審査に関する内規に基づく教員の審査に関する基準第 3 条に明記している。	4-2 5-2
第 15 条	○	講師の資格については、教員資格審査に関する内規に基づく教員の審査に関する基準第 4 条に明記している。	4-2 5-2
第 16 条	○	助教の資格については、教員資格審査に関する内規に基づく教員の審査に関する基準第 5 条に明記している。	4-2 5-2

岡崎大学

第 17 条	○	助手の資格については、大学設置基準に従って適正に配置している。	4-2 5-2
第 18 条	○	収容定員については学則第 5 条で明示している。	3-1
第 19 条	○	教育課程については学則第 21 条で明示している。	4-2
第 19 条の 2	—	本学には該当しない。	4-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法は学則第 22 条で明示している。	4-2
第 21 条	○	単位については学則第 25 条で明示している。	4-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間については学則第 8 条で明示している。	4-2
第 23 条	○	学年を 2 学期に分け、それぞれの授業期間は 15 週単位で行っている。	4-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、授業内容によって教育効果を考慮し、適正な人数で行っている。	4-2
第 25 条	○	授業の方法については学則第 23 条で明示している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	成績評価基準等の明示等については、学則第 28 条で明示し、授業科目毎のシラバスを学生に明示するとともに本学ホームページに公表している。	4-1
第 26 条	—	昼夜開講制は設置していない。	4-2
第 27 条	○	単位の授与については、学則第 26 条及び第 25 条第 5 号で明示している。	4-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限については岡崎大学履修規程第 11 条で明示している。	4-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は設置していない。	4-1
第 28 条	○	他の大学又は短期大学における授業科目の履修等については学則第 30 条で明示している。	4-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修については学則第 31 条で明示している。	4-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については学則第 32 条で明示している。	4-1
第 30 条の 2	—	長期にわたる教育課程の履修制度は設置していない。	4-2
第 31 条	○	科目等履修生については学則第 47 条及び科目等履修生規程で明示している。	4-1 4-2
第 32 条	○	卒業の要件については学則第 33 条で明示している。	4-1
第 33 条	—	本学には該当しない。	4-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を整え、大学設置基準を満たしている。	3-5
第 35 条	○	本学の運動場等は大学設置基準を満たしている。	3-5
第 36 条	○	校舎等施設は大学設置基準通り適正に設置している。	3-5
第 37 条	○	校地面積は大学設置基準通り適正に設置している。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は大学設置基準通り適正に設置している。	3-5

岡崎大学

第 38 条	○	教育研究上必要な資料及び図書館は、大学設置基準を満たしている。	3-5
第 39 条	○	付属幼稚園を附属施設として設置している。	3-5
第 39 条の 2	—	本学には該当しない。	3-5
第 40 条	○	教員数、学生数に応じて適正な機械、器具等を備えている。	3-5
第 40 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備について設けていない。	3-5
第 40 条の 3	○	教育研究を行うために適正に経費配分及び施設設備を整備している。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称は本学の教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	—	本学には該当しない。	4-2
第 42 条	—	本学には該当しない。	1-1
第 42 条の 2	—	本学には該当しない。	3-1
第 42 条の 3	—	本学には該当しない。	5-2
第 42 条の 4	—	本学には該当しない。	4-2
第 42 条の 5	—	本学には該当しない。	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	本学には該当しない。	4-2
第 42 条の 7	—	本学には該当しない。	4-2
第 42 条の 8	—	本学には該当しない。	4-1
第 42 条の 9	—	本学には該当しない。	4-1
第 42 条の 10	—	本学には該当しない。	3-5
第 43 条	—	本学には該当しない。	4-2
第 44 条	—	本学には該当しない。	4-1
第 45 条	—	本学には該当しない。	4-1
第 46 条	—	本学には該当しない。	4-2 5-2
第 47 条	—	本学には該当しない。	3-5
第 48 条	—	本学には該当しない。	3-5
第 49 条	—	本学には該当しない。	3-5
第 49 条の 2	—	本学には該当しない。	4-2
第 49 条の 3	—	本学には該当しない。	5-2
第 49 条の 4	—	本学には該当しない。	5-2
第 59 条	—	本学には該当しない。	1-1
第 60 条	—	本学には該当しない。	3-5
第 62 条	—	本学には該当しない。	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準 該当なし

岡崎大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			3-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-1
第 9 条			4-2
第 10 条			4-2 5-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-2
第 13 条			4-2
第 14 条			4-1
第 15 条			4-2
第 16 条			4-2
第 17 条			4-2
第 18 条			3-2 4-2
第 19 条			4-1
第 20 条			4-2
第 21 条			4-1
第 22 条			4-2
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			4-1
第 27 条			4-2
第 28 条			4-1 4-2
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			3-2

			3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2 5-2
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2 5-2
第 43 条			3-5
第 44 条			3-5
第 45 条			3-5
第 46 条			3-5
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 50 条			3-5
第 51 条			3-5
第 52 条			3-5
第 53 条			3-5 5-4

岡崎大学

第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1
第 57 条			4-1
第 58 条			4-2 5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5
第 78 条			1-1
第 79 条			3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学位授与の要件は、学則第 34 条第 2 項で明示している。	4-1
第 2 条の 3	—	本学には該当しない。	4-1
第 10 条	○	学位に付記する専攻分野の名称は、岡崎大学学位規程第2条で明示している。	4-1
第 10 条の 2	—	本学には該当しない。	4-1
第 13 条	○	学位を授与するための審査等の方法については学位規程で定めている。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	法人は特別の利益供与は与えていない	6-1
第 27 条	○	寄附行為の備置き及び閲覧等については、寄附行為第70条で明記している。	6-1
第 29 条	○	理事選任機関については寄附行為第 7 条で明記している。	6-2
第 30 条	○	理事の選任等については寄附行為第8条で明記している。	6-2
第 31 条	○	理事の資格及び構成については寄附行為第9条で明記している。	6-2
第 36 条	○	理事会の職務等については寄附行為第15条で明記している。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事については、寄附行為	6-1

岡崎大学

		第15条で明記している。	6-2
第 39 条	○	理事の報告義務等については、寄附行為第17条で明記している。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	理事会の議事録については寄附行為第22条で明記している。	6-2
第 45 条	○	監事の専任等については寄附行為第 23 条で明記している。	6-3
第 46 条	○	監事の資格については寄附行為第 24 条で明記している。	6-3
第 52 条	○	監事の職務については寄附行為第 29 条で明記している。	6-3
第 54 条	○	監事の評議員会に提出する議案等の調査義務については、寄附行為第31条で明記している。	6-3
第 55 条	○	監事の理事会及び評議員会への出席義務等については、寄附行為第 29条で明記している。	6-3
第 56 条	○	監事の理事会等への報告については、寄附行為第29条で明記している。	6-3
第 61 条	○	評議員の選任等については寄附行為第 33 条で明記している。	6-3
第 62 条	○	評議員の資格及び構成については寄附行為第34条で明記している。	6-3
第 66 条	○	評議員会の職務等については寄附行為第 38 条で明記している。	6-3
第 78 条	○	評議員会の議事録については寄附行為第 48 条で明記している。	6-3
第 80 条	○	会計監査人の選任等については寄附行為第51条で明記している。	6-3 6-5
第 86 条	○	会計監査人の職務等については寄附行為第56条で明記している。	6-5
第 99 条	○	予算及び事業計画については寄附行為第 58 条で明記している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	役員及び評議員に対する報酬等については、寄附行為第59条で明記している。	6-2 6-3
第 103 条	○	計算書類等の作成及び保存については、寄附行為第69条及び第70条で明記している。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	計算書類等の監査等については寄附行為第69条で明記している。	6-2 6-5
第 105 条	○	計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等については、寄附行為第69条で明記している。	6-3
第 106 条	○	計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等については、寄附行為第70条で明記している。	6-1
第 107 条	○	財産目録等の作成、備置き及び閲覧等については、寄附行為第70条で明記している。	6-1

岡崎大学

第 108 条	○	寄附行為の変更については寄附行為第72条で明記している。	6-1
第 144 条	○	会計監査人の設置については寄附行為第6条で明記している。	6-5
第 145 条	—	本学は小規模な大学であり、政令の基準を満たさないので選定していない。	6-3
第 146 条	○	理事の構成及び報告義務については、寄附行為第9条で明記している。	6-2
第 148 条	○	体制の整備及び中期事業計画の作成等については、寄附行為第58条で明記している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	情報の公表の特例については寄附行為第76条で明記している。	6-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-1
第 102 条			3-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			3-1
第 156 条			3-1
第 157 条			3-1
第 158 条			3-1
第 159 条			3-1
第 160 条			3-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 1 条の 2			1-1
第 1 条の 3			3-1
第 2 条			1-1
第 2 条の 2			1-1

第 3 条			1-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1
第 7 条の 2			1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条			4-2 5-2
第 9 条の 3			4-2 4-3 5-3
第 10 条			3-1
第 11 条			4-2
第 12 条			3-2 4-2
第 13 条			3-2 4-2
第 14 条			4-2
第 14 条の 2			4-1
第 15 条			3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条			4-1
第 17 条			4-1
第 19 条			3-5
第 20 条			3-5

岡崎大学

第 21 条			3-5
第 22 条			3-5
第 22 条の 2			3-5
第 22 条の 3			3-5 5-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1
第 24 条			3-5
第 25 条			4-2
第 26 条			4-2
第 27 条			4-2 5-2
第 28 条			3-2 4-1 4-2
第 29 条			3-5
第 30 条			3-2 4-2
第 30 条の 2			4-2
第 31 条			4-2
第 32 条			4-1
第 33 条			4-1
第 34 条			3-5
第 34 条の 2			4-2
第 34 条の 3			5-2
第 43 条			3-3
第 44 条			3-4
第 46 条			1-1
第 47 条			3-5 5-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2

			5-1 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 6 条の 3			4-2
第 7 条			4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			4-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-1
第 13 条			4-1
第 14 条			4-1
第 15 条			4-1
第 16 条			4-1
第 17 条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条			1-1 4-1 4-2
第 19 条			3-1
第 20 条			3-1
第 21 条			4-1
第 22 条			4-1
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			1-1

岡崎大学

			4-1 4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			4-1
第 4 条			4-1
第 5 条			4-1
第 5 条の 3			4-1
第 12 条			4-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			4-2
第 3 条			3-2 4-2
第 4 条			4-2
第 5 条			4-1
第 6 条			4-1
第 7 条			4-1
第 8 条			4-2 5-2
第 9 条			3-5
第 10 条			3-5
第 11 条			3-2

岡崎大学

			4・2
第 13 条			2・2 2・3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 3-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人清光学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	岡崎大学 岡崎短期大学 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	岡崎大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2026 年度（令和 8 年度）入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生生活ハンドブック 2026	
【資料 F-6】	大学組織図	
	大学組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	
	事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	学校法人清光学園事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	Seiko G PLAN 2022-2026	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人清光学園規程集	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿 理事会、評議員会開催状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	計算書類（令和 3 年度～令和 7 年度）、監事監査報告書（令和 3 年度～令和 7 年度）、会計監査報告書（令和 3 年度～令和 7 年度）、財産目録	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	令和 8 年度履修要項、シラバス	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	岡崎大学教育学部子ども教育学科の三つのポリシー（令和 8 年度履修要項（p. 3-8））	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	平成 29 年度（2017 年度）事業報告及び決算概要（p. 11）	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	改善報告書（令和 3 年度）	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	本学 Web サイト 岡崎大学の理念・教育目的と全学三方針 https://okazaki.ac.jp/about/policy_okajo/	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	大学・短期大学運営会議規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	岡崎大学学則	【資料 F-3】と同じ
【1-1-b】	本学 Web サイト 岡崎大学の理念・教育目的と全学三方針	【1-1-1】と同じ
【1-1-c】	令和 8 年度履修要項 (p. 3-8)	【資料 F-14】と同じ
【1-1-d】	令和 8 年度入学式次第	
【1-1-e】	岡崎大学 岡崎短期大学 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【1-1-f】	建学の精神エッセイコンクール応募要領	
【1-1-g】	シラバス「建学の精神」	
【1-1-h】	Web 版履修カルテ (プリントアウト)	
【1-1-i】	Seiko G PLAN 2022-2026	【資料 F-9】と同じ
【1-1-j】	岡崎大学内部質保証の方針	
【1-1-k】	令和 3 (2021) 年度第 12～16 回学長室会議議事録	
【1-1-l】	令和 3 年度第 5 回大学・短期大学運営会議議事要録	
【1-1-m】	令和 5 年度第 2 回大学・短期大学運営会議議事要録	
【1-1-n】	令和 7 年度第 6～8 回 IR 推進室会議議事録	
【1-1-o】	2025 年度(令和 7 年度)学生による授業アンケート集計結果	
【1-1-p】	令和 7 年度第 2～5 回及び第 7～9 回 FD 委員会議事録	
【1-1-q】	岡崎大学教授会規程	
【1-1-r】	各市との連携協定書	
【1-1-s】	各校との連携協定書	
【1-1-t】	大学・短期大学運営会議規程	【1-1-2】と同じ
【1-1-u】	令和 6 年度第 4・5 回大学・短期大学運営会議議事要録	
【1-1-v】	第 352 回理事会議事録	
【1-1-w】	令和 7 年度第 9～11 回大学・短期大学運営会議議事要録	
【1-1-x】	第 351 回理事会議事録	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	岡崎大学内部質保証の方針	【1-1-j】と同じ
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	岡崎大学内部質保証のための組織図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	学長室会議規程	
【2-1-4】	大学・短期大学運営会議規程	【1-1-2】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	岡崎大学内部質保証の方針	【1-1-j】と同じ

岡崎大学

【2-1-b】	岡崎大学内部質保証のための組織図	【2-1-2】と同じ
【2-1-c】	学長室会議規程	【2-1-3】と同じ
【2-1-d】	大学・短期大学運営会議規程	【1-1-2】と同じ
【2-1-e】	岡崎大学自己点検・評価委員会規程	
【2-1-f】	岡崎大学・岡崎短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【2-1-g】	岡崎大学・岡崎短期大学 IR 推進室規程	
【2-1-h】	令和 7 年度第 6～8 回 IR 推進室会議議事録	【1-1-n】と同じ
【2-1-i】	学校法人清光学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【2-1-j】	学校法人清光学園理事会規程	
【2-1-k】	学校法人清光学園常任理事会規程	
【2-1-l】	大学運営協議会規則	
【2-1-m】	令和 7 年度岡崎女子大学自己点検・評価委員会議事録	
【2-1-n】	令和 7 年度第 6 回大学・短期大学運営会議議事要録	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	岡崎大学自己点検・評価委員会規程	【2-1-e】と同じ
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	令和 7 年度岡崎女子大学自己点検評価書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	令和 7 年度岡崎女子大学自己点検・評価委員会議事録	【2-1-m】と同じ
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	令和 7 年度学園報第 57 号、子ども教育学部通信	
IR などを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	岡崎大学・岡崎短期大学 IR 推進室規程	【2-1-g】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	岡崎大学自己点検・評価委員会規程	【2-1-e】と同じ
【2-2-b】	令和 8 年度履修要項 (p. 5)	【資料 F-14】と同じ
【2-2-c】	本学 Web サイト 自己点検評価書 https://okazaki.ac.jp/about/disclosure_okajo/	【2-2-2】と同じ
【2-2-d】	令和 7 年度第 6～8 回 IR 推進室会議議事録	【1-1-n】と同じ
【2-2-e】	全国学生調査ポジティブリスト	
【2-2-f】	令和 7 年度第 10 回岡崎女子大学自己点検・評価委員会議事録	【2-1-m】と同じ
【2-2-g】	令和 7 年度第 8 回岡崎女子大学自己点検・評価委員会議事録	【2-1-m】と同じ
【2-2-h】	令和 7 年度自己点検・評価に関する合同研修会議事録	
【2-2-i】	令和 7 年度岡崎女子大学第 8 回教授会議事録	
【2-2-j】	本学 Web サイト 事業報告及び決算 https://okazaki.ac.jp/about/disclosure_okajo/	
【2-2-k】	Seiko G PLAN 2022-2026	【資料 F-9】と同じ
【2-2-l】	岡崎大学・岡崎短期大学 IR 推進室規程	【2-1-g】と同じ
【2-2-m】	成績評価に基づく卒業時のディプロマ・ポリシー達成率と関連要因の分析	
【2-2-n】	学務システム画面（教員用、学生用）	
【2-2-o】	2026 年度入試対象者 OC 参加状況	
【2-2-p】	募集活動状況（令和 7 年 4 月～11 月）	
【2-2-q】	高大連携事業アンケート調査結果	
【2-2-r】	学生による授業アンケート	
【2-2-s】	Web 版履修カルテ（プリントアウト）	【1-1-h】と同じ
【2-2-t】	卒業生（8 期生）職場訪問結果概要	

岡崎大学

【2-2-u】	令和7年度第3回学生委員会資料及び各部署の集約結果	
【2-2-v】	令和7年度キャリア支援委員会議事録	
【2-2-w】	令和7年度「お帰りなさい岡女・岡短へ」アンケート結果	
【2-2-x】	総務課における情報収集と分析	
【2-2-y】	令和7年度第11回常任理事会議事録	
【2-2-z】	第364回理事会議事録	
【2-2-Aa】	決算などの計算書類	【資料F-12】と同じ
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	「学生や学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステム」の図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	岡崎大学・岡崎短期大学学生委員会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-3】	「学生や学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステム」の図	【2-3-1】と同じ
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-4】	大学・短期大学運営会議規程	【1-1-2】と同じ
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	令和7年度第11回大学・短期大学運営会議議事要録	【1-1-w】と同じ
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-6】	令和7年度第11回大学・短期大学運営会議議事要録	【1-1-w】と同じ
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-7】	令和7年度学園報第57号、子ども教育学部通信	【2-2-4】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	令和7年度第11回大学・短期大学運営会議議事要録	【1-1-w】と同じ
【2-3-b】	令和7年度第6～8回IR推進室会議議事録	【1-1-n】と同じ
【2-3-c】	全国学生調査ポジティブリスト	【2-2-e】と同じ
【2-3-d】	学生による授業アンケート	【2-2-r】と同じ
【2-3-e】	授業に関する自己点検報告書（令和7年度前期）	
【2-3-f】	令和7年度第13回子ども教育学科学科会議議事要録	
【2-3-g】	令和7年度意見箱集約と回答一覧	
【2-3-h】	令和7年度第4回子ども教育学科学科会議議事要録	
【2-3-i】	令和7年度第3回学生委員会資料及び各部署の集約結果	【2-2-u】と同じ
【2-3-j】	令和7年度訪問指導記録	
【2-3-k】	令和7年度卒業生職場訪問の教員担当割り振り表	
【2-3-l】	令和7年度実習懇談会（保育所）資料	
【2-3-m】	令和7年度教育実習（幼稚園）懇談会資料	
【2-3-n】	卒業生（8期生）職場訪問結果概要	【2-2-t】と同じ
【2-3-o】	2025 大学紹介のボランティア先一覧「地域貢献とボランティア」	
【2-3-p】	令和8年度履修要項（p.3-8）	【資料F-14】と同じ
【2-3-q】	令和7年度教職課程自己点検評価報告書	
【2-3-r】	令和7年度学園報第57号	【2-2-4】と同じ
【2-3-s】	子ども教育学部通信	【2-2-4】と同じ
【2-3-t】	本学Webサイト 自己点検評価書	【2-2-2】と同じ
【2-3-u】	岡崎大学・岡崎短期大学ガバナンス・コード【第2版】	
【2-3-v】	岡崎大学内部質保証のための組織図	【2-1-2】と同じ

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	本学 Web サイト 全学アドミッション・ポリシー https://okazaki.ac.jp/image/about/policy_okajo/admission_all.pdf 本学 Web サイト 教育学部のアドミッション・ポリシー https://okazaki.ac.jp/image/about/policy_okajo/admission01.pdf 本学 Web サイト 子ども教育学科のアドミッション・ポリシー https://okazaki.ac.jp/image/about/policy_okajo/admission02.pdf	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	大学・短期大学運営会議規程	【1-1-2】 と同じ
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	岡崎大学・岡崎短期大学入試募集委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	令和 8 年度履修要項 (p. 6)	【資料 F-14】 と同じ
【3-1-b】	本学 Web サイト 教育学部の理念・教育目的と三方針 https://okazaki.ac.jp/image/about/policy_okajo/policy02.pdf	
【3-1-c】	岡崎大学教授会規程	【1-1-q】 と同じ
【3-1-d】	岡崎大学教授会規程第 9 条第 1 項第 3 号の規定に係る学長裁定事項	
【3-1-e】	本学 Web サイト 入試情報 https://okazaki.ac.jp/examinee/exam_information/	
【3-1-f】	岡崎大学 岡崎短期大学 大学案内	【資料 F-2】 と同じ
【3-1-g】	岡崎大学・岡崎短期大学入試募集対策会議規程	
【3-1-h】	岡崎大学・岡崎短期大学入試募集委員会規程	【3-1-3】 と同じ
【3-1-i】	岡崎大学アドミッション・オフィス規程	
【3-1-j】	一般入試・エール奨学生選抜試験実施での留意事項	
【3-1-k】	岡崎大学・岡崎短期大学入試問題対策会議規程	
【3-1-l】	岡崎大学・岡崎短期大学入試問題作成委員会規程	
【3-1-m】	岡崎大学入学者選考規程	
【3-1-n】	岡崎大学編入学規程	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	岡崎大学・岡崎短期大学の使命と目標	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	岡崎大学・岡崎短期大学学生委員会規程	【2-3-2】 と同じ
TA、SA などに関する規則		
【3-2-3】	岡崎大学・岡崎短期大学スチューデント・アシスタント内規、運用ガイドライン、運用の手引き	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-4】	オフィスアワー連絡	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-5】	岡崎大学・岡崎短期大学学生支援ネットワーク会議規程	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		

岡崎大学

【3-2-6】	岡崎大学・岡崎短期大学学生委員会規程	【2-3-2】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	岡崎大学・岡崎短期大学の使命と目標	【3-2-1】と同じ
【3-2-b】	岡崎大学・岡崎短期大学学生委員会規程	【2-3-2】と同じ
【3-2-c】	令和8年度学生支援課ガイダンス	
【3-2-d】	令和7年度第12回大学・短期大学運営会議議事要録	
【3-2-e】	岡崎大学・岡崎短期大学学生支援ネットワーク会議規程	【3-2-5】と同じ
【3-2-f】	合理的配慮の申請から支援までの流れ（R8年度運用開始）	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	岡崎大学・岡崎短期大学の使命と目標	【3-2-1】と同じ
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	キャリア教育に関する授業科目名一覧	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	岡崎大学・岡崎短期大学キャリア支援委員会規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	令和7年度キャリアアップ講座のご案内冊子	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	キャリア教育に関する授業のシラバス	
【3-3-b】	子ども教育学科学科会議資料「カリキュラム変更の趣旨」	
【3-3-c】	岡崎大学・岡崎短期大学キャリア支援委員会規程	【3-3-3】と同じ
【3-3-d】	令和7年度実習授業担当保育実技指導実施可能日調査及び指導実施報告 豊田・岡崎	
【3-3-e】	面接試験対策報告（メールより）	
【3-3-f】	求人情報マッチングシステム「お仕事ナビ」画面	
【3-3-g】	令和7年度岡崎女子大学キャリア支援日程表	
【3-3-h】	令和7年度キャリアアップ講座のご案内冊子・（進路ガイダンススケジュールP11）	【3-3-4】と同じ
【3-3-i】	令和7年度キャリアアップ講座のご案内冊子・（社会人の品格講座P3、キャリアデザイン講座p.4）及び出席簿	【3-3-4】と同じ
【3-3-j】	令和7年度基礎力養成講座Ⅰ、令和7年度基礎力養成講座Ⅱ及び出席簿	
【3-3-k】	令和7年度キャリアアップ講座のご案内冊子・（合格支援講座（2）p.6）及び、出席簿	【3-3-4】と同じ
【3-3-l】	令和7年度学校教育コース配属生名簿	
【3-3-m】	令和7年度キャリアアップ講座のご案内冊子・（合格支援講座（1）p.5）及び、出席簿及び令和7年度eラーニング受講者	【3-3-4】と同じ
【3-3-n】	令和7年度キャリアアップ講座のご案内冊子・（資格取得支援講座p.7）及び、出席簿	【3-3-4】と同じ
【3-3-o】	令和7年度リエゾン陽だまりカフェ～卒業生による仕事の魅力説明会～	
【3-3-p】	令和7年度陽だまりカフェ参加人数	
【3-3-q】	令和7年度会議資料 進路状況（3月末）	
【3-3-r】	原議書（岡崎女子大学卒業生（新規採用者）職場訪問の公務出張および依頼状送付について）	
【3-3-s】	「お帰りなさい岡女・岡短へ」チラシ	
【3-3-t】	卒業生就職相談 卒業生用お仕事ナビ	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	岡崎大学・岡崎短期大学の使命と目標	【3-2-1】と同じ
学生生活支援に関する会議体の規則		

岡崎大学

【3-4-2】	岡崎大学・岡崎短期大学学生委員会規程	【2-3-2】と同じ
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-3】	岡崎大学及び岡崎短期大学学友会会則、学生活動に関する内規	
奨学金に関する規則		
【3-4-4】	岡崎大学奨学生規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	岡崎大学・岡崎短期大学学生委員会規程	【2-3-2】と同じ
【3-4-b】	令和7年度岡崎女子大学第1回教授会資料「令和7年度岡崎女子大学奨学生名簿」	
【3-4-c】	岡崎大学修学支援制度に関する規程	
【3-4-d】	令和7年度岡崎女子大学・岡崎女子短期大学第2回入試募集委員会議事録	
【3-4-e】	令和7年度多欠席・多遅刻者一覧	
【3-4-f】	出張健康診断実施事前確認書	
【3-4-g】	再検査または要医療（要治療・要精検）が必要な方へ	
【3-4-h】	R7年度_食物アレルギーのある学生及び、R7既往歴・現病歴のある学生	
【3-4-i】	処置記録集計表（R7.4～R8.2）	
【3-4-j】	2025年度メンタルヘルスアンケート調査実施報告書	
【3-4-k】	令和7年度学生相談実績表	
【3-4-l】	令和7年度新入生オリエンテーション資料「保健室からのご案内」	
【3-4-m】	令和7年度学生教育研究災害傷害保険利用実績	
【3-4-n】	岡崎大学・岡崎短期大学人権擁護規程	
【3-4-o】	岡崎大学・岡崎短期大学セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン	
【3-4-p】	ハラスメント・パンフレット	
【3-4-q】	岡崎女子大学・岡崎女子短期大学人権問題研修会、相談員研修会資料	
【3-4-r】	令和7年度一人暮らし交流会案内及び、報告書	
【3-4-s】	通学マナー講習会アンケート	
【3-4-t】	2025年度前期グッドモーニングプロジェクト、2025年度後期グッドモーニングプロジェクト、及び、令和7年度グッドモーニングプロジェクトマニュアル	
【3-4-u】	令和7年度教育後援会・教育懇談会名簿	
【3-4-v】	令和7年度各団体名簿	
【3-4-w】	令和7年度予算見積申請書【部署名 学生支援課】	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	岡崎大学・岡崎短期大学教育研究等環境の整備に関する方針 学校法人清光学園固定資産及び物品管理規程	
ICT環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	情報機器の活用について	
図書館に関する規則		
【3-5-3】	岡崎大学・岡崎短期大学図書館利用規則	
図書館利用案内		
【3-5-4】	本学Webサイト 図書館利用方法のご案内 https://okazaki.ac.jp/library/#Method	
建物の耐震化率を示す文書		

岡崎大学

【3-5-5】	本学 web サイト 耐震化率及び耐震化完了計画について https://okazaki.ac.jp/image/about/disclosure_okatan/01/taishinkaritsu.pdf	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	令和 7 年度学生満足度調査集計結果（学生支援課）	
【3-5-b】	本学 Web サイト 施設案内 https://okazaki.ac.jp/examinee/campuslife/facility/	
【3-5-c】	学校法人基礎調査票【調査票区分 310：土地面積】	
【3-5-d】	学校法人基礎調査票【調査票区分 320：建物面積及び図書館（室）】	
【3-5-e】	令和 8 年度教室使用状況（前期・後期）	
【3-5-f】	岡崎大学・岡崎短期大学図書館利用規則	【3-5-3】と同じ
【3-5-g】	岡崎大学・岡崎短期大学ラーニング・プラザ利用規則	
【3-5-h】	令和 8 年度事業計画表【情報メディアセンター】	
【3-5-i】	Web 版履修カルテ（プリントアウト）	【1-1-h】と同じ
【3-5-j】	岡崎大学・岡崎短期大学 IR 推進室規程	【2-1-g】と同じ
【3-5-k】	岡崎大学・岡崎短期大学図書館資料管理規程	
【3-5-l】	岡崎大学・岡崎短期大学図書委員会規程	
【3-5-m】	オカダイの 100 冊貸出カード	
【3-5-n】	学生生活ハンドブック 2026	【資料 F-5】と同じ
【3-5-o】	岡崎大学・岡崎短期大学オープンアクセス方針	
【3-5-p】	岡崎大学・岡崎短期大学大規模地震対応消防計画	
【3-5-q】	学校法人清光学園衛生委員会規程	
【3-5-r】	令和 8 年度事業計画表【大学総務課】	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	本学 Web サイト 岡崎大学の理念・教育目的と全学三方針	【1-1-1】と同じ
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	大学・短期大学運営会議規程	【1-1-2】と同じ
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	令和 8 年度履修要項（p. 3-8）	【資料 F-14】と同じ
学位規則、学位審査基準		
【4-1-4】	岡崎大学学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-5】	岡崎大学学則	【資料 F-3】と同じ
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-6】	岡崎大学教授会規程	【1-1-q】と同じ
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	令和 7 年度第 11 回子ども教育学科学科会議議事要録	
【4-1-b】	令和 7 年度岡崎女子大学・岡崎女子短期大学第 7 回教務委員会議事録	
【4-1-c】	令和 6 年度第 5 回大学・短期大学運営会議議事要録	【1-1-u】と同じ

岡崎大学

【4-1-d】	令和7年度岡崎女子大学臨時教授会議事録（11月）	
【4-1-e】	令和8年度履修要項（p.3-7）	【資料F-14】と同じ
【4-1-f】	本学Webサイト 岡崎大学の理念・教育目的と全学三方針	【1-1-1】と同じ
【4-1-g】	岡崎大学 岡崎短期大学 大学案内	【資料F-2】と同じ
【4-1-h】	シラバス	【資料F-13】と同じ
【4-1-i】	Web版履修カルテ（プリントアウト）	【1-1-h】と同じ
【4-1-j】	岡崎大学履修規程	
【4-1-k】	岡崎大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項	
【4-1-l】	令和7年度岡崎女子大学第1回教授会議事録	
【4-1-m】	実習の手引き（抜粋）	
【4-1-n】	岡崎大学学則	【資料F-3】と同じ
【4-1-o】	2025年度卒業研究・長期フィールド実習発表会について	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分のURL		
【4-2-1】	本学Webサイト 岡崎大学の理念・教育目的と全学三方針	【1-1-1】と同じ
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	大学・短期大学運営会議規程	【1-1-2】と同じ
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-3】	令和8年度履修要項（p.3-7）	【資料F-14】と同じ
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-4】	令和8年度履修要項（p.10-11）	【資料F-13】と同じ
履修に関する規則		
【4-2-5】	岡崎大学履修規程	【4-1-j】と同じ
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-6】	岡崎大学・岡崎短期大学教務委員会規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-7】	シラバスを作成する際の注意事項	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-8】	岡崎大学・岡崎短期大学教養教育充実化検討会議規程	
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	令和7年度第11回子ども教育学科学科会議事要録	【4-1-a】と同じ
【4-2-b】	令和7(2025)年度岡崎女子大学・岡崎女子短期大学第7回教務委員会議事録	【4-1-b】と同じ
【4-2-c】	令和6年度第5回大学・短期大学運営会議議事要録	【1-1-u】と同じ
【4-2-d】	令和7年度岡崎女子大学臨時教授会議事録（11月）	【4-1-d】と同じ
【4-2-e】	教育実習懇談会、保育所実習懇談会資料	【4-2-j】【4-2-k】と同じ
【4-2-f】	令和8年度履修要項（p.3-7）	【資料F-14】と同じ
【4-2-g】	令和8年度履修要項（p.10-11）	【資料F-13】と同じ
【4-2-h】	岡崎大学履修規程	【4-1-j】と同じ
【4-2-i】	令和8年度授業科目のシラバス作成について（お願い）	
【4-2-j】	シラバスを作成する際の注意事項	【4-2-7】と同じ
【4-2-k】	令和7年度岡崎女子大学・岡崎女子短期大学第10回教務委員会議事録	
【4-2-l】	令和7年度教養教育充実化検討会議議事録	
【4-2-m】	長期フィールド実習の手引き	
【4-2-n】	第10回丘の上の音楽会	

岡崎大学

【4-2-o】	第13回岡崎女子大学子ども教育フォーラム	
【4-2-p】	2025年度卒業研究・長期フィールド実習発表会について	【4-1-o】と同じ
【4-2-q】	授業に関する自己点検報告書（令和7年度前期）	【2-3-e】と同じ
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	令和8年度履修要項（p.7）	【資料F-14】と同じ
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	令和8年度履修要項（p.7）	【資料F-14】と同じ
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	本学Webサイト 教育学部のアセスメント・ポリシー https://okazaki.ac.jp/image/about/policy_okajo/assessment.pdf	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	大学・短期大学運営会議規程	【1-1-2】と同じ
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-5】	岡崎女子大学の内部質保証の取り組みについて	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-6】	令和7年度第11回大学・短期大学運営会議議事録	【1-1-w】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	令和8年度履修要項（p.5-7）	【資料F-14】と同じ
【4-3-b】	本学Webサイト 教育学部のアセスメント・ポリシー	【4-3-3】と同じ
【4-3-c】	令和7年度岡崎女子大学子ども教育学部のアセスメント・ポリシー	
【4-3-d】	令和7年度第2回岡崎女子大学自己点検評価委員会議事録	【2-1-m】と同じ
【4-3-e】	本学Webサイト 就職状況 https://okazaki.ac.jp/about/disclosure_okajo/univrelease/#univrelease08	
【4-3-f】	学修状況アンケート結果	
【4-3-g】	ジェネリックスキルテスト結果	
【4-3-h】	本学Webサイト 資格取得状況 https://okazaki.ac.jp/about/disclosure_okajo/univrelease/#univrelease07	
【4-3-i】	2025年度(令和7年度)学生による授業アンケート集計結果	【1-1-o】と同じ
【4-3-j】	授業に関する自己点検報告書（令和7年度前期）	【2-3-e】と同じ
【4-3-k】	ディプロマサブリメント様式	
【4-3-l】	GPA 分布図	
【4-3-m】	岡崎女子大学 9期生卒業生職場訪問 教育改革活動研究アンケート調査への協力依頼	
【4-3-n】	R7 卒業生職場訪問アンケート 幼稚園・保育所・こども園 所属長様用	
【4-3-o】	子ども教育学部通信	【2-2-4】と同じ

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	岡崎大学の意思決定に関する組織図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	大学・短期大学運営会議規程	【1-1-2】と同じ
学長の職務権限に関する規則		

岡崎大学

【5-1-3】	岡崎大学・岡崎短期大学学長職務規程	
教授会に関する規則		
【5-1-4】	岡崎大学教授会規程	【1-1-q】と同じ
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-5】	教授会開催日・議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-6】	岡崎大学・岡崎短期大学学生懲戒規程	
事務局組織図		
【5-1-7】	令和8（2026）年度岡崎大学・岡崎短期大学事務局運営組織図	
事務分掌に関する規則		
【5-1-8】	学校法人清光学園業務組織規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-9】	事務職員等の採用・昇任に関する規程	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	学長室会議規程	【2-1-3】と同じ
【5-1-b】	岡崎大学自己点検・評価委員会規程	【2-1-e】と同じ
【5-1-c】	岡崎大学・岡崎短期大学ガバナンス・コード【第2版】	【2-3-u】と同じ
【5-1-d】	岡崎大学内部質保証のための組織図	【2-1-2】と同じ
【5-1-e】	岡崎大学・岡崎短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	岡崎大学教員資格審査に関する内規	
【5-2-2】	岡崎大学教員の審査に関する基準	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-3】	岡崎大学教員資格審査委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	令和8（2026）年度専任教員配置	
【5-2-b】	本学Webサイト 大学設置の趣旨 https://okazaki.ac.jp/about/disclosure_okajo/	
【5-2-c】	岡崎大学教育職員の勤務に関する内規	
【5-2-d】	学校法人清光学園定年規程	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	岡崎大学・岡崎短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【2-1-f】と同じ
FDの実施報告書		
【5-3-2】	令和7年度FD活動報告書	
SDの方針・計画		
【5-3-3】	岡崎大学・岡崎短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程	【5-1-e】と同じ
SDの実施報告書		
【5-3-4】	令和7年度SD活動報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	令和7年度第1回FD委員会議事録	

岡崎大学

【5-3-b】	令和7年度第8回IR推進室会議議事録	【1-1-n】と同じ
【5-3-c】	令和7年度第1回SD委員会議事録	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	令和7年度 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 研究環境整備調査結果（データ集1）	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	岡崎大学・岡崎短期大学教育研究等環境の整備に関する方針	【3-5-1】と同じ
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	岡崎大学・岡崎短期大学研究倫理委員会規程	
【5-4-4】	岡崎大学・岡崎短期大学研究倫理指針	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-5】	研究費執行ガイドブック	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-6】	岡崎大学・岡崎短期大学個人研究費規程	
研究活動に対するRAなど人的支援に関する規則		
【5-4-7】	該当なし	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-8】	令和8（2026）年度科学研究費助成事業等公募開始について	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-9】	令和8年度科研費採択一覧表	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	岡崎女子大学・岡崎女子短期大学「研究紀要第59号」	
【5-4-b】	令和7年度研究発表会・研究交流会開催案内	
【5-4-c】	令和7年度研究倫理教育研修資料	
【5-4-d】	岡崎大学・岡崎短期大学公的研究費の適正な取扱いに関する規程	
【5-4-e】	岡崎大学・岡崎短期大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規程	
【5-4-f】	岡崎大学・岡崎短期大学公的研究費内部監査規程	
【5-4-g】	研究データの保存等に関するガイドライン	
【5-4-h】	岡崎大学・岡崎短期大学研究データポリシー	
【5-4-i】	岡崎大学・岡崎短期大学オープンアクセス方針	【3-5-o】と同じ
【5-4-j】	岡崎大学・岡崎短期大学機関リポジトリ運用指針	
【5-4-k】	岡崎大学・岡崎短期大学研究支援室規程	
【5-4-l】	研究倫理eラーニング受講状況一覧	
【5-4-m】	科学研究費申請に係る研究支援サービスについて	
【5-4-n】	岡崎女子大学・岡崎女子短期大学子ども好適空間研究第7号	
【5-4-o】	岡崎大学・岡崎短期大学公的研究費の管理・監査体制	
【5-4-p】	研究倫理審査申請書	
【5-4-q】	研究倫理審査申請書受付整理簿	
【5-4-r】	岡崎大学教育学部研究倫理チェックシート	
【5-4-s】	学長裁量経費規程	
【5-4-t】	岡崎大学・岡崎短期大学子ども好適空間研究所規程	
【5-4-u】	公募要領	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	学校法人清光学園職員行動憲章	
情報公表に関する規則		
【6-1-2】	学校法人清光学園情報公開に関する規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-3】	本学ホームページ「情報公開・修学上の情報等」 https://okazaki.ac.jp/about/disclosure_okajo/	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-4】	本学ホームページ「情報公開・設置認可・届出申請書等」 https://okazaki.ac.jp/about/disclosure_okajo/	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-5】	内部統制システムの基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-6】	学校法人清光学園の内部統制の組織図	
内部統制に関する規則		
【6-1-7】	学校法人清光学園業務組織規程	【5-1-8】と同じ
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-8】	岡崎大学・岡崎短期大学セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン	【3-4-n】と同じ
個人情報保護に関する規則		
【6-1-9】	岡崎大学・岡崎短期大学個人情報の保護に関する規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-10】	岡崎大学・岡崎短期大学危機管理会議規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-11】	危機管理に関するマニュアル	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	岡崎大学・岡崎短期大学の使命と目標	【3-2-1】と同じ
【6-1-b】	岡崎大学内部質保証の方針	【1-1-j】と同じ
【6-1-c】	岡崎大学・岡崎短期大学ガバナンス・コード【第 2 版】	【2-3-v】と同じ
【6-1-d】	学校法人清光学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【6-1-e】	学校法人清光学園理事会規程	【2-1-j】と同じ
【6-1-f】	学校法人清光学園常任理事会規程	【2-1-k】と同じ
【6-1-g】	学校法人清光学園監事監査規程	
【6-1-h】	学校法人清光学園内部監査規程	
【6-1-i】	岡崎大学・岡崎短期大学人権擁護規程	【3-4-m】と同じ
【6-1-j】	学校法人清光学園公益通報保護に関する規程	
【6-1-k】	岡崎大学・岡崎短期大学大規模地震対応消防計画	【3-5-p】と同じ
【6-1-l】	危機管理対応マニュアル	
【6-1-m】	危機場面（自死防止）対応指針	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	学校法人清光学園の意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	第 356 回理事会議事録及び第 357 回理事会議事録	
理事を選任する会議体の規則		

岡崎大学

【6-2-3】	学校法人清光学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-4】	定時評議員会 議事録（令和 7 年 6 月 10 日開催）	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-5】	第 337 回理事会議事録	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-6】	理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	大学運営協議会規則	【2-1-1】と同じ
【6-2-b】	理事会・評議員会開催状況	【資料 F-11】と同じ
【6-2-c】	学校法人清光学園常任理事会規程	【2-1-k】と同じ
【6-2-d】	Seiko G PLAN 2022-2026	【資料 F-9】と同じ
【6-2-e】	評議員会議事録（令和 7 年 3 月 31 日開催）定時評議員会 議事録（令和 7 年 6 月 10 日開催）	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	令和 7 年 6 月 10 日定時評議員会議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	令和 7 年 6 月 10 日定時評議員会議事録	【6-2-4】と同じ
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	令和 7 年 3 月 31 日評議員会議事録及び令和 7 年 6 月 10 日定時評議員会議事録	【6-2-e】と同じ
監事監査に関する規則		
【6-3-4】	学校法人清光学園監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-5】	令和 7 年度監事監査計画書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	学校法人清光学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【6-3-b】	学校法人清光学園理事会規程	【2-1-j】と同じ
【6-3-c】	学校法人清光学園常任理事会規程	【2-1-k】と同じ
【6-3-d】	監事監査報告書	【資料 F-12】と同じ
【6-3-e】	理事会・評議員会開催状況	【資料 F-11】と同じ
【6-3-f】	学校法人清光学園監事監査規程	【6-1-g】と同じ
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	令和 8 年度の予算申請について	
財務計画書		
【6-4-2】	事業計画書	【資料 F-7】と同じ
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	当座貸越契約書（岡崎信用金庫、大垣共立銀行）	
資産運用に関する規則		
【6-4-4】	学校法人清光学園資金運用管理規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	Seiko G PLAN 2022-2026	【資料 F-9】と同じ
【6-4-b】	学校法人清光学園経営改善計画書（令和 7 年 10 月 10 日理事会決定）	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	学校法人清光学園経理規程、同施行細則	

会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-2】	寄附行為第 51 条（会計監査人の選任）	【資料 F-1】と同じ
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-3】	三様監査資料（令和 7 年度決算）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	学校法人清光学園固定資産及び物品管理規程	【3-5-1】と同じ
【6-5-b】	固定資産及び物品調達規程	
【6-5-c】	寄附行為第 29 条	【資料 F-1】と同じ
【6-5-d】	学校法人清光学園監事監査規程	【6-1-g】と同じ

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 教育資源の提供		
【A-1-1】	岡崎市スパイラルアップ研修概要	
【A-1-2】	西尾市スパイラルアップ研修概要	
【A-1-3】	連携市特別企画講座概要	
【A-1-4】	スパイラルアップ研修・ステップアップ研修リスト	
【A-1-5】	丘咲祭パンフレット	
A-2. 地域交流		
【A-2-1】	地域貢献とボランティア活動先一覧	
【A-2-2】	ネイチャーウォッチングだより	
【A-2-3】	みかわっ国ボランティア募集のお知らせ	
A-3. 教育的連携		
【A-3-1】	幼児教育祭パンフレット	
【A-3-2】	第 25 回学生フォーラムプログラム	
【A-3-3】	第 25 回地域活性化フォーラムリーフレット	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。